

# 官報 号外 昭和五十一年五月二十一日

## ○第七十七回 参議院会議録第十三号

昭和五十一年五月二十一日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十三号

昭和五十一年五月二十一日

午前十時開議

第一 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 在外公館の名称及び位置並びに在外勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 濱戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
以上四件を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長高橋雄之助君。

公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
以上のとおり協定した。

1 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国への入国、当該領域内における旅行、居住及び滞在並びに当該領域からの出国の権利に関し、最惠国待遇を与えられる。

2 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国において、身体及び財産の保護及び保障に関し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

3 いづれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が、公判前の拘禁であるとその他の場合における拘禁であるとを問わず、拘禁された場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、直ちに、最寄りの地にある当該他方の締約国の権限のある領事官に通報しなければならない。当該他方の締約国の領事官は、逗留なくその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

4 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国において、すべての強制軍事服役並びにこの服役の代わりとして課されるすべての租税及び軍事課徴金を免除される。

5 いづれの一方の締約国の国民も、4に定める軍用徵収又は強制宿營に関し、第三國の国民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

6 いづれの一方の締約国の国民も、他方の締約国において、第三國の国民に課される租税、手数料若しくは課徴金以外の又はこれらよりも重いかかる種類の租税、手数料又は課徴金をも課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に関する特定の



第八条  
1 いづれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約国との船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、同様の場合に自国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与えると同様の援助、保護及び免除を与える。その船舶から救い上げられた物品は、それが国内消費のために搬入されない限り、すべての関税を免除される。

2 いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し又は難破した場合に、当該他方の締約国の関係当局は、最寄りの地にある船舶所属国の権限のある領事官又は、領事官がいない場合には、当該船舶所属国の外交使節団に対し、その旨を通報する。

## 第九条

1 ハンガリー人民共和国側にあつては、外国の国民及び法人と商事契約を締結する権限を与える者は、独立の法人である外国貿易企業及びハンガリーの法令によつて外国貿易を行う権限を与える他の独立の法人のみである。

2 各締約国は、日本国の国民若しくは第二条の法人とハンガリー人民共和国の1の法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従つて執行するものとする。ただし、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

3 (1) 仲裁判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた締約国のある機関に對し、その当事者が次のいづれかについての証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(2) 2の契約又は約定の当事者が、その当事

者に適用される法令により無能効力者であつたこと又は前記の契約又は約定が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適當な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することが不可能であつたこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むこと。ただし、仲裁付託された事項に関する判断が付託されなかつた事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判断を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つていなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つていなかつたこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至つていなかつたこと又は、その判断が行われた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

の秩序に反すること。

## 第十条

両締約国は、両国間の貿易を発展させ及び経済関係を強化することを目的として相互の利益のために協力するよう並びに、特にそれぞの領域内における経済の発展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を奨励しがち容易にするよう、それぞれの国の法令に従い、努力するものとする。

## 第十二条

各締約国は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に関し他方の締約国が行う申入れに対し好意的考慮を払うものとし、また、当該他方の締約国は、政府に対する協議のための適当な機会を与える。

## 第十三条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにブダペストで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところによつて終了する時まで効力を存続する。

3 いづれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十五年十月二十日に東京で、英語によって本書二通を作成した。

日本国政府のために  
宮澤喜一

ハンガリー人民共和国政府のために  
ハサウエー

## 議定書

## J・ビーロー

## 5

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受け、同条約の不可

分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

1 同条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定、国際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有しており又は有することがある権利及び義務を害するものと解してはならない。

2 同条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関し、いかなる権利をも許与し、又はいかなる義務をも課すものと解してはならない。

3 同条約第一條の最惠国待遇の規定は、両締約国が旅券及び査証に関する事項について引き続き国内法令に基づいて決定することを妨げないものと了解される。

また、その規定は、いづれか一方の締約国が特別の協定により旅券及び査証に関する事項について第三国との国民に与える利益には適用されないものと了解される。

4 同条約第一條の規定は、当該他方の締約國が拘禁された時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならぬ。

(a) 同条約にいう通報は、当該他方の締約國の国民が拘禁された時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならぬ。

(b) 当該他方の締約國の領事官は、当該他方の締約國の国民が拘禁された時からいかなる場合にも四日以内にはその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

(c) 同条約第九條のいかなる規定も、いづれか一方の締約國が千九百五十八年六月十日の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約

国として有しておりますと解してはならない。及び義務を害するものと解してはならない。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百七十五年十月二十日に東京で、英語によつて本書二通を作成した。

日本政府のために  
宮澤喜一

ハンガリー人民共和国政府のために  
J・ビーロー

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認をすることを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十一年五月十四日

参議院議長 河野謙三殿  
衆議院議長 前尾繁三郎

経済協力開発機構金融支援基金を設立する  
協定の締結について承認を求めるの件  
経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済協力開発機構金融支援基金を設立する  
協定

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク連邦、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、日本国、ニュージーランド、ノールウェー王国、フィンランド、フランス共和国、ベルギー王国、ボルトガル共和国及びルクセンブルグ大公国の政府は、

貿易その他の経常勘定取引を制限し又は輸出及び経常的貿易外受取を人為的に刺激するよう一方的措置をとることを回避すること、並びに  
適当な国内経済政策及び国際経済政策（適切な国際收支政策並びにエネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策を含む。）をとること

が必要であることを確信し、

国際収支のための融資において国際通貨基金が果たす中心的な役割を認識し、現在の経済の状況にかんがみ、例外的な場合は、深刻な経済的困難に直面した締約国が利用してきた他の信用調達先を補足することが必要であることを考へし、

したがつて、経済協力開発機構金融支援基金を限られた期間設立することが必要であることを考慮し、この協定の主眼点が、同金融支援基金による貸付けに伴う危険をすべての締約国間で公平に分担することであることを考慮し、

国際決済銀行が同金融支援基金の業務を補助する意思を有することを考慮し、

この協定の案文を承認し及びこの協定への署名を経済協力開発機構の加盟国に勧告する千九百七十五年四月七日の経済協力開発機構の理事会の決定を考慮して、

次のとおり協定した。

経済協力開発機構金融支援基金を設立する  
協定

第一項 基金  
この協定により経済協力開発機構金融支援基金（以下「基金」という。）を設立する。基金の任務は、この協定の規定に従い、かつ、経済協力開発機構（以下「O E C D」という。）のわく内において遂行される。O E C D の加盟国で基金の支払責任は、加盟国の割当額を最高限度とする。

第二項 目的  
基金の目的は、次のとおりとする。

#### (a) (i) 加盟国が、貿易その他の経常勘定取引を制限し又は輸出及び経常的貿易外受取を人為的に刺激するような一方的措置をとることを回避すること、並びに

加盟国が、適当な国内経済政策及び国際経済政策（適切な国際收支政策並びにエネルギーの生産増加及び節約を促進するための協力的政策を含む。）をとること

を奨励し及び助けること。

(b) 現在の経済の状況にかんがみ、例外的な場合には、深刻な経済的困難に直面した加盟国が利用してきた他の信用調達先を補足することに限られた期間設立のこと。

(c) 加盟国に対する基金による貸付けに伴う危険が、貸付資金の調達方法のいかんを問わず、各加盟国の割当額に比例しかつそれ限りられた期間設立することを確保すること。

この協定に基づくすべての決定は、これらの目的を指針として行う。

第二条 加盟国の地位  
基金の加盟国の地位は、第二十三条の規定に従つてこの協定の締約国となるO E C D の加盟国に開放する。

#### 第三条 加盟国の割当額及び責任

第一項 割当額の設定  
加盟国は、それぞれ、付表に掲げる額の割当額を有する。付表に掲げる割当額の総額は、二百億特別引出権（以下「S D R」という。）である。

(a) 加盟国は、それぞれ、付表に掲げる額の割当額を有する。付表に掲げる割当額の総額は、二百億特別引出権（以下「S D R」という。）である。

(b) 加盟国は、S D R 表示で設定する。S D R の評価方法は、第十四条に定めるところによる。

(c) 加盟国は、S D R 表示で設定する。S D R の評価方法は、第十四条に定めるところによる。

(d) 加盟国は、S D R 表示で設定する。S D R の評価方法は、第十四条に定めるところによる。

(e) 加盟国は、S D R 表示で設定する。S D R の評価方法は、第十四条に定めるところによる。

#### 第一項 基金の責任

基金の支払責任は、基金自体の資産及び加盟国がこの協定に従い基金に供与する義務を負う資金の額を超えないものとする。

O E C D は、基金の作為及び不作為についていかなる責任をも負わない。

#### 第五条 貸付け

第一項 貸付け権限  
この協定に別段の定めがある場合を除くは、基金の業務は、第七条から第九条までの規定に従つて供与される資金により加盟国に対して貸付けを行うことに限定される。この条の規定に基づく貸付権限は、この協定の効力発生の日から二年間存続する。

第二項 貸付けを受ける資格  
運営委員会に対し、次のことを申し立てなければならない。

(i) 自国が深刻な対外支払上の困難に直面していること。

(ii) 自国がその対外準備を最大限かつ適正に使用したこと及び他の資金源から合理的な条件で資金を取得するために最善の努力を払つたこと。

第三項 貸付けの額及び条件  
自國が他の多数国間の信用供与制度を最大限かつ適正に利用したこと。

運営委員会は、基金に貸付けを申請する加盟国が(i)に掲げる資格要件を満たしていること及びその加盟国の政策が第一条第二項(a)に定める基金の目的と矛盾していないことを確認しなければならない。

(a) 貸付額は、次条第一項の規定に従つて決定する。

(b) 貸付額は、次条第一項の規定に従つて決定する。

(c) 貸付額は、七年を超えないものとする。

(d) 貸付期間は、七年を超えないものとする。

(e) 基金から貸付けが行われる際に、次の(i)及び(ii)のために必要な経済政策上の条件を、基

## 官報 (号外)

- (ii) 金から貸付けを受ける加盟国(以下「借入国」といふ。)と基金との間で取り決める。
- (i) 借入国の对外支払事情を適当な期間内に是正すること。
- (ii) 基金の目的を達成すること。
- (d) 運営委員会は、貸付けを分割して行うこと及びその貸付けの各分割部分を(c)の規定に基づいて定められる条件が遵守されていると運営委員会が認めることを条件として供与することを決定することができる。
- (e) 借入国は、借り入れた資金を基金の目的に従つて使用することを約束する。運営委員会は、借入国の経済政策及び(c)にいう条件の実施状況を常時検討する。
- (f) 基金による貸付けに対する支払われる利子の率は、運営委員会が、貸付けが行われる時における諸条件に照らし、かつ当該貸付けのための資金の調達について基金が支払う利子の率に妥当な考慮を払つて決定するものとし、当該基金が支払う利子の率を下回らないものとする。
- (g) 運営委員会は、貸付けに伴つて必要となる費用を賄うために十分な事務手数料を課することができる。

## 第四項 期限前返済

- (a) 借入国と基金との間の貸付取決め中に次の(i)又は(ii)の趣旨の規定が設けられている場合には、基金による貸付けのための資金を基金に貸し付けた者が期限前返済を受諾する限度において、
- (i) 借入国は、借入残高の全部又は一部を期限前に返済することができる。
- (ii) 貸付けを受けた後国際収支状況が実質的に改善された借入国は、投票(その借入国の中の投票を除く。)の三分の二以上の多数による運営委員会の決定により、借入金の全部又は一部を期限前に返済することを要求されることがある。
- (d) 基金は、(a)の規定に従つて期限前に返済されるとともに、(i)から(vi)までに規定する多數決の要件を満たさなければならぬ。
- (b) 基金は、(a)の規定に従つて期限前に返済される資金を、基金に対し資金を貸し付けた者で期限前返済を受諾するものに対し、当該基金による貸付けのための資金を基金に貸し付けた額に比例して期限前に返済するために使する。

## 第六条 貸付けの決定

- (a) 基金からの貸付けについての加盟国の要請は、諸問委員会の提案に基づいて運営委員会が検討する。
- (b) 貸付けを行うためには、運営委員会が次の事項につき一括して一つの決定を行うことを必要とする。
- (i) 借入国となる國の適格性
- (ii) 前条第三項(c)及び(d)に規定する貸付けの条件
- (iii) 貸付けの額及び期間
- (iv) 貸付けのための資金調達の方法
- (v) 直接貸付けによつて供与される資金について加盟国に支払う利子の率及び借入国に決定する基準
- (vi) 貸付けを行うことを決定するには、その貸付けを行つた場合における当該借入国に対する基金の貸付残高が、当該借入国の割当額を超えないときは、投票の三分の二以上の多数によることを必

- (a) 運営委員会は、具体的な貸付条件及びこの条の規定に基づくすべての資金移転が実施される期日を定める貸付取決めの最終案文を決定する。その決定は、第一項(c)及び(d)に定めるものと同じ多數決の要件を満たす投票権数を有する加盟国の合意によることを必要とする。
- (b) 基金による市場借り入れのための交渉が(a)にいう期日に完了しない場合には、その交渉は、満足すべき条件で完了するまで繼續することができる。
- (c) 当該借入国は、(a)の規定に従つて次条第一項(b)並びに第十三条第一項(b)の規定に基づく請求の場合にあつては、前項に定義する第五項(b)の規定に基づく請求の場合にあつては、一定額の資金を基金に移転するこ

- (d) 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (e) 第三項 請求の定義

- (f) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (g) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (h) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (i) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (j) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (k) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (l) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (m) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (n) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (o) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (p) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (q) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (r) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (s) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (t) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (u) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (v) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (w) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (x) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (y) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (z) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (aa) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (bb) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (cc) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (dd) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ee) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ff) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (gg) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (hh) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ii) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (jj) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (kk) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ll) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (mm) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (nn) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (oo) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (pp) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (qq) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (rr) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ss) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (tt) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (uu) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (vv) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ww) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (xx) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (yy) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (zz) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (aa) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (bb) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (cc) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (dd) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ee) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ff) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (gg) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (hh) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ii) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (jj) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (kk) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ll) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (mm) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (nn) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (oo) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (pp) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (qq) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (rr) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ss) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (tt) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (uu) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (vv) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ww) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (xx) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (yy) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (zz) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (aa) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (bb) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (cc) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (dd) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ee) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ff) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (gg) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (hh) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ii) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (jj) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (kk) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ll) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (mm) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (nn) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (oo) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (pp) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (qq) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (rr) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ss) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (tt) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (uu) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (vv) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ww) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (xx) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (yy) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (zz) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (aa) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (bb) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (cc) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (dd) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ee) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ff) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (gg) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (hh) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ii) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (jj) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (kk) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ll) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (mm) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (nn) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (oo) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (pp) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (qq) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (rr) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ss) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (tt) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (uu) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (vv) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ww) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (xx) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (yy) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (zz) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (aa) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (bb) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (cc) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (dd) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ee) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ff) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (gg) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (hh) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ii) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (jj) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (kk) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ll) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (mm) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (nn) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (oo) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (pp) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (qq) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (rr) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ss) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (tt) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (uu) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (vv) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ww) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (xx) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (yy) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (zz) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (aa) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (bb) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (cc) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (dd) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ee) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ff) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (gg) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (hh) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ii) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (jj) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (kk) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ll) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (mm) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (nn) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (oo) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (pp) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (qq) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (rr) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (ss) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

- (tt) 第三項 請求とは、加盟国に対する基金の通告であつて、

(b) 加盟国は、その未請求割当額を超えない範囲内において、(a)に規定する比率よりも高い比率で、直接貸付け若しくは個別貸付予約を提供し又は共同貸付予約に参加することとに同意することができる。

#### 第五項 移転通貨

(a) 基金に対するすべての資金の移転は、実際上交換可能通貨による。この移転は、要求があり次第加盟国によつて支払われる債務証書によることができる。

(b) この協定の適用上、「実際上交換可能通貨」とは、加盟国の通貨であつて、運営委員会が基金の業務のため他の加盟国の通貨に交換可能であると決定するものをいう。

#### 第六項 基金による借入れ

(a) この協定に基づく基金による借入れは、加盟国の領域内で行わる。この借入れは、国内金融市場（公的機関を含む）若しくは国際金融市場において又は国際的機関から、行うことができる。

(b) 基金は、国内金融市場又は国際金融市場において借入れを行う場合には、必要な法的許可を得るほか、市場の状況その他の関連要素に妥当な考慮を払う。自國の領域内で借入れが行われる加盟国は、国際金融市場において借入れを行う旨の基金の申出に対し、好意的な考慮を払う。基金は、加盟国の国内金融市場において借入れを行う前に、その加盟国の許可を得るものとし、また、国際金融市場において借入れを行う前、その借入れが自國の通貨で行われる加盟国から要請がある場合には、その加盟国の許可を得る。

(c) (b)の規定に従うことを条件として、加盟国は、自國の領域内の金融機関が基金の発行する証券を購入する資格を有するよう最善の努力を払う。

#### 第七項 証券面に記載すべき文言

基金が発行する各証券には、いかなる政府の

債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。

#### 第八項 負債の証明

加盟国が基金からの請求又は指示により資金を基金に移転する場合には、基金は、その加盟国に對し、移転される額につきその加盟国に対する負債を証明する証書を発行する。その証書は、運営委員会が承認する条件でのみ譲渡される。

#### 第九条 借入の証明

債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。

#### 第十項 利子及び他の手数料のための余裕額

この条の規定に基づく請求が個別貸付予約を提供すべき旨の請求を含む場合には、運営委員会は、個別貸付予約を提供する各加盟国につき、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための余裕額を決定するものとし、その余裕額は、その加盟国の個別貸付予約に含める。

#### 第十一項 資金提供の義務

基金が個別引受けの請求を行う場合には、加盟国は、選択により、次のいずれかの方法によつてその義務を履行する。

(a) 直接貸付けの場合には、資金を基金に移転すること。

#### 第十二項 個別貸付予約の条件

(a) 加盟国が前項(b)の規定に基づく個別貸付予約を提供する場合には、基金は、必要な資金を前条第六項(b)の規定に従い国際金融市場又は国内金融市場において調達するよう努める。

(b) 基金による基金名義の借入れのために個別貸付予約（第三項(b)の規定に基づつて定められる利子及び他の手数料のための余裕額を含む）を提供すること。

#### 第十三項 個別貸付予約の条件

(a) 加盟国が前項(b)の規定に基づく個別貸付予約を提供する場合には、基金は、必要な資金を得るほか、市場の状況その他の関連要素に妥当な考慮を払う。自國の領域内で借入れが行われる加盟国は、国際金融市場において借入れを行う旨の基金の申出に対し、好意的な考慮を行つた。

(b) 基金は、加盟国の国内金融市場において借入れを行う前に、その借入れが自國の通貨で行われる加盟国から要請がある場合には、その加盟国の許可を得る。

#### 第十四項 個別貸付予約の減額

基金が個別貸付予約に基づく借入れについて元本の返済を行うときは、加盟国の当該個別貸付予約は、当該返済の額が基金によるその借入額の当該返済の直前ににおける残高に対して占める割合と同じ割合で減額される。

#### 第十五項 個別引受けについての早期返済

運営委員会は、投票の三分の二以上の多数により、直接貸付け及び個別貸付予約に基づく借入れにつき期限前に返済することを、それらの資金提供を行つたすべての加盟国の同意を得て、決定することができる。基金は、その返済のための資金を取得するため、次条の規定に従

う利子の支払又は元本の返済のために使用してはならない。

#### 第十六項 利子及び他の手数料のための余裕額

この条の規定に基づく請求を含む場合には、運営委員会は、個別貸付予約を提供する各加盟国につき、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための余裕額を決定するものとし、その余裕額は、その加盟国の個別貸付予約に含める。

#### 第十七項 資金提供の義務

基金は、第五条、前条第五項及び次条第三項の規定の適用上必要な資金を取得するため、共同貸付予約に基づく借入れを行うことができる。

#### 第十八項 借入の証明

債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。

#### 第十九項 加盟国による借入の証明

この条の規定に基づく請求を含む場合には、運営委員会は、個別貸付予約を提供する各加盟国につき、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための余裕額を決定するものとし、その余裕額は、その加盟国の個別貸付予約に含める。

#### 第二十項 資金提供の義務

基金は、第五条、前条第五項及び次条第三項の規定の適用上必要な資金を取得するため、共同貸付予約に基づく借入れを行うことができる。

#### 第二十一項 借入の証明

債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。

#### 第二十二項 利子及び他の手数料のための余裕額

この条の規定に基づく請求を含む場合には、運営委員会は、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための余裕額を決定するものとし、その余裕額は、各加盟国につき、基金による貸付けのための資金提供における分担額に対しそれぞれ同じ比率となるようにする。

#### 第二十三項 次項に規定する利子及び他の手数料のための余裕額

基金が借り入れる額についての当該加盟国の分担額

#### 第二十四項 第三項に規定する危険分担のための準備額

第三項に規定する危険分担のための準備額

#### 第二十五項 利子及び他の手数料のための余裕額

運営委員会は、基金による借入れについての利子及び他の手数料のための適切な余裕額を決定するものとし、その余裕額は、各加盟国につき、基金による貸付けのための資金提供における分担額に対しそれぞれ同じ比率となるようになる。

#### 第二十六項 危険分担のための準備額

運営委員会は、危険分担のための準備額を決定するものとし、その準備額は、各加盟国につき、第一項(b)(i)及び(ii)に掲げるものの合計額に對し、五十分の一セントを超えない範囲内で、それと同じ百分率となるようになる。ただし、加盟国は、これを超える額に同意することができる。

#### 第二十七項 共同貸付予約の減額

基金が共同貸付予約に基づく借入れについての資金を取得するため、次条の規定に従

元本の返済を行うときは、各加盟国の当該共同貸付予約は、当該返済の額が基金によるその借入れの当該返済の直前における残高に対して占める割合と同じ割合で減額される。

**第十条 加盟国の債権に応じた融資**

第一項 融資の要請

基金に対して直接貸付けを提供した加盟国は、自國が第五条に定める貸付けを受けるための資格要件を満たしていること又は六箇月以内にその要件を満たすことが予想されることを申し立てることができる。その加盟国は、この全部又は一部に等しい額について基金からの貸付けを要請することができる。

**第二項 自発的融資**

加盟国は、前項の貸付けを要請する前に、基金に対する自國の直接貸付けに係る債権を譲り受けの旨の同意を基金を通じて他の加盟国から得るよう又はそれに代わる融資を国際決済銀行から受けるよう努める。

**第三項 融資についての決定**

運営委員会は、加盟国の要請について速やかに決定を行うものとし、要請を受諾する場合には、その決定において、前三条に規定するところにより、要請された額に関する資金調達について定める。この条の規定に基づく基金による貸付けについて支払われる利子の率は、第五条第三項(f)の規定に従つて決定する。

(b) この項の規定の適用上第八条に規定する直接貸付け又は個別貸付予約の請求を行うことが決定される場合には、その請求は、第六条第二項の規定に従うことを条件として、貸付けを要請した加盟国を除くすべての加盟国に対し、貸付けに必要な資金を調達するため、同項の規定に基づき前述の請求から除外された加盟国に対しても請求を行うものとし、必要

な場合には、借入国に対して貸付けの返済を求める要求を行なう。

(e) この項の規定に基づく決定は、投票(貸付けを要請した加盟国)の三分の二以上の多数によつて行なう。

**第四項 借入の権利**

この条の規定に基づき加盟国に対して行なう貸付けは、その加盟国(第五条の規定に基づく借入についての決定を行なうに当たつて考慮しない)の元本の返済及び利子の支払は、その貸付けの根拠となつてある直接貸付けに係る債権についての返済計画と同じ返済計画に従つて行なう。

**第五項 返済計画**

第三項の規定に基づいて貸し付けられる資金についての元本の返済及び利子の支払は、その貸付けの根拠となつてある直接貸付けに係る債権についての返済計画と同じ返済計画に従つて行なう。

**第六項 表示単位、利子率及び返済計画**

第一項 基金に対する貸付け等についての表示單位

(a) 基金に対する貸付け、当該貸付けの基礎となるとおりに、要請された額に関する資金返済及び利子の支払は、

(b) 直接貸付け並びに当該貸付けについての元本の返済及び利子の支払は、

(c) 個別貸付予約並びに共同貸付予約の場合は、運営委員会の決定により、SDR又は請求に従つて基金に移転される通貨、

(d) 個別貸付予約及び共同貸付予約の場合は、運営委員会の決定により、SDR又は基金が借り入れられる通貨

で表示される。

**第七項 基金に対する貸付けについての返済通貨**

第一項 加盟国の割当額について控除される額

(a) 第八条第三項(h)又は第九条第二項に規定する利子及び他の手数料のための余裕額並びに追加額

(b) 第九条第三項に規定する危険分担のための準備額

(c) 次条の規定に基づき当該加盟国から基金に移転される資金の当該加盟国に対する返済額

(d) 先に当該加盟国に対する第七条第三項に定義する請求

(e) 先に他の加盟国に対して行なわれた直接貸付

(f) 基金による貸付け並びにその元本の返済及び返済通貨

利子の支払は、第一項の規定に基づきその貸付けのための基金に対する貸付けについて設定される表示単位と同じ表示単位で表示するものとし、基金による貸付けについての基金に対する元本の返済及び利子の支払は、その貸付けのための基金を基金に貸し付けた者に対し基金が前項の規定に従つて支払う義務のある通貨で行なう。

(c) 基金が債務を履行することを可能にするため基金に対し資金を移転すべき旨の次条第四項及び第五項(b)の規定に基づく当該加盟国に対する請求

(d) 当該加盟国が第十条の規定に基づいて基金から行つた借入の返済。ただし、当該加盟国が提供した直接貸付けの対応する部分が返済されている範囲内においては、この限りではない。

(e) 基金が債務を履行することを可能にするため基金に対し資金を移転すべき旨の次条第四項及び第五項(b)の規定に基づく当該加盟国に対する請求

(f) 当該加盟国が第十三条の規定に基づいて基金から行つた借入の返済。ただし、当該加盟国が提供した直接貸付けの対応する部分が返済されている範囲内においては、この限りではない。

(g) 当該加盟国が提供した直接貸付けの返済。ただし、当該加盟国が第十三条の規定に基づいて基金から行つた借入の対応する部分を返済していない範囲内においては、この限りではない。

(h) 当該加盟国が個別貸付予約に基づく基金による借入れの返済

(i) 共同貸付予約のうちの当該加盟国の分担額

(j) 当該加盟国が個別貸付予約に基づく基金にて基金から行つた借入の対応する部分を返済していない範囲内においては、この限りではない。

(l) 第八条第三項(h)又は第九条第二項に規定する利子及び他の手数料のための余裕額並びに追加額

(m) 第九条第三項に規定する危険分担のための準備額

(n) 次条の規定に基づき当該加盟国から基金に移転される資金の当該加盟国に対する返済額

(o) 先に当該加盟国に対して行なわれた直接貸付けについての請求又はその一部であつて、そ

れに對応する債権を他の加盟国が第十条第二項の規定に基づき当該加盟国から譲り受けることとなつたもの。

(g) 第十条の規定に基づき当該加盟国が基金から行う借入れ

**第三項 割当額について控除される額の SDR 価値**

前二項に掲げるものの額を SDR で計算するため、それらの額は、資金が基金に移転された日又は貸付予約に基づき資金が基金によつて借り入れられた日における当該通貨の SDR 価値により SDR で表示される。

**第四項 加盟国の割当額について控除される額の限度**

第一項に規定する加盟国の割当額について控除される額の累積額から第二項に規定する復元される額の累積額を差し引いた額は、加盟国の割当額を超えてはならない。

#### 第十三条 基金の債務の履行

**第一項 債務の履行のための手続**

基金は、基金による貸付けについての元本の返済又は利子の支払を期日までに受領しない場合には、基金に対し資金を貸し付けた者に対する

(b) この条の規定に従つて取得する資金により元本、利子及び他の手数料の残高を完済すること。  
(c) この条の規定に基づく借入れを維持すること並びに、そのため、必要に応じ、利子及び他の手数料の残高の全部又は一部の支払に充てるために請求の増額を行うこと。

**第二項 共同貸付予約に基づく借入れによって生ずる債務**

基金に対し資金を貸し付けた者に対する債務であつて共同貸付予約に基づく借入れによつて生ずる債務

生ずるものについては、基金は、その債務を履行するため必要な額を次の方法によつて取得する。

(a) 第十五条に規定する勘定内の資金を引き出すこと。

(b) 基金に対する支払を期日までに行わなかつた借入国を除くすべての加盟国に対し、第九条第一項(b)の規定による各加盟国の共同貸付予約の額に比例しかつして資金を移転することによりその共同貸付予約を履行するよう指示すること。

**第二項 個別貸付予約に基づく借入れによって生ずる債務**

基金に対し資金を貸し付けた者に対する債務であつて第八条第一項(b)に規定する個別貸付予約に基づく借入れによつて生ずるものについては、基金は、その債務を履行するために必要な額を、その個別貸付予約を行つた加盟国に対し

(a) その個別貸付予約の額を限度として資金を移転するよう指示すること。  
(b) 直接貸付けにより又は前項の規定に従つて行われる個別貸付予約に基づく資金の移転によつて生ずる加盟国に対する債務については、當該元本又は利子に応じる必要な額をこの条の規定に従つて取得するものとし、運営委員会は、次のいずれかのことを決定する。

直接貸付けの結果としての債務

第一項 個別引受けの結果としての債務

加盟国がこの条の規定に基づく義務を履行することができなかつた場合には、支払うべき額につき、義務の不履行として扱う。基金に対する支払の遅延には、運営委員会が決定する利子及び違約手数料を課す。

**第七項 第四項及び第五項の規定に基づく加盟国に対する基金の債務の SDR 価値**

(a) この条の規定に基づく決済に当たり、第四項及び第五項の規定に基づく基金の債務は、

通貨で表示されている場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日から SDR で表示されているものとして計算する。この

目的のため、当該債務は、通貨で表示されてい場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日における SDR で表示される

その通貨の価値により SDR に換算し、更に SDR で表示されるその通貨の現在価値により再びその通貨に換算する。

(b) この項の規定に従つて加盟国から移転される資金は、加盟国に対し、加盟国が基金による当該貸付けについての返済に応じて受領する予定となつていた額又は前項の規定に従い加盟国が移転した額に比例して支払われる。

**第五項 危険分担**

(a) 第二項(b)の規定に基づく指示を受けた加盟国がこの条の規定に基づく請求又は指示を受けたその他の加盟国に対し、必要な額が移転されるまで、第九条第一項(b)の規定による各加盟国の共同貸付予約の額に比例しかつして資金は、その他の加盟国に対し、必要な額が移転されるまで、未請求割当額に比例しかつその範囲内で、更に請求を行う。

**第六項 義務の不履行**

加盟国がこの条の規定に基づく義務を履行することができなかつた場合には、支払うべき額につき、義務の不履行として扱う。基金に対する支払の遅延には、運営委員会が決定する利子及び違約手数料を課す。

**第七項 第四項及び第五項の規定に基づく加盟国に対する基金の債務の SDR 価値**

(a) この条の規定に基づく決済に当たり、第四項及び第五項の規定に基づく基金の債務は、

通貨で表示されている場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日から SDR で表示されているものとして計算する。この

目的のため、当該債務は、通貨で表示されてい場合には、関連する資金提供が基金に対して行われた日における SDR で表示される

その通貨の価値により SDR に換算し、更に SDR で表示されるその通貨の現在価値により再びその通貨に換算する。

(b) この項の規定に基づいて決済される額として表示される基準の債務の額が、この条の規定に基づいて決済される額として表示される額でその通貨で表示されるものと異なる場合には、その差額

は、次項の規定に基づいて決済する。

**第八項 この条の規定に基づき決済されるべき額**

で未決済のもの

加盟国がこの条の規定に基づく請求又は指示に従つて移転した資金の額及び前項(b)の未決済の額は、

(a) その資金の移転が行わるる基礎となつた債権又は債務の表示単位と同じ表示単位で引き続き表示する。

(b) 関連する基金に対する支払の遅延又は不履行が全部又は一部解消するときは、全部又は一部について決済されるものとし、関係債権者の間における決済額の分配は、債権の額に比例して行う。

(c) 清算の日においてなお未決済である場合には、第十九条第二項(b)及び(c)の規定に従つて清算する。

**第一項 評価方法**

この協定の適用上、通貨の SDR 表示による価値は、国際通貨基金が千九百七十四年七月一日から適用している評価方法を変更する場合に

は、運営委員会は、この協定の適用上、第三条第二項の規定と両立することを条件として、その変更後の評価方法を採用することを決定することができる。

**第二項 評価方法の変更**

(a) 国際通貨基金が千九百七十四年七月一日から適用している評価方法を変更する場合は、運営委員会は、この協定の適用上、第三条第二項の規定と両立することを条件として、その変更後の評価方法を採用することを決定することができる。

(b) 運営委員会が(b)にいう変更後の評価方法を採用することを決定した場合には、その評価方法は、運営委員会が投票の九十パーセント以上での多数により別段の決定を行わない限り、その決定の効力発生の後に行われる取引並びにその取引の結果として生ずる債権及び債務についてのみ適用する。

**第十五項 収支勘定**

基金は、利子又は事務手数料を含む他の手数料として受領した資金のうち基金に対し資金を貸し

<p>付けた者に支払うために必要なもの以外のものから、その業務のためのすべての費用を支弁する。これらの目的のための勘定内の資金は、運営委員会が決定するところによつて運用する。</p> <p><b>第十六条 組織及び運営</b></p>	
<p><b>第一項 基金の機関</b></p> <p>基金に、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>運営委員会</li> <li>事務局</li> <li>諮詢委員会</li> </ol>	
<p><b>第二項 運営委員会</b></p> <p>基金のすべての権限は、基金の運営について責任を有する運営委員会に属する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>運営委員会は、すべての加盟国で構成し、各加盟国は、上級財務職員によって代表される。各加盟国は、代表一人及び代表代理一人を任命する。代表代理は、運営委員会の会合に参加することができる。</li> <li>運営委員会は、その議長及び副議長を選出する。</li> <li>運営委員会は、通常、基金の本部において会任務を遂行し、基金の業務の必要に応じて会合する。</li> <li>運営委員会の会合においては、全加盟国の七十五パーセント以上に当たり、かつ、総投票権数の七十五パーセント以上を有する加盟国が出席していなければならぬ。</li> <li>運営委員会は、O E C D の理事会に対し、基金の活動について常時通報する。</li> </ol>	
<p><b>第三項 欧州経済共同体の代表権</b></p> <p>歐州共同体委員会の代表者は、運営委員会及び諮詢委員会の会合に参加する。</p> <p><b>第四項 他の国際機関との関係</b></p> <p>運営委員会は、国際通貨基金及び国際決済銀行との連絡並びにこれらの機関の代表者の運営</p>	
<p>委員会及び諮詢委員会の会合への参加を確保するため適当な措置をとる。</p> <p><b>第五項 投票</b></p> <p>(a) 各加盟国は、割当額に比例した数の票を有するものとし、その票は、運営委員会への代表又は、代表が不在のときは、代表代理が投票する。</p> <p>(b) 投票の結果は、次に定めるところに従つて決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>投票の結果のみを考慮する。</li> <li>別段の定めがある場合を除くほか、運営委員会のすべての決定は、投票の過半数によつて行う。</li> </ol> <p><b>第六条 第十条、第十四条、この条及び第二十条の規定に基づくいかなる決定も、必要とされる多数の票を投じた加盟国中に、投票した加盟国の中の半数以上が含まれていい限り、行うことができない。</b></p> <p><b>第七項 諒問委員会</b></p> <p>運営委員会は、郵便その他迅速な通信手段による投票により決定を行うことができる。</p> <p><b>第八項 本部</b></p> <p>各加盟国は、自國と基金との間の取引について責任を有する一の通貨当局を指定する。その通貨当局は、大蔵省、安定基金、中央銀行その他の通貨当局のうちのいずれかのものとする。</p> <p><b>第九項 指定当局</b></p> <p>D の本部に置く。</p> <p><b>第十項 代理人</b></p> <p>(a) 基金は、次に掲げる事務その他の事務について国際決済銀行が基金の代理人として行動することを認めるため、同銀行と合意することができる。</p> <p>(b) 基金は、会計帳簿を作成すること。</p> <p>(c) 基金が受領すべき金銭を受領すること。</p> <p>(d) 基金が行うべき支払を行うこと。</p> <p>(e) 基金の資産を寄託すること。</p> <p>(f) (a)の合意には、第八条第一項(b)又は第九条の規定に基づく基金による借入れに関する取決めをも含めることができる。</p> <p>(g) 代理人人は、運営委員会に対し、基金の資産負債勘定及び収支勘定についての報告を含む定期的な報告書を提出する。</p> <p><b>第十一項 独立の専門家による会計検査</b></p> <p>運営委員会は、基金の会計について独立の専門家による会計検査を行うための措置をとるものとし、基金の業務説明書とともに会計検査の報告書を各加盟国に送付する。</p> <p><b>第十二項 能力、特権及び免除</b></p> <p>第一項 この条の目的</p> <p>基金が与えられた任務を遂行することができるようにするために必要な限度において、基金に対し、この条に規定する能力、特権及び免除</p>	
<p>の活動を行い、運営委員会の指示の下に、基金のため事務的機能を果たす。</p> <p><b>第十三項 訴訟手続の免除</b></p> <p>(a) 基金は、あらゆる形式の訴訟手続の免除を受ける。ただし、資金を借り入れ若しくは証券を売買する権限行使することから又はこれに関連して生ずる訴訟の場合を除くものとし、この場合において、基金に対する訴えは、基金が本部を有している加盟国又は基金が資金を借り入れ若しくは証券を発行している加盟国の領域内の管轄裁判所に提起することができます。運営委員会は、この場合においては、その加盟国の国内法令に従い訴訟に係る送達又は告知を受けるための代理人を任命しなければならず、この場合以外の場合においては、当該代理人を任命することができる。</p> <p><b>第十四項 基金の能力</b></p> <p>基金は、法人格を有し、特に、契約を行い及び訴えを提起する能力を有する。</p> <p><b>第十五項 基金の資産</b></p> <p>基金の資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、執行上、立法上又は行政上の措置による捜索、徵発、没収、公用その他あらゆる形式の強制処分を免除される。</p> <p><b>第十六項 基金の文書</b></p> <p>基金の文書は、不可侵とする。</p>	

### 第六項 為替管理

基金の資産は、基金の業務を遂行するために必要な範囲内で、いかなる性質の金融上の制限、規制、管理及びモラトリームをも課されない。

### 第七項 課税

(a) 基金並びにその資産及び収入は、公的活動の範囲内で、すべての直接税を免除される。

ただし、公益事業の使用料に相当するものは、この限りでない。

(b) 基金が発行する債務証書その他の証書（その配当又は利子を含む。）に対しては、保有者のいかんを問わず、次のいかなる種類の課税を行つてはならない。

(i) 発行者のみを理由として債務証書その他の証書に対して不利な差別を設ける課税

(ii) 債務証書その他の証書の発行、支払予定若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は基金が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

第八項 代表者及び職員

(a) 運営委員会への加盟国代表者及び諮問委員会の委員は、OECDの機関への代表者とみなす。

(b) OECDの職員は、基金のためにする作為及び不作為について、OECDの職員として行動しているものとみなす。

第九項 免除の放棄

運営委員会は、免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、基金の利益を害することなくこれを放棄することができると認める場合は、この条によつて与えられるいかなる免除をも放棄する権利及び義務を有する。

第十八條 貸付権限の消滅後の期間

第五条第一項に規定する貸付権限の消滅前に契約に係る基金のすべての債務及び基金に対するすべての債権を処理するために必要なこの協定のすべての債権を有するため必要となることを決定することができる。

べての規定は、その貸付権限の消滅の後基金の清算が行われるまでの期間を通じて、引き続き効力を有する。

この協定のその他の規定については、運営委員会は、全会一致により、前記の期間においては適用しないことを決定することができる。

### 第十九条 清算

第一項 清算日

基金は、その貸付権限の消滅の後、第三者に對するすべての債務を履行し、かつ、その行った貸付けの最終返済期日が到来するまで、存続する。

基金は、運営委員会が投票の七десят以上以上の多数により別段の決定を行わない限り、その時点で清算される。

第二項 清算手続

基金の資産及び負債は、清算日に次に定めるところに従つて清算する。

(a) 第十五条に規定する勘定の残高は、第十三条の規定に基づく債権を有する加盟国にその債権の額に応じて分配する。その分配の後勘定に残つた額は、基金に対して未決済債務を有する加盟国を除くすべての加盟国に割当額に比例して分配する。

(b) 基金に対する元本の返済及び利子の支払が期日までに行われなかつたことによつて残存する基金に対する加盟国の債権又は債務並びに第十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づいて生ずる加盟国のすべての債権又は債務は、通貨で表示されている場合には、SDRで表示されるその通貨の現在価値によりSDRに換算され、次の方針によつて算出される二国間の債権及び債務によつて置き替えられる。

(i) 各加盟国は、基金に対して債権を有する加盟国とのそれぞれに対し、その債権の額に對する割合が自国の割当額がすべての加盟国の中の割当額の合計に占める割合に等しくなる額を二国間の債務として示す。

(ii) 基金に対して債務を有する各加盟国は、

他の加盟国のそれぞれに対し、その債務の額に對する割合が当該他の加盟国の割当額がすべての加盟国の割当額の合計に占める割合に等しくなる額を二国間の債務として有する。

(c) 第十三条第七項(b)の未決済の額は、その未決済の額が生ずる原因となつた借入れを行つて置き替えられる。

(d) (b)及び(c)の規定に基づいて生ずる二国間の債務は、利子が付され、かつ、当該二国間で合意する条件に従つて弁済される。その条件には、(b)の規定に基づいて生ずる債務の場合には、その債務の表示単位を含める。

第二十条 解釈

この協定の解釈につき加盟国と基金との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、運営委員会がその議長の提案に基づいて指名する三人の専門家から成る特別委員会に付託する。特別委員会の多数意見は、運営委員会が別段の決定を行わない限り、運営委員会によつて受諾される。

第二十一条 改正

運営委員会は、全会一致の決定により、この協定の改正を提案することができる。運営委員会の提案には、改正の効力発生のための条件（加盟国が自国の憲法上の手続に従うことができるようになるための規定を含む。）を明記する。

第二十二条 協定の実施

各加盟国は、この協定を実施するため必要な措置（必要な立法措置を含む。）をとる。各加盟国は、特に、この協定が当該加盟国について効力を生ずる時までに、基金に対し直ちに支払を行うことができるようにするために必要なすべての立法措置その他の措置をとることによつて、第七条又は第十三条の規定に基づく基金からの通告又は指示に従つて義務を履行するためのすべての要件を満たしておるものとし、それらの要件を満たした旨を基金に通報する。

### 第二十三条 最終規定

第一項 署名

この協定は、一千九百七十五年四月九日から同年五月三十一日まで、OECDの本部においてOECDの加盟国による署名のために開放するものとし、署名の後、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

第二項 効力発生

(a) この協定は、割当額の総額の九十分の一以上を有するOECDの加盟国が、憲法上の手続を完了し、かつ、前条の要件を満たした上、批准書、受諾書、承認書又は拘束されることに同意する旨の通告書をOECDの事務総長に寄託した日の後十日目に、それらの国について効力を生ずる。

(b) (a)の条件が満たされていない場合においても、割当額の総額の六十分の一以上を有する少なくとも十五のOECDの加盟国が、批准書、受諾書、承認書又は拘束されることに同意する旨の通告書を寄託したときは、それらの国は、一致した合意により、この協定がそれらの国について効力を生ずることを決定することができる。

第三項 効力発生後の加入

(a) この協定は、署名期間の終了の日の後十二箇月以内に批准書、受諾書、承認書又は拘束さ

れることに同意する旨の通告書を寄託する各署名国については、その寄託の日の後十日目に効力を生ずる。運営委員会は、その国と合意の上、基金が既に行つたすべての貸付けに伴う債務又は債権に関連する条件を設定する。

(b) OECDの加盟国は、署名期間の終了の日の後十二箇月を経過した後においては、運営委員会が定める条件に従いこの協定の締約

第四項 通知	
O E C D の事務総長は、O E C D のすべての加盟国に対し、批准書、受諾書、承認書、加入書又は拘束されることに同意する旨の通告書の寄託並びにこの協定及びその改正の効力発生通知する。	ルクセンブルグ 連合王国 合計 一一〇、〇〇〇
第五項 正文	
イタリア語、英語、オランダ語、スペイン語、ドイツ語、日本語及びフランス語をひとしく正文とするこの協定の原本は、O E C D の事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その認証原本をO E C D の各加盟国に送付する。	九百七十五年四月九日にパリで作成した。
付表 第三条の規定に基づいて設定される割当額	以上との証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

加盟国	割当額 (百万 S D R)
アイスランド	二〇
アイルランド	一二〇
アメリカ合衆国	五、五六〇
イタリア	一、四〇〇
オーストラリア	三〇〇
オーストリア	二〇〇
オランダ	六〇〇
カナダ	二二〇
ギリシャ	一〇〇
スイス	一〇〇
スウェーデン	一〇〇
スペイン	一〇〇
デンマーク	一〇〇
ラルフ・エンケル	一〇〇
フランス共和国	一〇〇
エゴン・エンメル	一〇〇
ハンス・アペル	一〇〇
ギリシャ共和国	一〇〇
ドイツ連邦共和国	一〇〇
J・ヴァルヴィチオティス	一〇〇
アイスランド共和国	一〇〇
デンマーク	一〇〇
ドイツ連邦共和国	一〇〇
トルコ	一〇〇
ギリシャ	一〇〇
ハンス・アペル	一〇〇
ギリシャ共和国	一〇〇
ドイツ連邦共和国	一〇〇
日本国	一〇〇
ニード・ジーランド	一〇〇
ノールウェー	一〇〇
フィンランド	一〇〇
日本国のために	一六〇
大平正芳	一七〇
ルクセンブルグ大公国のために	一八〇
C・デュモン	一九〇
オランダ王国のために	二〇〇

ルクセンブルグ 連合王国 合計 一一〇、〇〇〇	W・F・ダイゼンベルフ K・ヴェステルホフ ニュー・ジーランドのために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー	W・F・ダイゼンベルフ K・ヴェステルホフ ニュー・ジーランドのために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー
ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー	ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー	ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー
ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー	ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー	ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー
ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー	ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー	ノールウェー王國のために エイナル・マグヌセン ポール・ギャビウス ジョゼ・ジョアキン・フラゴーブ スペインのために アンドロッショ オーストリア共和国のために R・J・カameron W・D・クレルク カナダのために ジャン・クレティエン デンマーク王国のために ペア・ヘロップ フィンランドのために ラルフ・エンケル フランス共和国のために ジャン・ビエール・フルカード ドイツ連邦共和国のために エゴン・エンメル ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ ギリシャ ハンス・アペル ギリシャ共和国のために J・ヴァルヴィチオティス アイスランド共和国のために デンマーク ドイツ連邦共和国 トルコ 日本国 ニード・ジーランド ノールウェー

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

米州開発銀行を設立する協定の締結について  
承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条规定により送付する。  
昭和五十一年五月十四日

米州開発銀行を設立する協定の締結について  
承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条规定により送付する。  
昭和五十一年五月十四日

参議院議長 河野 謙三殿 前尾繁三郎

第一項 加盟国の地位

(a) 銀行の原加盟国とは、米州機構の構成国で  
第十五条第一項(a)に規定する日までに銀行の

第一項 目的

(a) 銀行は、その目的を達成するため、次の任務を有する。  
 (i) 公私の資本の投資で開発を目的とするもの  
 のを促進すること。  
 (ii) 加盟国の開発に融資するため、銀行の自  
 己資本、銀行が金融市場で調達する資金及  
 び他の利用可能な財源を利用すること。こ  
 の場合において、加盟国の経済成長に最も  
 効果的に寄与する貸付け及び保証を優先さ  
 せる。  
 (iii) 経済開発に寄与する事業計画、企業及び  
 活動に係る民間投資を奨励すること並び  
 に、民間資本が妥当な条件で得られないと  
 きは、民間投資を補足すること。  
 (iv) 加盟国の経済を一層相互補完的なものと  
 する目的及び加盟国の貿易の秩序ある拡大  
 を助長する目的と合致するような態様で、  
 加盟国の開発に関する政策をその資源によ  
 り良い利用に向けるため加盟国と協力する  
 こと。  
 (v) 開発に関する総合計画及び事業計画の準  
 備、資金調達及び実施のための技術援助  
 (優先度の検討及び特定の事業計画の立案  
 を含む)を与えること。  
 銀行は、その任務を遂行するに当たり、國  
 内的及び国際的な機関並びに投資資本を供給  
 する個人及び民間の団体とできる限り協力す  
 る。

第二条 加盟国の地位及び銀行の資本

(a) 銀行の原加盟国とは、米州機構の構成国で  
第十五条第一項(a)に規定する日までに銀行の

第一項 目的及び任務

(a) 銀行は、地域内の開発途上にある加盟国の個  
 別的な又は共同的な経済的及び社会的開発の促  
 進に寄与することを目的とする。  
 第二項 任務

(a) 銀行は、その目的を達成するため、次の任  
 務を有する。  
 (i) 公私の資本の投資で開発を目的とするも  
 のを促進すること。  
 (ii) 加盟国の開発に融資するため、銀行の自  
 己資本、銀行が金融市場で調達する資金及  
 び他の利用可能な財源を利用すること。こ  
 の場合において、加盟国の経済成長に最も  
 効果的に寄与する貸付け及び保証を優先さ  
 せる。  
 (iii) 経済開発に寄与する事業計画、企業及び  
 活動に係る民間投資を奨励すること並び  
 に、民間資本が妥当な条件で得られないと  
 きは、民間投資を補足すること。  
 (iv) 加盟国の経済を一層相互補完的なものと  
 する目的及び加盟国の貿易の秩序ある拡大  
 を助長する目的と合致するような態様で、  
 加盟国の開発に関する政策をその資源によ  
 り良い利用に向けるため加盟国と協力する  
 こと。  
 (v) 開発に関する総合計画及び事業計画の準  
 備、資金調達及び実施のための技術援助  
 (優先度の検討及び特定の事業計画の立案  
 を含む)を与えること。  
 銀行は、その任務を遂行するに当たり、國  
 内的及び国際的な機関並びに投資資本を供給  
 する個人及び民間の団体とできる限り協力す  
 る。

第三条 目的及び任務

(a) 銀行の原加盟国とは、米州機構の構成国で  
第十五条第一項(a)に規定する日までに銀行の

加盟国の地位を受諾するものをいう。

(b) 加盟国の地位は、銀行が定める時期に、銀行が定める条件に従つて、その他の米州機構並びにカナダ、パハマ及びガイアナにも開放する。

国際通貨基金の加盟国である域外国及びイスも、また、総務会が定める時期に、総務会が定める一般規則に従つて銀行に加盟することができる。一般規則は、総務の総数の三分の二以上の多数（域外加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する）であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる総務会の決定によってのみ改正することができる。

#### 第一A項 財源の種類

銀行の財源は、この条に規定する通常資本財源、次条に規定する地域間資本財源及び第四条の規定によつて設定する特別業務基金（以下「基金」という。）の財源から成る。

#### 第二項 授権通常資本

銀行の当初の授権通常資本は、千九百五十九年一月現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる八億五千万ドル（八五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）とし、それぞれ一万ドルの額面価額を有する八万五千株の株式に分割する。加盟国は、次項の規定に従い、この株式に応募することができる。

(b) 授権通常資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。四億ドル（四〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）相当額は払込株式とし、四億五千万ドル（四五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）相当額は請求払株式とし、規定する目的のための請求払株式とする。

(c) (a)の通常資本は、次のことを条件として、千九百五十九年一月現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる五億ドル（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）増額する。

(i) 第四項の規定に従つて定められたすべて

の応募額の払込みの日が経過していること。

(ii) 総務会が、(i)にいう日の後でできる限り速やかに開催される通常又は特別の会合において、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数による議決で、この五億ドル（五〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）の増額を承認すること。

(d) (c)に規定する資本の増額は、請求払資本の形態で行う。

(e) (c)及び(d)の規定にかかるわらず、授権通常資本は、第八条第四項(b)の規定に従うことを条件として、総務会が、加盟国の総投票権数の四分の三以上の二以上を含むことを要する。による議決

で、適当と認める場合には、及び適当と認める方法により、増額することができる。

(f) 授権地域間資本が次条第一項(c)の規定に基づいて増額され、かつ、加盟国が次項(f)の選択権行使する場合には、通常資本は、当該加盟国がその選択権行使するため必要な額だけ増額されるものとし、地域間資本は、当該加盟国が応募することができる額について、相当額だけ減額され、適切に取り消されるものとする。

(g) 授権行使する場合には、通常資本は、当該加盟国がその選択権行使するため必要な額だけ増額されるものとし、地域間資本は、当該加盟国が応募することができる額について、相当額だけ減額され、適切に取り消されるものとする。

#### 第三項 株式への応募

(a) 付表Aに掲げる通常資本に対する応募額の払込みは、次のとおり行う。

(i) 払込通常資本に対する各加盟国の応募額の払込みは、三回の分割払によつて行う。

第一回の分割払の額は応募額の二十パーセントとし、第二回及び第三回の分割払の額はそれぞれ応募額の四十分の一とし、第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(ii) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(iii) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(iv) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(v) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(vi) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(vii) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(viii) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

(ix) 第二回及び第三回の分割払の額は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行なわれる。

応募額が銀行の資本の総額に對して占める割合に等しい割合で資本の増額分について応募する権利を有する。もつとも、加盟国は、資本の増額分のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

(c) 原加盟国が当初に応募する通常資本株式は、額面で発行する。その他の通常資本株式も、銀行が特別の場合に他の条件で発行することを決定しない限り、額面で発行する。

(d) 通常資本株式に基づく加盟国責任は、当該株式に係る未払込部分の発行価格による価額を限度とする。

(e) 通常資本株式は、方法のいかんを問わず、質に入れ又は担保に供してはならず、また、銀行に対してのみ譲渡することができる。

(f) (b)の規定に基づいて地域間資本に応募する権利を有するいづれの加盟国も、その権利を放棄してその代わりに相当額の通常資本に応募する選択権を有する。

(g) (b)に規定する通常資本株式に係る払込請求は、すべての株式について同一の比率で行なう。

(h) 加盟国が(a)(i)の規定に従い自國通貨で行なう場合に限り、払込請求を受ける。払込請求が行われたときは、払込みは、加盟国との保証に係る第三条第四項(i)及び(iv)の規定に基づいて生じた銀行の債務の履行に必要な資金の借入れ又は通常資本財源の負担となる義務を負わない。

(i) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担責任は、次の(i)及び(iv)に係る全額に限り、通常資本に対する加盟国のが負担する。

(j) 加盟国が負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(k) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(l) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(m) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(n) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(o) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(p) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(q) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(r) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(s) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(t) 基金に対する割当額の当初の払込み及び払込部分の第二回及び第三回の分割払に係る全加盟国のが負担する割当額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

の通貨で払い込む。

(u) 通常資本株式に対する応募額の請求払部分は、通常資本財源に繰り入れるための資本の増額分のいかなる部分についても応募の義務を負わない。

(v) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(w) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(x) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(y) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(z) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(aa) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(bb) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(cc) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(dd) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ee) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ff) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(gg) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(hh) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ii) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(jj) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(kk) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ll) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(mm) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(nn) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(oo) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(pp) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(qq) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(rr) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ss) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(tt) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(uu) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(vv) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ww) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(xx) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(yy) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(zz) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(aa) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(bb) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(cc) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(dd) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ee) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ff) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(gg) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(hh) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ii) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(jj) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(kk) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ll) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(mm) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(nn) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(oo) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(pp) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(qq) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(rr) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ss) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(tt) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(uu) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(vv) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ww) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(xx) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(yy) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(zz) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(aa) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(bb) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(cc) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(dd) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ee) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ff) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(gg) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(hh) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ii) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(jj) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(kk) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ll) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(mm) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(nn) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(oo) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(pp) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(qq) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(rr) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ss) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(tt) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(uu) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(vv) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ww) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(xx) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(yy) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(zz) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(aa) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(bb) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(cc) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(dd) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ee) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ff) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(gg) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(hh) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ii) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(jj) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(kk) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(ll) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(mm) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(nn) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(oo) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(pp) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(qq) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び第三回の分割払に関する。

(rr) 基本的債権の債権額の九十分の一以上が払込部分の第二回及び

(d) 授権通常資本が前条第二項(e)の規定に基づいて増額され、かつ、加盟国が次項(i)の選択権を行使する場合には、地域間資本は、当該

<p>のものをいう。</p> <p>(i) 第二項及び第三項の規定に従つて応募された貸付けの返済</p> <p>(ii) 第七条第一項(i)の権限に基づく前項(a)(ii)の借入れによつて調達するすべての資金</p> <p>(iii) 及び(iv)の財源から行われた貸付けの返済</p> <p>(iv) によって受領するすべての資金</p> <p>(v) (i)から(iv)までの財源から行われた貸付け又は前項(ii)の保証から生ずるすべての収入</p> <p>(vi) (i)から(iv)までの財源から生ずるその他のすべての収入</p>	
<p>第一項 授権地域間資本</p> <p>(a) 銀行の当初の授権地域間資本は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を合衆国ドルによる四億二千万ドル(四二〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)とし、それぞれ一万ドルの額面価額を有する四万二千株の株式に分ける。加盟国は、次項の規定に従い、この株式に応募することができる。</p> <p>(b) 授権地域間資本は、払込株式と請求払株式とに分ける。当初の授権地域間資本のうち、七千万ドル(七〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)相当額は払込株式とし、三億五千万ドル(三五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)相当額は第三項(c)に規定する目的のための請求払株式とする。</p> <p>(c) 授権地域間資本は、第八条第四項(b)の規定に従うことを条件として、総務会が、総務の総数の三分の二以上の多数(域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する)であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる議決で、適当と認める場合に及び適當と認める方法により、増額することができる。</p> <p>(d) 授権通常資本が前条第二項(e)の規定に基づいて増額され、かつ、加盟国が次項(i)の選択権を行使する場合には、地域間資本は、当該</p>	
<p>第二項 地域間資本株式への応募</p> <p>(a) 域外加盟国は、地域間資本株式に応募しなければならず、域内加盟国は、前条第三項(b)の規定に基づき及び総務会がこの項の規定に従つて定める条件に従い、この株式に応募することができる。</p> <p>(b) 原域外加盟国が払込地域間資本及び請求払地域間資本の双方について応募すべき株式の數は、銀行が定める。新たな域外加盟国の応募額(その払込みの方針を含む)は、銀行が既に行われた応募に係る条件に十分な考慮を払つて定める。</p> <p>(c) 域内加盟国は、銀行が域外加盟国による応募について定められた条件に十分な考慮を払つて定める条件に従い、地域間資本に応募することができる。</p> <p>(d) 初の地域間資本株式は、額面で発行する。その他の地域間資本株式も、銀行が特別の場合に他の条件で発行することを決定しない限り、額面で発行する。</p> <p>(e) 地域間資本株式に基づく加盟国の責任は、当該株式に係る未払込部分の発行価格による額を限度とする。</p>	
<p>第三項 地域間資本に対する応募額の払込み</p> <p>(f) 地域間資本株式は、方法のいかんを問わざず、質に入れ又は担保に供してはならず、また、銀行に対してもみ譲渡することができる。</p> <p>(g) 前条第三項(b)の規定に基づいて通常資本に応募する権利を有するいすれの加盟国も、その権利を放棄してその代わりに相当額の地域間資本に応募する選択権を有する。</p>	
<p>第四項 地域間資本財源</p> <p>(h) 第二項の規定に基づいて応募された授権地域間資本(払込株式及び請求払株式の双方を含む)の借入によつて調達するすべての資金</p> <p>(i) 第七条第一項(i)の権限に基づく前項(c)の借入によつて受領するすべての資金</p> <p>(j) 通常資本財源は、いかなる場合にも、地域</p>	

間資本財源が負担すべき義務、債務若しくは損失を負担してはならず、又はそれらを処理するため用いてはならない。地域間資本財源は、第七条第三項(d)に規定する場合を除くほか、いかなる場合にも、通常資本財源が負担すべき義務、債務若しくは損失を負担してはならず、又はそれらを処理するために用いてはならない。

(d) 銀行の財務諸表には、通常業務、地域間財源業務及び特別業務を別個に示すものとし、銀行は、これらの三の業務の効果的な分離を確保するために必要な管理規則を定める。

(e) 通常業務に直接関係する費用は、通常資本財源の負担とする。地域間資本財源業務に直接関係する費用は、地域間資本財源の負担とする。特別業務に直接関係する費用は、銀行が決定するところに従つて負担される。

第四項 貸付け又は保証の方法

銀行は、この条に定める条件に従い、加盟国、その機関若しくは行政区画又は加盟国の領域内にある企業に対し、次のいずれの方法によつても、貸付けを行い又は貸付けを保証することができる。

(i) 質押されていない払込済通常資本並びに通常資本財源の準備金（第十三項に規定するもののを除く。）及び未処分剰余金に相当する資金により又は質押されていない基金の財源から、直接貸付けを行い又は直接貸付けに参加すること。

(ii) 通常資本財源又は基金の財源に繰り入れるために資本市場において調達し又は借り入れその他によって取得した資金により、直接貸付けを行つてはならない。

(iii) 質押されていない払込済地域間資本（地域間資本財源の準備金及び未処分剰余金を含む。）に相当する資金により、直接貸付けを行つてはならない。

(iv) 前条第三項(c)の規定が適用される銀行の借入資金によつて行われる貸付けについて

(v) 地域間資本財源に繰り入れたため資本市場において調達し又は借り入れその他によって取得した資金により、直接貸付けを行つてはならない。

又は直接貸付けに参加すること。

(vi) 通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源により、民間の投資者（特別の場合には、民間の投資者に限らない。）が行う貸付けの全部又は一部を保証すること。

第五項 業務に対する制限

(a) 銀行が通常業務として行う貸付け及び保証の残高の合計額は、いかなる時にも、毀損されていない応募済通常資本に第二条第五項に定義する通常資本財源に含まれる毀損されていない準備金及び剰余金（第十三項の規定に従つて設定される特別準備金に割り当たられる収入及び総務会の決定により貸付け又は保証のために使用することができない準備金に割り当たられる通常資本財源のその他の収入に係るもの）を加えたものの額を超えてはならない。

(b) 銀行が地域間財源業務として行う貸付け及び保証の残高の合計額は、いかなる時にも、毀損されていない応募済地域間資本に前条第四項に定義する地域間資本財源に含まれる毀損されていない準備金及び剰余金（総務会の決定により貸付け又は保証のために使用することができない準備金に割り当たられる地域間資本財源の収入に係るもの）を加えたものの額を超えてはならない。

(c) 第二条第四項(a)の規定が適用される銀行の借入資金によつて行われる貸付けについて

(d) 銀行は、次の規則及び条件に従つて、貸付けを行い又は貸付けを保証することができること。

(i) 申請人が詳細な申請書を提出しており、かつ、銀行の職員が、当該申請の有益性を審査した後、当該申請を支持する報告書を提出していること。理事会は、特別の場合には、その報告書が提出されていないときでも、加盟国の総投票権数の過半数による議決で、決定のため理事会に申請書を提出することを要求することができる。

(ii) 銀行は、貸付け又は保証の申請に直

特定の通貨で銀行に返済されるべき元本の残高は、いかなる時にも、地域間資本財源に繰り入れるための銀行の借入れであつて当該特定の通貨で返済すべきものの元本の残高を超えてはならない。

(iii) 銀行が行い又は貸付けを保証するに当たり、借入人が民間の資金源から貸付けを受けることができるかどうかを考慮に入れる。

(iv) 銀行は、貸付けを行い又は貸付けを保証するに当たり、借入人及び保証人があるときは、保証人が貸付契約に基づく債務を履行することができる見込みについて、十分な考慮を払う。

(v) 銀行は、他の投資者が行う貸付けを保証するに当たり、銀行が負う危険につき適切な補償を受けるものとする。

(vi) 銀行が行い又は保証する貸付けは、主として、特定の事業計画（一国又は地域の開発に関する総合計画の一部を構成するもの）を含む。のため行うものとする。ただし、銀行は、特定の開発事業計画の融資所要額が銀行の直接の監督を必要とするほど多額ではないと認めるときは、当該加盟国（開発機関又は類似の機関が当該事業計画に融資することを容易にするため、それらの機関に対し、包括的な貸付けを行い又は包括的な貸付けを保証することができる。）銀行は、加盟国が反対する場合には、その加盟国（開発機関又は類似の機関が当該事業計画が実施される領域の属する加盟国又はその公的機関若しくは類似の機関で銀行が受け入れることのできるものが元本の返済並びに利子及び手数料の支払を保証することを要することができる。

(vii) 銀行は、特定の貸付け又は保証の申請に当たり、すべての関係要因を考慮した

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十二号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外二件

接に關係する加盟国の利益及び加盟国全体の利益の双方を考慮し、適當と認めるその他の条件を貸付け又は保証に付することができます。

**第九項 銀行が貸し付け又は保証した資金の使用**

(a) 銀行は、第五条第一項に規定する場合を除くほか、貸し付けられた資金が特定の一の國の領域内で費消されなければならぬといふ条件又は特定の一若しくは二以上の加盟国内で費消されなければならないといふ条件を課してはならない。ただし、銀行の財源のいかなる増額分に関しても、総務会が定める条件による増額に参加しない加盟国に対する銀行又はいづれかの加盟国による調達制限の問題については、総務会が決定を行うことができる。

(b) 銀行は、節約及び効率の問題に妥当な注意を払つた上で、銀行が行い、保証し又は参加した貸付けの資金が該貸付けの行われた目的のためにのみ使用されることを確保するため必要な措置をとる。

#### 第十項 直接貸付けに係る支払に関する規定

第四項の規定に従つて銀行が締結する直接貸付契約には、次のことを定める。

(a) 貸付けのすべての条件（特に、元本の返済、利子及び手数料の支払、返済期限並びに支払期日に関する規定を含む。）

(b) 銀行に対する支払に用いる通貨

#### 第十一項 保証

(a) 銀行は、貸付けを保証するに当たり、当該貸付けの残高につき、銀行が決定する率の定期的に支払われるべき保証料を課する。

(b) 銀行に対する支払に用いる通貨

#### 第十二項 特別手数料

(a) 銀行は、通常資本財源を使用し又は通常資本

財源の使用を約束するすべての貸付け、貸付参加又は保証につき、特別手数料を課する。特別手数料は、定期的に支払われ、及び個々の貸付

かかる条件をも決定する権限を有する。

**第十三項 特別準備金**

銀行が前項の規定に基づいて受領した手数料の額は、特別準備金として積み立てるものとし、第七条第三項(b)(i)の規定に従つて銀行の債務を履行するために留保する。この特別準備金は、この協定の下で認められる流動性のある形態のうち理事会が決定するもので保有する。

#### 第四条 特別業務基金

#### 第一項 設定、目的及び任務

特定の国における特別の状況に対処し又は特

定の事業計画を実施するために適当な条件で貸

付けを行つたため、特別業務基金を設定する。

基金は、第一条に定める目的及び任務を有す

るものとし、その管理は、銀行に委託される。

#### 第二項 適用される規定

基金は、この条の規定及びこの協定の他のすべての規定（この条の規定と矛盾する規定及び明らかに銀行の他の業務にのみ適用される規定

を除く。）によつて規律される。

(a) 銀行の原加盟国は、この項の規定に従い、基金の財源に拠出する。

(b) 第十五条第一項(a)に規定する日の後に銀行に加盟する米州機関の構成国、カナダ、バハ

入れたときは、銀行が利子に関する自己の責任を終了させることができることを定める。

(c) 銀行は、保証を行つて当たり、その他のいかなる条件をも決定する権限を有する。

**(c) 基金は、千九百五十九年一月一日現在の量及び純分を有する合衆国ドルによる一億五千ドル（一五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）の当初の財源をもつて設定する。この額は、銀行の原加盟国が付表Bに掲げる割当額に従つて拠出する。**

**(d) 割当額の払込みは、次のとおり行う。**

(i) 加盟国は、第十五条第一項の規定に従つて自國のためにこの協定に署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した日から千九百六十年九月三十日までの間に自國の割当額の五十パーセントを払い込む。

(ii) 他の五十パーセントについては、銀行が業務を開始して一年を経過した後銀行が定める時期に、銀行が定める額を払い込む。もつとも、払込通常資本に対する応募に係る第三回の分割払の額の払込みのために定められる日までに、割当額の全額について払込義務が生じ、かつ、払込みが行われるものとする。

(iii) この項の払込みの額は、各加盟国につきその割当額に比例して定めるものとし、その二分の一を金又は合衆国ドルで、二分の一を抛出国の通貨で払い込むものとする。

加盟国が(d)の規定に従い自國通貨で行う各払込みの額は、割当額のうちの払い込まれる部分の千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる価額に相当すると銀行が認める額とする。最初の払込みは、当該加盟国がこの(e)の規定の下で妥当と認める額によるが、この(e)に規定するドル相

当額を実現するために必要であると銀行が決定する調整を受けるものとし、この調整は、その払込義務が生じた日から六十日以内に行

う。

**(f) 総務会が加盟国の総投票権数の四分の三以上に従つて加盟する国は、銀行が定める条件に従い、銀行が定める割当額を基金に拠出する。**

部分に係る払込請求に関する加盟国の払込責任は、次の(i)及び(ii)に係る全加盟国の債務総額の九十パーセント以上が払い込まれていることを条件として生ずる。

**(i) 基金に対する割当額の当初の払込み及び既に行われた請求に係るすべての払込み額の九十パーセント以上が払い込まれていることを条件として生ずる。**

**(ii) 通常資本に対する応募額の払込部分の払込義務が生じた分割払。**

**(g) 基金に対する割当額の当初の払込み額する。その増額については、第二条第三項(b)に規定する割合を各加盟国の拠出割当額と加盟国が拠出した基金の財源の総額との割合に置き替えて、同項(b)の規定を準用する。**

**(h) この協定において、「基金の財源」とは、次**

**(i) 第二条第四項(a)(ii)及び第一A条第三項(c)の借入れ以外の借入れ、すなわち、基金の財源が特に負担する借入れによつて調達するすべての資金**

**(j) (i)及び(h)の財源から行なわれた貸付けの返済によつて受領するすべての資金**

**(k) (i)から(j)までの財源を使用し又はその使**

**(l) 基金が使用することができるその他の財源**

**(m) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財源によつて賄う業務とする。**

**(a) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(b) 基金の財源から行なわれた貸付けは、融資の対象となる事業計画が実施される領域の属す**

**(c) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(d) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(e) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(f) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(g) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(h) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(i) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(j) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(k) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(l) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(m) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(n) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(o) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(p) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(q) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(r) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(s) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(t) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(u) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(v) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(w) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(x) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(y) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(z) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(aa) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(bb) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(cc) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(dd) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ee) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ff) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(gg) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(hh) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ii) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(jj) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(kk) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ll) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(mm) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(nn) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(oo) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(pp) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(qq) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(rr) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ss) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(tt) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(uu) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(vv) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ww) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(xx) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(yy) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(zz) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(aa) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(bb) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(cc) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(dd) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ee) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ff) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(gg) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(hh) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ii) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(jj) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(kk) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ll) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(mm) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(nn) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(oo) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(pp) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(qq) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(rr) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ss) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(tt) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(uu) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(vv) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ww) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(xx) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(yy) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(zz) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(aa) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(bb) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(cc) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(dd) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ee) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ff) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(gg) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(hh) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ii) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(jj) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(kk) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ll) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(mm) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(nn) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(oo) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(pp) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(qq) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(rr) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ss) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(tt) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(uu) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(vv) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ww) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(xx) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(yy) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(zz) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(aa) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(bb) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(cc) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(dd) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ee) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ff) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(gg) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(hh) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ii) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(jj) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(kk) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ll) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(mm) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(nn) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(oo) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(pp) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(qq) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(rr) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ss) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(tt) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(uu) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(vv) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(ww) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(xx) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(yy) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(zz) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(aa) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(bb) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

**(cc) 基金の業務は、前項(h)に定義する基金の財**

</

る加盟国の通貨で全部又は一部を返済することができる。貸付けのうちその加盟国の通貨で返済しない部分は、その貸付けが行われた通貨で返済する。

#### 第五項 責任の限度

基金の業務において、銀行の支払責任は、基金の財源及び準備金の額を限度とし、加盟国の責任は、払込義務が生じて自國の割当額の未払込部分を限度とする。

#### 第六項 割当額の処分に対する制限

基金への拠出によつて生ずる加盟国の権利は、譲渡し又は担保に供することができない。加盟国は、加盟国の地位の喪失又は基金の業務の終了の場合を除くほか、拠出金の返還を請求する権利を有しない。

#### 第七項 借入れに係る基金の債務の履行

基金への貸出によつて生ずる加盟国の権利は、譲渡し又は担保に供することができない。加盟国は、このために設定される準備金を充てて、次に、基金の財源のうち利用可能なその他の資金を充てる。

#### 第八項 管理

(a) 銀行は、この協定の規定に従うことの条件として、基金を管理する完全な権限を有する。

(b) 銀行に、基金を担当する副総裁一人を置く。この副総裁は、基金に関連する事項が討議されるときは、理事会の会合に投票権なしで参加する。

(c) 銀行は、基金の業務を行つて、銀行のその他の業務に使用する要員、専門家、施設、事務所、備品及び役務をできる限り利用する。

(d) 銀行は、基金の融資業務の結果（損益を含む）を別個に示す年次報告を公表する。総務会の年次会合においては、この報告書を検討するための会合を少なくとも一回開催する。

更に、銀行は、基金の業務の四半期ごとの概要書を加盟国に送付する。

#### 第九項 投票

総務会においては、各加盟国は、第八条第四項及び(c)の規定に基づいて与えられる投票権を有し、理事会においては、各理事は、第八条第四項(a)及び(d)の規定に基づいて与えられる投票権を有する。

(a) 基金の業務に関する決定を行うに当たり、基金の業務に従事する銀行のすべての決定は、この条に別段の定めがある場合を除くほか、加盟国の総投票権数の三分の一以上の多数による議決で行う。

#### 第十項 純益の分配

総務会は、基金の純益から準備金のための控除を行つたものについて、加盟国間に分配する額を決定する。その額は、加盟国の割当額に比例して配分する。

#### 第十一項 拠出金の引揚げ

(a) いずれの国も、銀行の加盟国である間は、拠出金を引き揚げることができず、また、自己と基金との関係を終了させることもできない。

(b) 銀行の加盟国でなくなつた国との勘定の決済に関する第九条第三項の規定は、基金について準用する。

#### 第十二項 停止及び終了

第十条の規定は、銀行の資本財源及び銀行の債権者に関する語をそれぞれ基金の財源及び基金の債権者に関する語に置き替えて、基金について準用する。

#### 第一項 通貨の使用

#### 第五条 通貨

(a) 銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は

生産される物品及び役務に対する支払を行う

ため、当該加盟国による制限を受けることなしに使用することができます。ただし、当該

加盟国は、銀行又は銀行からの受領人が次のものをいずれの国における支払のために使用することに対しても、いかなる種類の制限をも維持し又は課することができない。

(i) 第二条の規定に基づく通常資本株式に対する各加盟国の応募額の五十パーセントの払込み及び前条の規定に基づく基金に対する各加盟国の割当額の五十パーセントの払込みにより銀行が受領する金及びドル並びに第二条の規定に基づく地域間資本株式に対する各加盟国の応募額のうち前記の割合に相当する部分の払込みにより銀行が受領する通貨

(ii) (i)の財源によつて買い入れるため第七条第一項(i)の規定に基づいて行う借入れによつて取得する通貨

(iii) (i)の金又はドルで行つた貸付けの元本の返済並びに利子及び手数料の支払として銀行が受領する金及びドル、地域間資本のうちの(i)に規定する部分によつて行つた貸付けの元本の返済並びに利子及び手数料の支払として銀行が受領する通貨、(ii)及び(iv)の資本財源に繰り入れるために第七条第一項(i)の規定に基づいて行う借入れによつて取得する通貨

(iv) (i)の金又はドルで行つた貸付けの元本の返済並びに利子及び手数料の支払として銀行が受領する金及びドル、地域間資本のうちの(i)に規定する部分によつて行つた貸付けの元本の返済並びに利子及び手数料の支払として銀行が受領する通貨、(ii)及び(iv)の資本財源に繰り入れるために第七条第一項(i)の規定に基づいて行う借入れによつて取得する通貨

(v) 第七条第四項(d)又は前条第十項の規定に従つて純益の分配として銀行から受領する通貨であつて自國通貨以外のもの

(c) 銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するいづれの加盟国の通貨も、取得の方法のいかんを問はず、銀行及び

銀行からの受領人が、当該加盟国の領域内での受領人が、いづれの国における支払のためにも、いかなる種類の制限をも受けること

なしに使用することができます。ただし、当該加盟国が自國通貨又はその一部の使用を(b)に規定する用途に制限することを希望する旨を規定する使途に制限することを希望する旨を規定する場合に、この限りでない。

銀行が通常資本財源又は地域間資本財源に繰り入れられた借入資金で行つた直接貸付けの返済として受領した通貨を銀行自身の借入れの約定返済若しくは期限前返済又はその債務証書の全部若しくは一部の買戻しを行つたために保有し及び使用することに対し、いかなる制限をも課することができない。

(d) 加盟国は、銀行が通常資本株式に対する各加盟国の応募額の五十パーセントの払込み及び前条の規定に基づく基金に対する各加盟国の割当額の五十パーセントの払込みにより銀行が受領する金及びドル並びに第二条の規定に基づく通常資本株式に対する各加盟国の応募額のうち前記の割合に相当する部分の払込みにより銀行が受領する通貨

(e) 銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する金又は通貨を他の通貨の買入れのために使用してはならない。ただし、加盟国の総投票権数の三分の一以上の多数による議決で承認される場合は、この限りでないものとし、この場合においては、買入れるいかななる通貨も、価値の維持に関する第三項の規定の適用を受けない。

(f) 銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有する金又は通貨を他の通貨の買入れのために使用してはならない。ただし、加盟国の総投票権数の三分の一以上の多数による議決で承認される場合は、この限りでないものとし、この場合においては、買入れるいかななる通貨も、価値の維持に関する第三項の規定の適用を受けない。

(g) 銀行の保有通貨の価値の維持

(a) 加盟国の通貨の国際通貨基金における平価が引き下げられた場合又は加盟国の通貨の外國為替相場が著しく低落したと銀行が認める場合には、その加盟国は、銀行が通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するその加盟国すべての通貨（銀行が借入れによって取得した通貨を除く）の価値を維持するために十分な自國通貨の追加の額を相当の期間内に銀行に支払う。このための価値の基準は、千九百五十九年一月一日現在の量目

(b) 加盟国の通貨の国際通貨基金における平価

が引き上げられた場合又は加盟国の通貨の外國為替相場が著しく上昇したと銀行が認める場合には、銀行は、通常資本財源、地域間資本財源又は基金の財源に保有するその加盟国の通貨（銀行が借り入れによつて取得した通貨を除く。）の額の価値の増加額に等しいその加盟国の通貨の額を相当の期間内にその加盟国に返還する。このための価値の基準は、(a)に定めるものと同一とする。

(c) 國際通貨基金が銀行のすべての加盟国の通貨の平価について一律の比例による変更を行つた場合には、銀行は、この項の規定を適用しないことができる。

(d) この項の他の規定にかかわらず、前条第三項(b)の規定に基づく基金の財源の増額の条件には、当該増額分として基金の財源に拠出される資金について適用する規定として、この項の規定と異なる価値の維持に関する規定を含めることができる。

#### 第四項 通貨の保有の方法

銀行は、いづれかの加盟国の通貨を銀行の業務の運営上必要としないときは、その加盟国が

通常資本に対する応募額のうち第二条の規定に従つて自國通貨で払い込む五十ペーセントの部

分及び基金の財源に対する応募額のうち前条の規定に従つて自國通貨で払い込む五十ペーセン

トの部分に当たるその加盟国の通貨の全部又は一部の代わりに、その加盟国の政府又はその加

盟国が指定する寄託所が発行する約束手形又はこれに類する証券を受領する。これらの手形又

は証券は、譲渡禁止かつ無利子のもので、要求

があり次第、その額面価額で銀行に払込みが行

われるものでなければならぬ。銀行は、ま

た、同一の条件下に、地域間資本に対する加

盟国の応募額のうち応募条件が現金による払込

みを要求していない部分の全部又は一部の代わ

りに、それらの手形又は証券を受領する。

#### 第六条 技術援助

- 第一項 技術上の助言及び技術援助の供与
- 銀行は、一若しくは二以上の加盟国又は銀行から貸付けを受けることができる私企業の要請により、銀行の活動分野において、特に次のものにつき、技術上の助言及び技術援助を与えることができる。
- (i) 開発に関する総合計画及び事業計画の準備、資金調達及び実施（優先度の検討及び特定の国又は地域の開発事業計画に係る貸付申請の立案を含む。）
- (ii) 開発に関する総合計画及び事業計画の作成及び実施を専門とする要員のセミナーその他
- 第二項 技術援助に関する合意
- 銀行は、この条の目的を達成するため、他の国内的又は国際的な機関（公私を問わない。）と技術援助に関する合意を行うことができる。
- 第三項 費用
- (a) 銀行は、技術援助の供与に要する費用の回収に関し、妥当と認める条件で、その援助を受ける加盟国又は企業と取決めを行うことができる。
- (b) 銀行は、技術援助の供与に要する費用の回収に関し、妥当と認める条件で、その援助を受ける加盟国又は企業と取決めを行うことができる。

- 書の表示通貨が自國通貨である加盟国の承認を得なければならない。更に、銀行は、通常資本財源又は地域間資本財源に繰り入れる資金を借り入れる場合には、その借入資金を他のいつの国の通貨にも制限を受けることなしに交換することができる。第二文に規定する国の同意を得なければならない。
- (iii) 銀行が発行し、保証し又は投資した証券を売買すること。この場合において、銀行は、当該証券を売する領域の属する国の承認を得なければならない。
- (iv) 加盟国の総投票権数の三分の二以上の多数による承認を得て、銀行の業務に必要としない資金を銀行が決定する債務証書に投資すること。
- (v) 銀行が保有する証券の売却を容易にするためその証券を保証すること。
- (vi) 銀行の目的の達成及び任務の遂行を促進するため必要な又は望ましいその他の権限をこの協定の規定に適合する範囲内で行使すること。
- 第二項 証券面に記載すべき注意事項
- 銀行が発行し又は保証する各証券には、いかなる政府の債務でもない旨の目につきやすい記載をその証券面にしなければならない。ただし、実際にいづれか特定の政府の債務である場合は、この限りでないものとし、この場合には、その旨を記載する。
- 第三項 債務不履行の場合における銀行の債務履行の方法
- (a) 銀行が通常資本財源又は地域間資本財源を使用して行い又は保証した貸付けにつき債務不履行が生じており又は生ずるおそれがある場合には、銀行は、当該貸付けの条件（返済用いられる通貨を除く。）の変更について適切と認める措置をとる。
- (b) 通常資本財源の負担となる第三条第四項(i)

- 又は(iv)の規定に基づく借入れ又は保証に係る銀行の債務の履行としての支払には、
- (i) 最初に、第三条第十三項の特別準備金を充て、
- (ii) 次に、必要な限度において、かつ、銀行の裁量により、その他の準備金、剩余金及び通常資本株式に対する払込済資本に相当する資金を充てる。
- (c) 通常資本財源の負担となる銀行の借入れに係る元本、利子若しくは手数料の契約上の返済若しくは支払に充てるため又は通常資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けに係る同様の返済若しくは支払に係る銀行の債務を履行するために必要な場合には、銀行は、第二条第四項(ii)の規定に従い、加盟国に対する請求払通常資本応募額のうちの妥当な額の払込みを請求することができる。更に、銀行は、債務不履行が長期間にわたるおそれがあると認めるときは、次の目的たるため、いづれの一年についても通常資本財源に対する加盟国応募額の一ペーセントを限度として、請求払通常資本応募額の追加の払込みを請求することができる。
- (i) 通常資本財源の負担となる銀行が保証した貸付け債務者が当該債務を履行していないものの未返済元本の全部又は一部に係る銀行の債務を期限前返済その他の方法で履行すること。
- (ii) 通常資本財源の負担となる銀行自身の未返済債務の全部又は一部を買戻しその他の方法で履行すること。
- (d) 通常資本財源に繰り入れたすべての借入金で一千九百七十四年十二月三十一日現在において未返済であるものに係る銀行の債務は、通常資本財源及び地域間資本財源（第二-A条第三項(c)の規定にかかわらず、請求払通常資本応募額を含む。）の双方により履行する。ただし、銀行は、当該未返済借入金に係る銀行

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四三六

- の債務を(e)及び(f)の規定に従い地域間資本財源により履行する前に、(b)及び(c)の規定に基づく通常資本財源により履行するため最善の努力を払う。地域間資本財源により履行する場合に、(e)及び(f)における地域間資本の語を通常資本の語に適宜置き替える。
- (i) 地域間資本財源の負担となる第三条第四項(iv)又は(v)の規定に基づく借り入れ又は保証に係る銀行の債務の履行としての支払には、
- (ii) 最初に、このために設定される準備金を充て、
- (f) 次に、必要な限度において、かつ、銀行の裁量により、その他の準備金、剰余金及び地域間資本株式に対する払込済資本に相当する資金を充てる。
- 地域間資本財源の負担となる銀行の借り入れに係る元本、利子若しくは手数料の契約上の返済若しくは支払に充てるため又は地域間資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けに係る同様の返済若しくは支払に関する銀行の債務を履行するため必要な場合には、銀行は、第二A条第三項(c)の規定に基づいて、加盟国に対し、その請求払地域間資本応募額のうちの妥当な額の払込みを請求することができる。更に、銀行は、債務不履行が長期間にわたるおそれがあると認めるときは、次の目的のため、いずれの一年についても地域間資本財源に対する加盟国の応募総額の一パーセントを限度として、請求払地域間資本応募額の追加の払込みを請求することができる。
- (i) 地域間資本財源の負担となる銀行が保証した貸付けで債務者が当該債務を履行していないものの未返済元本の全部又は一部に係る銀行の債務を期限前返済その他の方法で履行すること。
- (ii) 地域間資本財源の全部又は一部を買戻しその他の方法で履行すること。

- (b) 総務会は、次条第二項(b)の規定に基づいて損益計算書を承認するに当たり、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟国の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる決定により、通常資本財源又は地域間資本財源の各会計年度における純益の一部を基金に移転することができる。
- 総務会は、基金への移転を決定する前に、その移転が望ましいことに関する報告書を理事会から受理していなければならぬ。その報告書においては、特に、
- (1) 準備金の額が十分な水準に達しているかどうか、
- (2) 移転される資金が基金の業務に必要であるかどうか、及び
- (3) 銀行の借入能力に影響を及ぼす場合に何の影響を考慮に入れるものとする。
- (c) (a)の分配は、通常資本財源からの分配については各加盟国が保有する通常資本株式の数に比例して行い、地域間資本財源からの分配については各加盟国が保有する地域間資本株式の数に比例して行う。また、(b)の規定に基づつて基金に移転する純益は、同様に比例して配分した上、基金に対して各加盟国が提出した割当額として貸記する。
- (d) (a)の規定に基づく支払は、総務会が決定する方法及び通貨で行う。この支払がいずれかの加盟国に対し自國通貨以外の通貨で行われる場合には、受領国によるその通貨の移転及び使用は、いずれの加盟国による制限を受ける。

- (e) 第八条 組織及び運営
- 第一項 銀行の機構  
銀行に、総務会、理事会、総裁、筆頭副総裁、基金担当副総裁並びに必要と認められるその他役員及び職員を置く。
- 第二項 総務会
- (a) 銀行のすべての権限は、総務会に属する。各加盟国は、総務一人及び総務代理一人を任命する。総務及び総務代理は、五年間勤務するものとするが、任命した加盟国は、任意にこれらの者を解任し又は再任することができない。総務代理は、総務が不在である場合を除くほか、投票することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長として選任するものとし、議長は、総務会の次の通常会合まで在任する。
- (b) 総務会は、次の権限を除くほか、そのすべての権限を理事会に委任することができる。  
(i) 新たな加盟国の加盟を承認し及びその加盟の条件を定めること。
- (ii) 授権地域間資本及び基金の財源を増額し又は減額すること。
- (iii) 次条第二項の規定に従つて加盟国の資格を停止すること。
- (iv) 理事会及び理事代理の報酬を定めること。
- (v) この協定に関する理事会の解釈に対する異議の申立てを審理し及びこれについて裁決すること。
- (vi) 他の国際機関との協力のため的一般的な協定の締結を承認すること。
- (vii) 会計検査専門家の報告を審査した上で銀行の貸借対照表及び損益計算書を承認すること。
- (viii) 通常資本財源、地域間資本財源及び基金の純益の留保及び分配を決定すること。

- 第三項 理事会
- (a) 理事会は、銀行の業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されるすべての権限行使することができる。
- (b) (i) 理事は、経済及び金融に関する問題について有能であることを認められかつ広い経験
- (x) 銀行の貸借対照表及び損益計算書を証明する外部の会計検査専門家を選定すること。
- (xi) この協定を改正すること。
- (xii) 銀行の業務の終了及びその資産の分配を決定すること。
- (xiii) 総務会は、(b)の規定に基づいて理事会に委任したいかなる事項についても職権を行使する完全な権限を保有する。
- (d) 総務会の会合は、原則として毎年一回開催するほか、総務会の決定又は理事会の招集により開催することができるものとする。総務会の会合は、更に、五以上の加盟国又は加盟国が要請したときは、理事会が招集する。
- (e) 総務会のいかなる会合においても、加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表する絶対過半数の総務(域内加盟国)の総務の絶対過半数を含むことを要する。(が出席していないればならない。
- (f) 総務会は、理事会が妥当と認めるときに理事会の会合を招集することなしに特定の問題を総務の表決に付することができる手続を定めることができる。
- (g) 総務会及び、権限を与えられた範囲内で、理事会は、銀行の業務を運営するために必要な又は適当な規則を採択することができる。
- (h) 総務会及び、権限を与えた範囲内で、銀行から報酬を受けないものとする。ただし、銀行は、これらの者に対し、総務会の会合への出席に際して負担する相当の費用を支給することができる。

を有する者でなければならない。ただし、繪

- (ii) 理事のうち、一人は銀行の最大の株式数を有する加盟国が任命し、二人は域外加盟国の総務が選挙し、他の八人以上は残りの加盟国の総務が選挙する。この最後の分類に属する選任理事の数及びすべての選任理事の選挙手続は、加盟国の総投票権数の四分の三以上の多数（専ら域外加盟国による理事の選挙及び理事の数に関する規定については域外加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要する。）による議決で総務会が採択する規則により定める。この規則の変更を承認するためには、同一の多数による議決を必要とする。

(iii) 理事の任期は、三年とする。理事は、再任され又は再選されることができる。

(iv) 各理事は、不在のときには自己に代わって行動する完全な権限を有する理事代理一人を任命する。理事及び理事代理は、加盟国の市民でなければならない。いずれの選任理事及びその理事代理も、借入国でない国の市民である場合を除くほか、同一の国の市民であつてはならない。理事代理は会合に参加することができるが、理事に代わって行動しているときでなければ、投票することができない。

(v) 理事は、後任者が任命され又は選挙されたまでの間 在任する。選任理事の職が任期満了前百八十日を超える期間空席となつた場合には、前任の理事を選挙した総務は、残任期間のための後任者を選挙するものとし、その選挙には、投じられた票の絶対過半数を必要とする。理事の職が空席となつている間は、その理事の理事代理は、理事代理を任命する権限を除くほか、前任の理事のすべての権限を有する者でなければならぬ。ただし、総務であつてはならない。

(e) 理事会は、銀行の主たる事務所で常にその職務を行い、銀行の業務の必要に応じて会合をする。

- (f) 理事会のいかなる会合においても、加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表する絶対過半数の理事（域内加盟国の理事の絶対過半数を含むことを要する。）が出席していなければなりません。

(c) (i) 最大の株式数を有する加盟国の投票権数が加盟国総投票権数の五十三・五パーセント未満となること。  
(ii) カナダの投票権数が加盟国総投票権数の四パーセント未満となること。  
自己が代表する加盟国の票を投ずることができる。この協定に明示的に別段の定めがあるとき。

- 場合を除くほか、総務会が決定すべきすべての事項は、加盟国の大投票権数の過半数による議決で決定する。

(b) 権数の過半数（域内加盟国の総投票権数の過半数を含むことを要する。）による議決で決定する場合には、退任する。

理事会は、総裁の勧告に基づき、筆頭副総裁を任命する。筆頭副総裁は、理事会及び総裁の指揮の下に、理事会が決定するところに従い、権限を行使し、及び銀行の管理に関する任務を遂行する。筆頭副総裁は、総裁の不在又は心身の故障の場合には、総裁の権限及び任務を代行する。

筆頭副総裁は、理事会の会合に参加するが、投票権を有しない。ただし、筆頭副総裁は、総裁に代わって行動するときは、(a)に規定する決定のための票を投じなければならぬ。

- (c) 理事会は、総裁の報告に基づき、第四条第一項(b)の副総裁のほかに、理事会が決定するところに従い、権限を行使し及び任務を遂行する他の副総裁を任命することができる。

(d) 総裁、役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、銀行に対してのみ義務を負うものと

- し、その他の当局の権威には服さない。加盟国は、この義務の国際的性格を尊重するもの

(e) 職員の雇用及び勤務条件の決定に当たつて  
とする。

- は、最高水準の能率・能力及び誠実性を確保することの必要性に最も考慮を払わなければならぬ。また、銀行の地域的性格を考慮し

た上で、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性にも妥当な

- (f) 考慮を払わなければならぬ。  
銀行並びに銀行の役員及び使用人は、いざ

れの加盟国への政治問題にも干渉してはならず、また、いずれかの決定を行うに当たつて

- は、関係加盟国の政治的性格によつて影響を及ぼされてはならない。その決定は、経済上の考慮を重んじてのみ基づいて行うものとし、この考慮を行つてはならぬ。第一條に定める目的及び任

務を達成し及び遂行するため、公平に比較衡量を行うものとする。

## 第六項 報告の公表及び情報の提供

- (a) 銀行は、通常資本財源及び地域間資本財源のそれぞれ別個の財務諸表で会計検査を了し

- (b) たものを含む年次報告を公表する。銀行は、また、通常業務及び地域間財源業務の結果をそれぞれ別個に示す財務状況の概要書及び損益計算書を四半期ごとに加盟国に送付する。  
銀行は、また、その目的を達成し及び任務を遂行するために望ましいと認めるその他の報告を公表することができる。

## 第一項 脫退權

加盟国は、自国の脱退の意志の書面による銀  
行に対する通告を銀行の主たる事務所に送付す

加盟国は、自國の脱退の意志の書面による銀行にに対する通告を銀行の主たる事務所に送付することにより、銀行から脱退することができる。脱退は、通告に明記する日で最終的に効力を生ずるものとするが、この日は、いかなる場合にも、当該通告が銀行に送付されてから少なくとも六箇月後の日でなければならない。もつとも、加盟国は、脱退が最終的に効力を生ずる前は、いつでも、脱退の意志の通告を取り消すことを書面により銀行に通告することができる。

加盟国は、脱退の後は、脱退通告の送付の日

に銀行に対して負っていなかった直接の債務及び偶發債務（第三項に規定する債務を含む。）について引き続き責任を負う。ただし、加盟店は、脱退が最終的に効力を生じたときは、銀行が脱退通告を受領した日の後行つた業務の結果生ずる債務についていかなる責任をも負わなくな

第二頁

加盟国が銀行に対するいづれかの義務を履行しない場合には、銀行は、義務の総数の三分の二以上の多數（域内加盟国の資格停止について）は域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要し、域外加盟国の資格停止については域外

(d) いずれかの国が加盟国でなくなつてから六箇月以内に又は銀行とその国が合意する時期

(b) 銀行は、いすれかの国が加盟国でなくなつた場合には、この項の規定に基づく勘定の決済の一部としてその国が保有する株式を買戻すための措置をとる。ただし、その国は、この項及び第十三条第二項に規定する権利を除くほか、この協定に基づく権利を有しない。

(c) 銀行及び加盟国でなくなつた国は、相互間で、(d)の規定を顧慮することなく、諸般の事情の下で妥当と認める条件で、株式の買戻しについて合意することができる。この合意には、特に、銀行に対するその国のすべての債務の最終的な決済について定めることができる。

約の締結について承認を求める件外三件  
までに(i)の合意が得られない場合には、その國が保有する株式の買戻価格は、銀行の帳簿に従つて、その國が加盟國でなくなった日現在における帳簿価額とする。この場合の買戻しは、次の条件に従う。

(i) 加盟國でなくなつた國は、支払を受けるための前提として自國が保有する株券を引き渡すものとし、その支払は、銀行の財務状況を考慮して、銀行が定める時期に、銀行が定める分割払及び使用可能な通貨で行う。

(ii) 銀行為株式の買戻しに關しその國に支払う額は、貸付業務又は保証業務の結果としてその國又はその國の行政区画若しくは機関が銀行に対して引き続き負つてゐる債務の額を限度として保留する。保留した額は、銀行の選択により、当該債務のうち期限が到来したものに決済に充てることができる。ただし、第二条第四項(ii)又は第二A条第三項(c)の規定に基づくその國の応募額に対する将来の払込請求についてその國が負う偶発債務を理由としては、いかなる額をも保留してはならない。

(iii) その國が加盟國でなくなつた日現在において未返済であつた貸付け若しくは貸付参加につき又は同日現在において未返済であつた保証の結果として銀行が損失を受ける場合において、損失の額が同日現在における損失引当準備金の額を超えるときは、その國は、保有していた株式の帳簿価額が銀行の帳簿に従つて決定された時にその損失が考慮に入れられたとしたならば当該株式の買戻価格から減額されたであろう額を要求に応じて払い戻す。更に、その國は、第二条第四項(ii)又は第二A条第三項(c)の規定に基づく払込請求につき、当該株式の買戻価格が決定された時に資本に毀損が生じていて払込請求がされたとしたならば要求されたであろう額を限度として引き続き責

## 第一項 業務の停止

理事会は、緊急の場合には、総務会が事態を検討して適切な措置をとるまでの間、新規の貸付け及び保証について業務を停止することができる。

の多数（域内加盟銀行は

むことを要する。)による総務会の決定により、業務を終了することができる。銀行は、業務の終了の後は、その資産の保全、管理及び換価並びにその債務の決済のための活動を除くほか、すべての活動を直ちに停止する。

額に基づいて有する責任及び自國通貨の減価に關して有する責任は、銀行のすべての直接の債務及び偶發債務の履行が完了するまでの間、継続する。

(b) すべての直接の債権者に対しては、最初にその債権に対する弁済を負担する銀行の資産から、次にその債権に対する弁済を負担する未払込応募額又は請求払込応募額の銀行に対する払込金から弁済する。理事会は、直接の債権者に対する弁済が行われるに先立ち、直接の債権者及び偶発的な債権者の間における比例的な分配を確保するために必要と認める措

四三

任を負う

(e) この項の規定に従い、いずれかの国の保有株式の代金としてその国に支払う額は、いかな

在における帳簿価額とする。この場合の買主は、次の条件に従う。

(i) 加盟国でなくなつた国は、支払を受ける

ための前提として、**自國**が保有する株券を呑き渡すものとし、その支払は、銀行の財務状況によって決まる。

況を考慮して、銀行が定める時期に、銀行が定める分割払及び使用可能な通貨で行う。

**第十条 業務の停止及び終了**

**第一項 業務の停止**  
理事会は、緊急の場合には、総務会が事態を  
吟味して適切な措置とすることまでの間、新規の貸  
付

## (号外)

		置をとる。	
<b>第四項 資産の分配</b>		銀行が保証したことのみを理由として債務証書その他の証書に對して不利な差別を設ける課税	
(a) 銀行の資本に對する加盟国の応募額に基づく資産の分配は、当該資本の負担となるすべての債務を債権者に對して履行し又は履行する用意を完了するまで、加盟国に對して行われない。更に、その分配は、加盟国の総投票權の四分の三以上の多數(域内加盟国の総務会の三分の二以上を含むことを要する。)による総務会の決定によつて承認されなければならぬ。		いの加盟国、銀行が訴訟に關する送達若しくは告知を受けるため代理人を任命している加盟国又は銀行が証券の發行若しくは保証を行つてゐる加盟国の領域内に管轄裁判所にのみ提起することができる。	
(b) 銀行の資産は、加盟国が有する株式數に比例して、銀行が公正かつ衡平と認める時期に及び条件で加盟国に分配する。分配される資産の各国の取分けは、資産の種類について同一的であることを要しない。いずれの加盟国も、銀行に對するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取分を受け取る権利を有しない。		加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟國から請求權を承継した者は、銀行に對し訴えを提起してはならない。ただし、加盟国は、銀行と加盟国との間の紛争を解決するためには、この協定、銀行の基本規程その他の規則又は銀行との契約に定める特別の手続によるものとする。	
(c) この条の規定に従つて分配される資産を受け取る加盟国は、銀行がその資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。		銀行の資産及び資産は、銀行に對する裁判の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押さえ又は強制執行を免除される。	
<b>第五項 文書の不可侵</b>		銀行の財産及び資産は、所在地及び占有者のいかんを問わず、國際的な公の財産とし、行政上又は立法上の措置による搜索、徵発、没収、取用その他のあらゆる形式の強制処分を免除される。	
<b>第六項 資産に對する制限からの自由</b>		銀行並びにその財産、その他の資産及び収入並びにこの協定に従つて銀行が行う業務及び取引は、すべての内國税及び関税を免除される。銀行は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徵収の義務を免除される。	
<b>第七項 通信に關する特權</b>		(a) 銀行が理事、理事代理、役員若しくは使用人に支払う給料その他の給与に對し又はこれらの給与に關しては、これらの者が當該加盟国の市民又は国民でないときは、いかなる課稅を行つてはならない。	
(a) 銀行が發行する債務証書その他の証書(その配当又は利子を含む。)に對しては、保有者のいかんを問わず、次のいかなる種類の課稅を行つてはならない。		(i) この協定は、総務の總數の過半数(域内加盟国の総務の三分の二以上を含むことを要す。)であつて加盟国の総投票權の四分の三以上を代表するものによる総務会の決定によつてのみ改正することができる。ただし、第二条第一項(b)に定める多数決の要件は、同項(b)に定める多数決によつてのみ改正することができる。	
(b) 銀行が債務証書その他の証書に對して不利益な差別を設ける課税		(ii) 通常資本財源に繰り入れたすべての借入金で千九百七十四年十二月三十一日現在において未返済であるものに係る債務を銀行が履行した時に地域間資本と通常資本とを合体させるため、(i)に規定するところにより、この協定の関係条文を改正することができる。	
(c) 債務証書その他の証書の發行、支払予定期約をすること。		(iii) 第二条第三項(b)及び第四条第三項(g)にそれぞれ定める資本に応募する権利及び基金に拠出する権利	
(d) 動産及び不動産を取得し及び处分すること。		(iv) 第二条第三項(b)、第二条第三項(d)及び第四条第五項に定める責任の限度	
(e) 訴えを提起すること。		(v) この協定を改正する提案は、加盟国又は理事会のいずれから提議されたものであつても、総務会の議長に送付され、議長は、その提案を總	
<b>第三項 訴訟手続</b>		銀行に対する訴えは、銀行が事務所を有して有する。	
<b>銀行に対する訴えは、銀行が事務所を有して</b>		昭和五十一年五月二十一日 參議院議會第十三号 日本国とハンガリ人民共和国との間の通商航海條約の締結について承認を求めるの件外三件	

務会に提出する。改正が採択されたときは、銀行は、すべての加盟国にあてた公式の通報によつてこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる期間を明示しない限り、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。

#### 第十三条 解釈及び仲裁

(a) この協定の解釈について加盟国と銀行との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。審議される疑義が自國に特に影響がある加盟国は、第八条第三項(b)の規定に基づき、理事会の会合に自國を直接に代表する者を出席させる権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つたときは、いずれの加盟国も、その疑義を総務会に付託することを要求することができるものとし、総務会の裁決は、最終的なものとする。銀行は、総務会が裁決を行うまでの間、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

#### 第二項 仲裁

銀行と加盟国でなくつた国との間に又は銀行の業務を終了する決定の採択の後銀行と加盟国との間に意見の相違が生じた場合には、この意見の相違は、三人の仲裁人による仲裁に付する。仲裁人の一人は銀行が任命し、他の一人は当該国が任命し、第三の仲裁人は、両当事者が別に合意しない限り、米州機構の事務総長が任命する。決定は、全会一致の合意が得られない場合には、三人の仲裁人の過半数による表決で行う。

第三の仲裁人は、手続問題に関して両当事者の意見が相違する場合には、当該手続問題を解決する権限を有する。

#### 第十四条 一般規定

第一項 主たる事務所  
銀行の主たる事務所は、アメリカ合衆国ワシ

#### ントンに置く。

#### 第二項 他の機関との関係

銀行は、情報の交換につき又はこの協定の規定に適合する他の目的のため、他の機関と取決めを行うことができる。

#### 第三項 連絡経路

各加盟国は、この協定に関連する事項に関する銀行との連絡のための公的機関を指定する。

#### 第四項 寄託所

各加盟国は、銀行が保有する自國通貨その他の資産の寄託所として、自國の中央銀行を指定するものとし、中央銀行を有しない場合には、

#### 第五項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第六項 営業の開始

この協定が前項の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに、総務会の第一回の会合を招集するものとする。

#### 第七項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第八項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第九項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第十項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第十一項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第十二項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第十三項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第十四項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

#### 第十五項 業務の開始

この協定が前項の規定に従つて開催される総務会の第一回の会合の時までに、銀行がその資金を利用することができますようにする。

付表A 銀行の授権通常資本に対する応募額

国名	払込株式数	千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する一万合衆国ドルの株式による株式数
	請求払株式数	応募総数
アルゼンティン	五、一五七	五、一五七
ボリビア	四一四	四一四
ブラジル	五、一五七	五、一五七
チリ	一、四一六	一、四一六
コロンビア	一、四一五	一、四一五
コスタ・リカ	二〇七	二〇七
キューバ	一、八四二	一、八四二
	三、六八四	四一四

#### 第一条及び第四条に規定する加盟国の応募額及び割当額の払込みとして当該加盟国に貸記する追加の支払を行うことができる。米州機構の事務局は、この(b)の規定に基づいて支払われたすべての資金を特別の預託勘定に保有する

(b) この協定の効力発生の日前に受諾書又は批准書を寄託した国は、効力発生の日に加盟国となる。その他の国は、受諾書又は批准書を寄託した日に加盟国となる。

#### 第三項 業務の開始

(a) 米州機構の事務総長は、この協定が前項の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに、総務会の第一回の会合を招集するものとする。

#### 第三項 業務の開始

(b) 総務会の第一回の会合においては、第八条の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに、総務会の第一回の会合を招集するものとする。

#### 第三項 業務の開始

(a) 米州機構の事務総長は、この協定が前項の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに、総務会の第一回の会合を招集するものとする。

#### 第三項 業務の開始

(b) 総務会の第一回の会合においては、第八条の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに、総務会の第一回の会合を招集するものとする。

#### 第三項 業務の開始

(a) 米州機構の事務総長は、この協定が前項の規定に従つて効力を生じたときは、直ちに、総務会の第一回の会合を招集するものとする。

国名	付表B 特別業務基金への拠出の割当額	割当額(千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する千合衆国ドル)
合計		
アルゼンティン	一〇、三一四	一〇、三一四
ボリヴィア	八二八	八二八
ブラジル	一〇、三四四	一〇、三四四
チリ	二、八三三	二、八三三
コロンビア	四一四	四一四
コスタ・リカ	三、六八四	三、六八四
キューバ	五五二	五五二
ドミニカラ共和国	二七六	二七六
エクアドル	二七六	二七六
エル・サルバドル	二〇七	二〇七
グアテマラ	二七六	二七六
ハイトイ	二〇七	二〇七
ホンデュラス	二〇七	二〇七
メキシコ	三、三一五	三、三一五
ニカラグア	二〇七	二〇七
パナマ	二〇七	二〇七
バラグアイ	二〇七	二〇七
ペルー	六九一	六九一
アメリカ合衆国	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
ウルグアイ	五五三	五五三
ヴェネズエラ	二、七六三	二、七六三
合計	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
	八五、〇〇〇	八五、〇〇〇

**第一項 域外加盟国を認める条件**

文書を銀行に寄託することにより、次のこと

- (ii) 第三項の規定に従い、特別業務基金の財  
域間資本株式に応募すること。

源に三億七千五百万合衆国ドル(注)相當額以上を拠出する」と。

(注) 合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

理事会は、千九百七十六年三月一日後適当と認めるときは、(i)及び(ii)に定める応募株式数及び特別業務基金に対する拠出額を減ずることができる。

域外との地域間資本に対する応募額及び特別業務基金に対する拠出額は、少なくとも次の額とする。

合計		エル・サルバドル グアテマラ ハイチ ホンデュラス メキシコ ニカラグア パナマ パラグアイ ペルー アメリカ合衆国 ウルグアイ ヴェネズエラ	四一四 四五二 四一四 四一四 六、六三〇 四一四 四一四 一、三八二 一〇〇、〇〇〇 一、一〇六 五、五三六
一五〇、〇〇〇			

	払込地域間資本応募額		請求払地域間資本応募額		地域間資本応募総額		特別業務基金への拠出額 現行合衆国ドルによる表示額 (注2)			
	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額 (注1)	現行合衆国ドルによる表示額 (注2)	株式数	1959年合衆国ドルによる表示額 (注1)	現行合衆国ドルによる表示額 (注2)				
オーストリア	69	690,000	832,377	350	3,500,000	4,222,201	419	4,190,000	5,054,578	5,054,578
ベルギー	171	1,710,000	2,062,847	865	8,650,000	10,434,869	1,036	10,360,000	12,497,716	12,497,716
デンマーク	74	740,000	892,694	373	3,730,000	4,499,660	447	4,470,000	5,392,354	5,392,354
ドイツ連邦共和国	863	8,630,000	10,410,742	4,367	43,670,000	52,681,009	5,230	52,300,000	63,091,751	63,091,751
イスラエル	68	680,000	820,313	346	3,460,000	4,173,948	414	4,140,000	4,994,261	4,994,261
イタリア	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
日本国	940	9,400,000	11,339,627	4,757	47,570,000	57,385,748	5,697	56,970,000	68,725,375	68,725,375
オランダ	128	1,280,000	1,544,120	648	6,480,000	7,817,104	776	7,760,000	9,361,224	9,361,224
ポルトガル	68	680,000	820,313	346	3,460,000	4,173,948	414	4,140,000	4,994,261	4,994,261
スペイン	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
スイス	188	1,880,000	2,267,925	952	9,520,000	11,484,388	1,140	11,400,000	13,752,313	13,752,313
連合王国	842	8,420,000	10,157,410	4,264	42,640,000	51,438,476	5,106	51,060,000	61,595,886	61,595,886
ユーゴースラヴィア	69	690,000	832,377	350	3,500,000	4,222,201	419	4,190,000	5,054,578	5,054,578
小計	5,164	51,640,000	62,295,565	26,146	261,460,000	315,410,504	31,310	313,100,000	377,706,069	377,706,069
未割当額	1,836	18,360,000	22,148,462	8,854	88,540,000	106,809,630	10,690	106,900,000	128,958,092	128,958,092
総計	7,000	70,000,000	84,444,027	35,000	350,000,000	422,220,134	42,000	420,000,000	506,664,161	506,664,161

(注1) 千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

(注2) 合衆国ドルの平価の変更が行われた千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル

## 第二項 地域間資本への応募

(a) 前項に掲げる域外国は、地域間資本株式に

応募することができる。

(b) 各域外国の応募額は、少なくとも前項において当該国に割り当てられた払込地域間資本

株式及び請求払地域間資本株式の双方の全額とする。各応募国は、銀行に対し、自国の応募に必要なすべての措置をとつたことを通告し、及びそのことに関して銀行が要求する情報提供する。

(c) 払込地域間資本への各国の応募は、次の条件に従う。

(i) 一株当たりの応募価格は、千九百五十九年一月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる一万合衆国ドルとする。

(ii) 払込地域間資本に対する各国の応募額の払込みは、三回の均等分割払によつて行

う。ただし、理事会は、特定の国に係る特別の事情を考慮して、(i)当該国が払い込む第一回の分割払の額を当該国に割り当てられた払込資本の額の二十パーセントにまで減額することができるものとし、それに伴いその後の二回の分割払の額を調整すること又は(iii)当該国が払込みを五回の均等年賦によつて行うことができることを合意することができる。各國は、この一般規則の効力発生の後三十日以内の日又は第四項(c)(ii)

の規定に従つて行う受諾書若しくは批准書

の寄託の日のいずれか遅い方の日までに第一回の分割払の額を払い込む。第一回の分割払の額を現金で払い込むことを選択する

者は、この一般規則が効力を生ずる暦年又は当該国が同暦年の後に批准書を寄託する場合には批准書を寄託する暦年の終わりまでに払い込むことができる。残りの各年賦については、第一回の分割払について払込義務が生じた日の後一年ごとに払込義務が生ずる。

(d) 各分割払の額の全額を自国通貨で払い込むものとし、当該自国通貨が銀行の業務のために他の国の通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。

(e) 各分割払の額の五十パーセントは、協定第五条第一項(b)(i)に規定する通貨に該当するものとし、現金で払い込む。各分割払の額の他の五十パーセントについては、いずれかの国が現金で払い込むことを選択する場合を除くほか、理事会は、協定第五条第

四項の規定に従つて受領した譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券の現金化のための計画を策定する。

(f) 請求払地域間資本への各国の応募は、次の条件に従う。

(i) 一株当たりの応募価格は、千九百五十九

年一月一日現在の量目及び純分を有する合

## 官報(号外)

衆国ドルによる一万合衆国ドルとする。

(ii) 請求払地域間資本への各国の応募は、二回の均等分割によつて行うものとし、各応募は、(c)(ii)の規定に基づく払地域間資本への応募に係る自國の最初の三回の分割払のそれぞれの払込みの日までに行う。

(e) 地域間資本財源は、貸付け及びこれに伴う債務を通常資本財源と地域間資本財源との間に合理的に配分することを確保するような様で、貸付けを行うために使用する。

(f) 通常資本財源に繰り入れたすべての借入金で一千九百七十四年十一月三十一日現在において未返済であるものに係る債務を銀行が履行した時に、地域間資本と通常資本とを合体させるための措置がとられるものとする。

### 第三項 特別業務基金の増額及びこの増額への拠出

(a) この一般規則の規定に従つことを条件として、特別業務基金の財源は、域外國の拠出により五億六百六十六万四千百六十一合衆国ドル相当額増額する。域内加盟国は、この一般規則を承認することにより、協定第四条第三項に基づき当該増額の比例的配分額について拠出する権利を行使する意思を有しないものと了解される。

(b) この一般規則が第十項の規定に従つて効力を生ずる時にのみ、(a)の増額は、有効となり、(a)の拠出の払込義務が生ずる。

(c) 域外國は、第一項(c)の規定に基づく地域間資本に対する自國の応募額と同じ額を特別業務基金に拠出する。

(d) 各国は、拠出額の全額を自國通貨で払い込むものとし、当該自國通貨が銀行の業務のために他の国の通貨に自由に交換可能であることを確保するため、銀行が満足する措置をとる。

(e) 各国の拠出額の全額は、協定第五条第一項(c)の規定が適用される通貨に該当するものとする。いずれかの国が拠出額の全額又はその一部を現金で払い込まないことを選択する場合には、銀行は、協定第五条第四項の規定に従つて譲渡禁止かつ無利子の約束手形又はこれに類する証券を受領するものとし、理事会は、これらの証券の現金化のための計画を策定する。

(f) 拠出額の払込みは、三回の均等分割払によつて行う。ただし、理事会は、特定の国に係る特別の事情を考慮して、(i)当該国が払い込む第一回の分割払の額を当該国に割り当てられた全拠出額の二十ペーセントにまで減額することができるものとし、それに伴いその後の二回の分割払の額を調整すること又は(ii)当該国が払込みを五回の均等年賦によつて行うことができることを合意することができる。

(g) 各国の各拠出額の額は、合衆国ドルの平価の変更が行われた一千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる払込額に相当すると銀行が認める額とする。

(h) この項の拠出の結果として銀行が保有する全加盟国の中貨は、価値の維持に関する協定第五条第三項の規定の適用を受けるが、このための価値の基準は、合衆国ドルの平価の変更が行われた一千九百七十三年十月十八日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルとする。

ただし、銀行は、銀行の大多数の加盟国の中貨に係る通貨調整が行われた場合には、価値の維持のための調整を行わないことができること。

(i) 協定第四条第三項(g)の規定にかかわらず、特別業務基金の財源のすべての増額は、特別業務基金の財源を増額するための伝統的方法により、その都度交渉によつて定められる割合及び条件で行う。

### 第四項 域外國の加盟の条件

#### 第五項 その他の域外國

第一項に掲げられていない域外國は、総務会が定める条件に従つて銀行の加盟国となることができる。当該域外國の応募株式数及び特別業務基金に対する拠出額は、第一項に掲げる域外國の応募及び拠出の条件に十分な考慮を払つて総務会が定める拠出地域間資本及び請求払地域間資本の株式数並びに特別業務基金に対する拠出額とする。

(b) この一般規則が第十項の規定に従つて効力を生ずること。

(c) 当該国について次のすべての条件が満たされたことを総裁が宣言すること。

(i) 正當に委任された当該国の代表者が米州機構の事務局に寄託されている改正された協定の原本に署名したこと。

(ii) 当該国が協定をこの一般規則に定めるすべての条件とともに自國の国内法に従つて受諾し又は批准したこと並びに協定及びこの一般規則に基づく自國のすべての義務を履行するために必要な措置をとつたことを述べる文書を米州機構の事務局に寄託したこと。

(iii) 当該国が(i)及び(ii)に定めるところにより協定に署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託するために必要なすべての措置をとつたことを銀行に通告したこと及びその措置に関して銀行が要求する情報を銀行に提供了したこと。

(iv) 理事会が第一項のすべての条件が満たされたことを決定すること。

(a) 理事会が第一項のすべての条件が満たされたことを決定すること。

(b) この一般規則が第十項の規定に従つて効力を生ずること。

(c) 当該国について次のすべての条件が満たされたことを総裁が宣言すること。

## 官報(号外)

第一項(c)に定める地域間資本及び特別業務基  
金拠出割当額であつてこの一般規則の効力発生  
の日から二年以内に第一項に掲げる域外国又は  
前項に規定するその他の域外国が応募しないも  
のについては、その時における域外加盟国が応  
募することができる。当該加盟国は、自国の応  
募済資本の額が応募済地域間資本の総額に対し  
て占める割合に等しい割合で当該未応募資本に  
応募する権利を有する。同様に、当該加盟国  
は、自国の拠出割当額が応募済拠出割当額の総  
額に対して占める割合に等しい割合で特別業務  
基金の当該未応募拠出割当額に応募する権利を  
有する。各応募については、この一般規則に定  
める払込資本と請求払資本との割合及び特別業  
務基金拠出割当額と資本応募額との割合を維持  
する。払込資本及び特別業務基金拠出割当額の  
払込み並びに請求払資本への応募は、この一般  
規則の効力発生の日から三年以内に完了する。

第七項 特別定足数及び投票権数

(a) 次の事項の承認には、域外加盟国の総務の  
総数の三分の二以上の多数であつて域外加盟  
国総投票権数の四分の三以上を代表するも  
のの合意を必要とする。

(i) 次の事項を変更する協定の改正

(1) 域外加盟国が任命する総務の数

(2) 協定第八条第三項(b)の規定に従つて

域外加盟国の総務が選挙する理事の数

(3) 協定第七条第三項(d)から(f)までの規定

(4) 協定第七条第四項に規定する地域間資  
本財源の純益及び剩余金の分配に関する  
規定

(ii) 協定第二-A条第一項(c)に規定する授権地  
域間資本の増額

(b) 通常資本又は地域間資本に対するいづれか  
の加盟国応募額の増額が次のいづれかの結果  
をもたらす場合には、当該増額は、有効と  
ならないものとし、当該応募を行いういかなる  
権利も、放棄される。

(i) 開発途上にある域内加盟国総投票権数  
が加盟国総投票権数の五十二・五ペーセント  
未満となること。

(ii) 最大の株式数を有する加盟国総投票権数  
が加盟国総投票権数の三十四・五ペーセント  
未満となること。

(iii) カナダの投票権数が加盟国総投票権数  
の四ペーセント未満となること。

第八項 理事の選挙に関する規則の改正

域外国は、第一項(a)の決議によつて改正され  
た協定第八条第三項(b)の規定に基づき域外國  
のみの投票によつて理事二人を選挙する権利を  
有しているので、同条に規定する理事の選挙に  
関する規則は、この一般規則の附属書Iのとお  
り改正する。この改正は、この一般規則の効力  
発生の日に効力を生ずる。

第九項 理事の数

(1) 開発途上にある域内加盟国総投票権数  
が所定の百分率未満となることを回避する

ため、開発途上にあるいづれの域内加盟国  
も、開発途上にある他の域内加盟国が自國  
に割り当てられた株式に応募することを希  
望しない場合に当該株式に応募することが  
できること。

(2) 投票権数の百分率に関する規定のうち、  
(i) については開発途上にある全域内加盟  
国、(ii)についてはアメリカ合衆国及び  
カナダが、それぞれの適用を免除  
することは可能である。

(3) いづれの域外加盟国も、他の域外加盟国  
が自國に割り当てられた株式に応募するこ  
とを希望しない場合に当該株式に応募する  
ことができる。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤  
務する外務公務員の給与に関する法律の一部  
を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決  
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十八日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

(小字及び一は衆議院修止)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤  
務する外務公務員の給与に関する法律の一部  
を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「在勤地」の下に「（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条中「次条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（戦争等による特別事態の際の在勤手当）

第九条の二 戰争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員（休暇帰国のために在勤地を離れている在外職員を除く。）に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、

前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第二十条の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当又は兼勤手当を受けている者にあっては、これらの手当を含む。）の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当（館長代理手当又は兼勤手当を受けている在外職員にあっては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべきこれら手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額）」と、第二十条中

「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 在勤地において前項の特別事態が発生したことにより一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当（その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合には、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当（当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当））を支給する。

3 第一項の指定に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十一條を削る。

第十条の二中「（國家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める在勤地をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十一條とする。

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「在ジャマイカ日本国大使館 ジャマイカ キングストン」を「在スリナム日本国大使館 スリナム パラマリボ」に改め、同表アフリカの項中「在

ガーナ日本国大使館 ガーナ アクラ」を「在ガーナ日本国大使館 ガーナ カーボ・ヴェルデ」を「在カーボ・ヴェルデ日本国大使館 カーボ・ヴェルデ」ア

クライア」に、「在ザイール日本国大使館 ザイール キンシャサ」を「在ザイール日本国大使館 ザイール サントメ・プリンシペ」日本

ノーヴォ」を削り、「在ブルンディ日本国大使館 ブルンディ ブジュンブラ」を「在ブルンディ日本大使館 ベナン ポルト・ノーヴォ」に、「在モーリタニア日本国大使館 モーリタニア モザンビック」を「在モーリタニア日本国大使館 モーリタニア モザンビック ポルト・ノーヴォ」に改め、「在ダホメ日本国大使館 ダホメ ポルト・

国大使館 ノーヴォ」を削り、「在ブルンディ日本国大使館 ブルンディ ブジュンブラ」を「在ブルンディ日本大使館 ベナン ポルト・ノーヴォ」に、「在モーリタニア日本国大使館 モーリタニア モザンビック」を「在モーリタニア日本国大使館 モーリタニア モザンビック ポルト・

国大使館 ノーヴォ」を「在モーリタニア日本国大使館 モーリタニア モザンビック ポルト・ノーヴォ」に改め、「在ダホメ日本国大使館 ダホメ ポルト・

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中「在マド拉斯日本国総領事館 インド マドラス」を

「在マド拉斯日本国総領事館 インド マドラス」に改める。

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四四六

## 別

3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
302,200	261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
346,100	296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
372,600	327,100	389,900	259,500	237,500	222,300	193,300	178,100	162,900
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,900	125,300	112,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
316,100	274,900	243,200	215,700	197,900	184,200	162,100	148,300	134,600
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
279,200	236,300	207,600	186,200	171,800	157,500	143,200	128,900	114,600
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
287,700	248,700	219,800	193,800	178,000	165,000	146,500	133,500	120,500
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
259,500	222,700	196,600	172,000	158,400	146,100	130,900	118,600	106,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
260,000	221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

## 一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	550,000	450,000	414,600	385,800	344,600
	インドネシア	610,000	500,000	480,100	446,300	396,400
	ヴィエトナム共和国	550,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	ヴィエトナム民主共和国	580,000	510,000	490,300	467,100	421,600
	カンボディア	540,000	460,000	445,300	415,000	373,800
	シンガポール	590,000	480,000	464,400	446,200	398,700
	スリ・ランカ	460,000	380,000	366,200	350,500	313,400
	タイ	560,000	460,000	419,500	390,000	346,600
	大韓民国	530,000	410,000	379,000	352,400	313,400
	中華人民共和国	600,000	470,000	434,800	404,500	361,100
	ネパール	570,000	480,000	464,900	450,500	409,100
	パキスタン	540,000	450,000	434,800	404,500	361,100
	バングラデシュ	620,000	520,000	502,100	484,800	440,100
	ビルマ	490,000	410,000	394,300	366,900	327,900
	フィリピン	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
	ブータン	550,000	480,000	465,400	449,100	409,100
	マレーシア	560,000	470,000	439,600	408,700	363,200
	モルディブ	480,000	440,000	423,700	396,400	359,300
	モンゴル	610,000	540,000	519,800	503,300	454,800
	ラオス	580,000	480,000	464,900	450,500	409,100
北 米	アメリカ合衆国	610,000	450,000	419,500	389,800	332,200
	カナダ	520,000	440,000	404,500	375,600	332,200
中 南 米	アルゼンティン	470,000	380,000	367,300	351,600	320,500
	ヴェネズエラ	550,000	440,000	426,200	415,700	394,500
	ウルグアイ	410,000	390,000	364,000	388,000	299,000
	エクアドル	440,000	410,000	386,800	361,600	327,900
	エル・サルヴァドル	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	ガイアナ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	キューバ	530,000	480,000	461,300	431,900	394,400
	グアテマラ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	グレナダ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	コスタ・リカ	460,000	420,000	398,300	372,300	332,200
	コロンビア	400,000	370,000	350,500	327,400	296,800
	ジャマイカ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	スリナム	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	チリ	440,000	400,000	364,000	338,000	299,000
	ドミニカ共和国	490,000	420,000	407,600	381,200	348,800
	トリニダッド・トバゴ	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
	ニカラグア	490,000	450,000	433,600	404,500	361,100

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求める件外三件

四四八

330,500	287,200	254,000	225,100	206,500	192,100	169,300	154,800	140,400
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
316,600	273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
330,000	288,800	255,600	228,100	208,900	195,200	170,500	156,700	143,000
273,900	234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,900
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
390,000	381,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
303,300	257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
332,200	282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
303,300	257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四四九

	ハイティ	500,000	470,000	450,100	419,200	375,800
	パナマ	450,000	400,000	387,800	362,600	330,100
	バハマ	490,000	460,000	424,000	396,800	361,100
	バラグァイ	490,000	440,000	415,700	388,700	346,600
	バルバドス	490,000	440,000	424,000	396,800	361,100
	ブラジル	500,000	410,000	399,300	371,300	330,100
	ペルー	490,000	420,000	404,500	375,600	332,200
	ボリビア	500,000	420,000	409,600	399,900	373,800
	ホンデュラス	430,000	380,000	369,100	345,000	313,400
	メキシコ	510,000	410,000	395,600	375,600	332,200
欧 州	アイスランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	アイルランド	480,000	440,000	407,600	381,200	348,800
	イタリア	590,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	ヴァチカン	530,000	490,000	465,100	431,900	382,000
	オーストリア	620,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	オランダ	580,000	500,000	480,800	450,700	398,700
	ギリシャ	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	サイprus	480,000	430,000	398,700	373,100	347,400
	スイス	660,000	600,000	546,000	507,000	448,500
	スウェーデン	580,000	500,000	485,400	450,700	398,700
	スペイン	540,000	450,000	433,600	413,100	365,500
	ソヴィエト連邦	660,000	520,000	475,200	442,000	394,400
	チェコスロvakia	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	デンマーク	580,000	510,000	485,400	450,700	398,700
	ドイツ民主共和国	610,000	530,000	500,400	465,100	413,100
	ドイツ連邦共和国	680,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ノールウェー	560,000	480,000	463,800	434,200	398,700
	ハンガリー	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	フィンランド	530,000	480,000	445,100	416,600	382,000
	フランス	720,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	ブルガリア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ベルギー	640,000	530,000	485,400	450,700	398,700
	ポーランド	550,000	500,000	459,900	427,500	379,900
	ポルトガル	550,000	510,000	478,000	442,800	398,700
	マルタ	480,000	440,000	416,700	389,600	348,800
	ユーゴースラヴィア	560,000	480,000	462,500	431,900	382,000
	ルーマニア	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	ルクセンブルグ	550,000	500,000	463,800	434,200	398,700
	連合王国	630,000	490,000	444,900	413,100	365,500
大洋 州	オーストラリア	570,000	480,000	435,800	413,100	365,500
	トンガ	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ナウル	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	西サモア	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
	ニューアジーランド	510,000	410,000	396,800	380,300	346,900

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外二件

四五〇

387,700	337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
359,900	310,100	274,000	240,700	221,300	204,700	182,600	166,000	149,400
388,300	336,300	297,300	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
388,300	336,300	297,300	262,700	241,200	223,900	198,200	180,800	163,500
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
331,700	284,000	250,800	219,000	201,700	185,800	167,000	151,100	135,200
288,400	247,200	218,300	190,800	175,700	162,000	145,400	131,600	117,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
360,600	308,600	272,400	237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
331,000	285,500	252,300	221,900	204,000	188,800	168,200	153,000	137,800
373,300	325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,300
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
302,800	259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,000	364,000	322,400	287,800	263,500	246,200	215,000	197,600	180,300
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
344,900	299,400	264,800	234,400	215,200	200,000	176,500	161,300	146,100
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
388,800	334,600	295,600	259,500	238,700	220,600	197,100	179,000	160,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
402,200	350,200	309,700	275,100	252,200	234,900	206,600	189,200	171,900
344,400	301,100	266,400	237,500	217,500	203,100	177,700	163,200	148,800
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四五一

	パプア・ニューギニア	590,000	570,000	522,800	478,900	440,100
	フィジー	560,000	450,000	435,400	425,600	406,200
中 近 東	アフガニスタン	620,000	510,000	495,900	480,200	442,300
	アラブ首長国連邦	610,000	520,000	508,600	502,200	481,700
	イエメン	600,000	520,000	500,300	495,600	478,700
	イスラエル	550,000	480,000	459,900	427,500	379,900
	イラク	590,000	480,000	465,700	456,100	437,100
	iran	580,000	470,000	459,900	427,500	379,900
	オマーン	580,000	480,000	468,100	467,000	464,800
	カタル	600,000	510,000	495,800	490,600	478,700
	クウェイト	640,000	530,000	510,600	498,100	473,100
	サウディ・アラビア	660,000	540,000	528,100	514,900	488,100
	ジョルダン	530,000	470,000	454,100	431,900	394,400
	シリア	520,000	480,000	443,900	415,500	379,900
	トルコ	480,000	440,000	399,300	371,300	330,100
	バハレーン	610,000	510,000	493,000	485,400	468,700
	南イエメン	600,000	520,000	500,300	495,600	478,700
	レバノン	630,000	550,000	505,500	469,400	415,300
ア フ リ カ	アルジェリア	600,000	510,000	492,500	465,100	413,100
	ウガンダ	510,000	470,000	452,400	423,200	377,700
	エジプト	570,000	500,000	454,900	423,200	377,700
	エティオピア	590,000	520,000	499,100	471,200	423,600
	ガーナ	600,000	510,000	496,100	484,300	454,800
	カーボ・ヴェルデ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ガボン	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
	上沃尔タ	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
	カメルーン	620,000	520,000	500,900	491,700	471,700
	ガンビア	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ギニア	620,000	520,000	503,700	496,800	481,700
	ギニア・ビサオ	590,000	500,000	485,100	479,000	465,700
	ケニア	530,000	450,000	419,500	390,000	346,600
	コンゴー	620,000	530,000	519,800	503,300	473,400
	ザイール	610,000	520,000	500,400	491,200	471,300
	サントメ・プリンシペ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
	ザンビア	530,000	480,000	460,900	431,500	392,400
	シェラ・レオーネ	620,000	560,000	546,100	518,400	473,400
	スーダン	610,000	510,000	490,600	485,000	473,900
	スワジランド	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
	赤道ギニア	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100
	セネガル	610,000	490,000	474,100	462,900	440,800
	象牙海岸共和国	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400
	ソマリア	600,000	490,000	476,700	467,800	450,400
	タンザニア	540,000	480,000	459,700	430,400	390,300
	チャード	580,000	480,000	465,500	462,000	455,100

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四五二

430,400	376,200	333,200	297,100	272,200	254,100	222,200	204,100	186,000
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
359,400	311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	188,700	167,800	151,900
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
288,900	245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
317,200	271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
373,800	324,000	286,500	253,200	232,500	215,900	190,900	174,300	157,700
401,500	351,700	311,600	278,300	254,800	238,200	207,700	191,100	174,500
416,600	362,400	320,500	284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600
345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600

## 別

4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
円 261,000	円 230,700	円 203,200	円 186,700	円 173,000	円 153,800	円 140,000	円 126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
296,300	261,600	228,300	210,300	193,700	174,200	157,600	141,000
259,500	229,100	200,200	184,300	169,900	152,600	138,100	123,700
234,900	207,400	181,400	167,000	154,000	138,100	125,100	112,100
273,300	241,500	212,600	195,300	180,900	161,000	146,500	132,100
261,000	230,700	203,200	186,700	173,000	153,800	140,000	126,300
245,600	216,700	188,700	174,300	160,000	145,700	131,400	117,100
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,200	149,800	133,500
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号

日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四五三

中央アフリカ共和国	620,000	520,000	503,600	496,800	483,300
チュニジア	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
トーゴー	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
ナイジェリア	620,000	510,000	495,600	486,000	467,200
ニジェール	620,000	540,000	522,700	508,400	473,400
ブルンディ	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
ベナン	600,000	510,000	497,800	490,400	468,700
ボツワナ	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400
マダガスカル	560,000	480,000	470,700	440,600	394,400
マラウイ	550,000	470,000	457,600	443,300	409,100
マリ	620,000	560,000	546,100	518,400	473,400
南アフリカ共和国	490,000	410,000	395,600	375,600	332,200
モーリシャス	530,000	480,000	463,500	440,600	394,400
モーリタニア	620,000	560,000	544,500	513,400	473,400
モザンビーク	570,000	520,000	499,100	474,400	425,600
モロッコ	500,000	450,000	425,200	397,800	363,200
リビア	570,000	480,000	467,800	455,900	425,600
リベリア	590,000	490,000	475,400	466,600	449,100
ルワンダ	620,000	580,000	560,000	523,500	473,400
レソト	530,000	490,000	470,700	440,600	394,400

## 二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	440,000	385,800	344,600	302,200
	ポンペイ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マドラス	420,000	385,800	344,600	302,200
	ウジュン・バンダン	480,000	446,300	396,400	346,100
	ジャカルタ	480,000	446,300	396,400	346,100
	バンコック	430,000	390,000	346,600	302,800
	釜山	400,000	352,400	313,400	273,900
	上海	440,000	404,500	361,100	316,600
	カラチ	440,000	385,800	344,600	302,200
	マニラ	410,000	375,600	332,200	288,900
	香港	510,000	431,900	382,000	332,200
北 米	アガナ	460,000	431,900	382,000	332,200
	アトランタ	410,000	379,800	332,200	288,900
	サン・フランシスコ	430,000	379,800	332,200	288,900
	シアトル	430,000	379,800	332,200	288,900
	シカゴ	430,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・オルリンズ	410,000	379,800	332,200	288,900
	ニュー・ヨーク	500,000	413,100	365,500	317,800
	ヒューストン	430,000	379,800	332,200	288,900
	ポートランド	410,000	379,800	332,200	288,900

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

四五四

270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
233,300	205,900	178,400	164,700	151,000	137,300	123,500	109,800
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
208,800	184,200	159,600	147,400	135,100	122,800	110,500	98,200
221,000	195,000	169,000	156,000	143,000	130,000	117,000	104,000
236,500	209,000	184,400	169,400	157,100	139,300	127,000	114,700
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000
257,800	227,500	197,100	182,000	166,800	151,700	136,500	121,300
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
311,700	275,700	243,900	223,900	208,000	183,700	167,800	151,900
297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100
257,800	227,500	197,500	182,500	167,500	152,500	137,500	122,500
337,900	298,900	265,600	243,500	226,900	199,300	182,700	166,100
325,600	288,100	256,300	234,900	219,000	192,100	176,200	160,800
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

別							
4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
円 296,300	円 261,600	円 228,300	円 210,300	円 193,700	円 174,200	円 157,600	円 141,000
円 296,300	円 261,600	円 228,300	円 210,300	円 193,700	円 174,200	円 157,600	円 141,000

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件外三件

	ホノルル ロス・アンジェルス ヴァンクーバー ヴィニペッグ エドモントン トロント モントリオール	470,000 430,000 430,000 410,000 410,000 430,000 430,000	413,100 379,800 375,600 375,600 375,600 375,600 375,600	365,500 332,200 332,200 332,200 332,200 332,200 332,200	317,800 288,900 288,900 288,900 288,900 288,900 288,900
中 南 米	サン・パウロ ペレーン ポルト・アレグレ リオ・デ・ジャネイロ レシフェ	410,000 380,000 360,000 390,000 380,000	356,900 348,200 319,300 338,000 348,200	315,700 311,300 282,400 299,000 311,300	274,500 273,300 245,600 260,000 273,300
欧 州	ミラノ ジュネーヴ ラス・パルマス ナホトカ ハバロフスク レニングラード デュッセルドルフ ハンブルグ ベルリン ボン ミュンヘン パリ マルセイユ ロンドン	480,000 560,000 430,000 520,000 500,000 490,000 520,000 520,000 540,000 520,000 520,000 520,000 520,000 460,000	431,900 507,000 394,300 456,700 456,700 442,000 469,400 469,400 469,400 469,400 469,400 469,400 469,400 413,100	382,000 448,500 348,800 409,100 409,100 394,400 415,300 415,300 415,300 415,300 415,300 415,300 415,300 365,500	332,200 390,000 303,300 359,400 359,400 345,500 361,100 361,100 361,100 361,100 361,100 361,100 361,100 317,800
大 洋 州	シドニー ペース ブリスベン メルボルン オークランド ポート・モレスビー	470,000 460,000 440,000 470,000 400,000 530,000	413,100 413,100 413,100 413,100 380,300 478,900	365,500 365,500 365,500 365,500 346,900 440,100	317,800 317,800 317,800 317,800 303,300 387,700
中 近 東	ホラムシャハル イスタンブル	520,000 410,000	471,200 375,600	423,600 332,200	373,300 288,900
ア フ リ カ	プレトリア ソールズベリー	400,000 410,000	375,600 375,600	332,200 332,200	288,900 288,900

## 三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	スマバヤ メダン	円 470,000	円 446,300	円 396,400	円 346,100
		円 470,000	円 446,300	円 396,400	円 346,100

271,700	239,900	209,500	193,000	177,800	159,800	144,600	129,400
282,400	249,200	215,900	199,300	182,700	166,100	149,500	132,900
250,400	221,500	196,900	180,600	168,300	147,600	135,300	123,000
245,600	216,700	187,800	173,300	158,900	144,500	130,000	115,600

別										
3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
317,800	270,100	238,400	206,600	190,700	174,800	158,900	143,000	127,100		
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000		
390,000	331,500	292,500	253,500	234,000	214,500	195,000	175,500	156,000		
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400		
346,700	294,700	260,000	225,400	208,000	190,700	173,400	156,000	138,700		

10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
197,300	185,300	173,300	161,300	149,300	137,300	125,300	113,300	101,300

○高橋雄之助君　〔高橋雄之助君登壇、拍手〕　ただいま議題となりました條約三件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、ハンガリーとの通商航海条約は、わが国とハンガリーとの間で、出入国、旅行、滞在、事業活動、関税事項、輸出入制限等に関する最惠待遇、身体・財産の保護、出訴権、商船の出入港等に関する最惠國及び内国民待遇等を相互に保障しているほか、拘禁の場合の領事官への通報及び領事官との面会・通信、科学・技術に関する知識の交換等について定めたものであります。

次に、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定は、経済協力開発機構加盟国との間に相互扶助的な金融支援基金を一定期間設立し、国際収支上の重大な困難に直面した加盟国は、他の金融手段を尽くした上でなお必要な場合に、基金から貸し付けを受けることができるなどと定めたものであります。

次に、米州開発銀行を設立する協定は、中南米地域における開発途上国の経済的、社会的開発の促進に寄与するため米州開発銀行を設立し、運営することを目的とするものでありますが、銀行の資金調達能力を拡大するため、加盟資格を一定の域外国にも開放し、わが国を含む域外国と銀行との間に交渉が行わられた結果、協定改正案と域

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

3 附則

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

4 最後に、在外公館関係の法律案は、新たに独立したスリナム、カーボ・ヴェルデ、サントメ・プリンシペ及びモザンビークの各日本大使館並びにウジン・パンダン及びホラムシャヘルの大連領事館を、またウジン・パンダン及びホラムシャヘルにそれぞれ総領事館を設置すること、既設の公館について、最近の物価上昇、外國為替相場の変動等を勘案し、在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改正すること、戦争等の特別事態が発生している地に所在する特定の在外公館について在勤基本手当の額に一定額を加算することなどを内容とするものであります。

5 委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

6 昨二十日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、ハンガリーとの通商航海条約は全会一致をもつて、また、経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定及び米州開発銀行を設立する協定はいずれも多数をもつてそれぞれ承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

7 以上報告いたします。（拍手）

○謙長（河野謙三君）　〔賛成者起立〕　これより採決をいたしました。

まず、日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたしました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○謙長（河野謙三君）　〔賛成者起立〕　總員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○謙長（河野謙三君）　〔賛成者起立〕　總員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

昭和五十一年五月二十一日

参議院会議録第十三号

瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案

	コタ・キナバル	430,000	408,700	363,200	317,200
北米	アンカレッジ	450,000	431,900	382,000	332,200
中南米	マナオス リマ	380,000 400,000	362,900 375,600	326,000 332,200	287,200 288,900

## 四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円 610,000	円 460,000	円 444,900	円 413,100	円 365,500
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮委員会) パリ (経済協力開発機構) ブッラッセル (欧州共同体)	円 710,000 620,000 720,000 550,000	円 600,000 600,000 550,000 530,000	円 546,000 546,000 505,500 485,400	円 507,000 507,000 469,400 450,700	円 448,500 448,500 415,300 398,700

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 别	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
手 当 額	円 305,300	円 293,300	円 281,300	円 269,300	円 257,300	円 245,300	円 233,300	円 221,300	円 209,300

○議長(河野謙三君) 次に、米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件の採決をいたしました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 濑戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(河野謙三君) 全臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題となりました瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案は、本年十一月で失効することとなつております瀬戸内海環境保全臨時措置法の効力を、その実施の状況にかんがみて、さらに引き続き二ヵ年間延長することといたしますのがその内容であります。

委員会においては、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。(拍手)

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、

融支援基金を設立する協定の締結について承認を求める件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案を右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十九日

参議院議長 河野謙三殿  
衆議院議長 前尾繁三郎

瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「三年をこえない」を「五年を超えない」に改める。

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五百万円の見込みである。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 ただいま議題となりました瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案は、本年十一月で失効することとなつております瀬戸内海環境保全臨時措置法の効力を、その実施の状況にかんがみて、さらに引き続き二ヵ年間延長することといたしますのがその内容であります。

委員会においては、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、

て、本案は全会一致をもって可決されました。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

(小字及び  
は衆議院修正)

○議長(河野謙三君) 日程第六 クリーニング業法の一部を改正する法律案

日程第七 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第八 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日程第九 健康保険法等の一部を改正する法律案

日程第一〇 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上五案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長戸田菊雄君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

クリーニング業法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十一年五月十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野謙三殿

クリーニング業法の一部を改正する法律案

号)の一部を改正する法律案

第四条の次に次の二条を加える。

(業務従事者に関する措置)

第四条の二 都道府県は、クリーニング所について

特に必要があると認めるときは、条例で、営業

者が当該クリーニング所の業務に従事する者の

当該業務に関する知識の修得及び技能の向上につき講ずべき措置に關し、必要な事項を定める

ことができる。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

40

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十三日

参議院議長 河野謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案  
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案  
(厚生年金保険法の一部改正)  
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

第一表 厚生年金保険法の一部を改正する法律案外四件

標準報酬等級 標準報酬月額 報酬月額

第一級	三〇、〇〇〇円	三一、五〇〇円未満
第二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上
第三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円未満
第四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円未満
第五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円未満
第七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第八級	五一、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第九級	五六、〇〇〇円	五八、〇〇〇円未満
第一〇級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上
一一級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上
一二級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
一三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
一四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
一五級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
一六級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上
一七級	九一、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上
一八級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上
一九級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
一二〇級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
一二一級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
一二二級	一一一、〇〇〇円未満	

第二 二 級	一二六 〇〇〇円	一一一、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第二 三 級	一三四、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二 四 級	一四一、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二 五 級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二 六 級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二 七 級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二 八 級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二 九 級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三 〇 級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満
第三 一 級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二二〇、〇〇〇円未満
第三 二 級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第三 三 級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第三 四 級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第三 五 級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第三 六 級	三三〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	

ただし、六十五歳以上の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第十一級までの等級であるものに支給する老齢年金

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第四十六条第三項及び第四十六条の三第二項  
中「第十八級」を「第二十級」に改める。  
第四十六条の七第一項中「第十一級から第十一級

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第十九級から第十八級まで」を「第十一級から第二十級まで」に改め、同項に次のただし書きを加える。

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

「第十九級」の等級は、この限りでない。  
「第十九級」に改める。

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されるる」を「被保険者である間に支給されるる」に改め。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千

〔第四十九条第二項中「さらに」を「更に」に、第五十四条を第五十四条第一項に改める。第五十条第一項第三号及び第六十条第二項中

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されるる」を「被保険者である間に支給されるる」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の四十五」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第一百三十七条第一項中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の規定によりその額の一部につき支給を停止されるる」を「被保険者である間に支給されるる」に改める。

「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。  
第六十二条の次に次の一条を加える。

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されるる」を「被保険者である間に支給されるる」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第一百三十七条第二項中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給されるる」に、「行なう」を「行う」に改める。

が次の各号のいずれかに該当するときは、六十条の遺族年金の額に該当各号に定める額を加算する。ただし、その者が当該被保險者

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第十四条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されるる」を「被保険者である間に支給されるる」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第一百三十七条第一項中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給されるる」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十二条第三項中「第十八級」を「第二十九級」に改める。

又は被保険者であつた者の死亡について恩法による扶助料その他遺族年金に相当する給付であつて政令で定めるものの支給を受け

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されるる」を「被保険者である間に支給されるる」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第一百三十七条第二項中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給されるる」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十六条第二項中「第五十九条の二」を「第五十三条、第五十四条第二項、第五十九条の二及び第六十二条の二」に改め、「加給年金額の下に」及び第六十二条の二の規定により加

一 当該遺族年金の加給年金額の計算の基となつてゐる子があるとき 三万六千円(三万六千円以上あるときは六万円)

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の四十五」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

附則第十二条第三項中「第十八級」を「第二十九級」に改める。

附則第十六条第二項中「第五十九条の二」を「第五十三条、第五十四条第二項、第五十九条の二及び第六十二条の二」に改め、「加給年全額」の下に「及び第六十二条の二の規定により加算する額」を加え、「二十八万八千円から当該從前の例による年金たる保険給付の額（従前）の加給金又は増額金に相当する給付の額を除

一 六十歳以上であるとき（前号に該当するときを除く。）二万四千円

二 前項の加算を開始すべき事由、同項の加

すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。  
第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の四十五」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十」に改め、同項第四号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。  
附則第十六条第二項中「第五十九条の二」を「第五十三条、第五十四条第一項、第五十九条の二及び第六十二条の二」に改め、「加給年金額の下に及び第六十二条の二の規定により計算する額」を加え、「二十八万八千円から當該從前の例による年金たる保険給付の額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を控除して得た額」を「七万二千円」と、第五十三条及び第五十四条第二項中「別表第一」とあるのは「旧法別表第一」に改める。

2 ときを除く。二万四千円

第八十条第一項中「左の」を「次の」に、「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されるる」を「被保険者である間に支給されるる」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の七十六」を「千分の九十四」に、「千分の五十」を「千分の六十四」に改め、同項第二号中「千分の五十八」を「千分の七十六」に、「千分の三十六」を「千分の五十」に改め、同項第三号中「千分の八十八」を「千分の百六」に、「千分の五十」を「千分の六十六」に、「千分の三十六」に、「千分の七十六」を「千分の九十四」に改める。

第一百三十七条第二項中「第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている」を「被保険者である間に支給されるる」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則第十二条第三項中「第十八級」を「第二十九級」に改める。

附則第十六条第二項中「第五十九条の二」を「第五十三条、第五十四条第一項、第五十九条の二及び第六十二条の二」に改め、「加給年金額」の下に「及び第六十二条の二」の規定により計算する額」を加え、「二十八万八千円から当該従前の例による年金たる保険給付の額（従前の例による年金たる保険給付の額（従前）の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を控除して得た額」を「七万二千円」とあるのは「旧法別表第一」に改める。



額と、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における当該保険料納付済期間に応じてそれぞれ同項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とを合算した額」を同項に定める額に八千五百円を加算した額」に改める。

第五十八条中「二十一万六千円」を「一十四万三千六百円」に、「十四万四千円」を「十六万一千円」に改める。

第六十二条中「十八万七千二百円」を「二十一万千二百円」に改める。

第六十三条第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第七十七条第一項第一号中「三百円」を「五百円」に改める。

第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「十四万四千円」を「十六万二千円」に改める。

第八十五条第一項第一号を次のように改める。

一 当該年度において給付に要する費用（第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用並びに第二号、第四号及び次項に規定する費用を除く。）の総額の三分の一に相当する額

第八十五条第一項第一号中「次号ハに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 当該保険料納付済期間と当該保険料免除期間とを合算した期間の月数を三で除して得た数

ロ 当該保険料納付済期間の月数と当該保

險料免除期間の月数を三で除して得た数とを合算した数

第八十五条第一項第三号イ中「掲げる額」の下に「三分の一に相当する額」を加え、同号ロ中「四分の三」を「二分の一」に改め、同号ハ中「乗じて得た額」の下に「四分の三に相当する額」を加え、同項第四号中「老齢福祉年金」を「第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金及び老齢福祉年金」に、「第五十二条の四第一項及び第七十七条第一項」を「及び第五十二条の四第一項」に改める。

第八十三条第三項中「千四百円」を「二千二百円」に改める。

第九十三条第五項中「前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法」を削る。

（国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。）

第六条 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「十五万六千円」を「十八万円」に改める。 (厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)	昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	六・一七
第七条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改まる。	昭和四十年五月から昭和三十九年三月まで	五・一〇
附則第三条第一項中「三十六万円」を「五十九万五千円」に、「二十八万八千円」を「四十六万八千円」に改め、同条第二項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第三項中「二万八千八百円」を「七万二千円」に、「九千六百円」を「二万四千円」に改める。	昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	四・七二
附則第五条第一項中「昭和四十八年十一月一日」を昭和五十一年八月一日に、「二万円」を「三万円」に改める。	昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	四・二六
附則第六条の二を削る。	昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	三・九一
附則第八条第一項中「二十九万七千六百円」を「四十八万二千四百円」に改め、同条第四項中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同条第五項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。	昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	三・六〇
附則第十条第一項の表を次のように改める。	昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和三十三年三月以前	六・二四	
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	五・九六	
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	五・七九	
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	五・四〇	
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	四・五七	
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・〇六	
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	三・六六	
昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	三・三二	

昭和四十一年五月から昭和四十一年三月まで	三・一四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	二・七四
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	二・六一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	二・二九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	一・八三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	一・六五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	一・一八

附則第十条第二項中「昭和四十八年十一月一日」を「昭和五十一年八月一日」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改め、同条第三項中「昭和四十六年九月三十日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「八百円」を「一千三百円」に、「一千二百円」を「一千九百五十円」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 国民年金法第八十五条第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同

項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額並びに当該年度において国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六条第一項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の十二分の一に相当する額及び当該

年度において同法附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち六百五十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の六分の一に相当する額」とす

る。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第二十条第二項中「十五万六千円」を「十八万円」に改める。

附則第二十二条第一項中「昭和四十七年度」を「昭和五十年度」に、「こえ」を「超え」に改める。

附則別表を削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第八条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。  
第五条中「一万五千六百円」を「一万七千六百円」に、「一万六千四百円」を「一万九千六百円」に改める。

附則第二十二条の二を削る。

附則別表を削る。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 国民年金法第八十五条第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同

項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額並びに当該年度において国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六条第一項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の十二分の一に相当する額及び当該

年度において同法附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される年金の給付に要する費用のうち六百五十円に当該年金の額の計算の基礎となつた保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の六分の一に相当する額」とす

る。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第八条 児童扶養手当法（昭和三十九年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万二千円」を「一万三千五百円」に、「一万八千円」を「二万三百円」に改める。

第十八条中「四千円」を「五千円」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）  
第十一条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改める。

目次中「第四節 遺族年金（第五十八条第一項第十八条の二）を「第四節 遺族年金（第五十八条第一項第六条第一項第十六条の二）」に改める。

第六十八条第一項第十六条の二」に改める。

第六十九条 第六十五条 遺族年金（第五十八条第一項第一号に該当することにより支給する遺族年金を除く。）は、その受給権者が当該被保険者又は

被保険者であつた者の死亡について共済組合

が支給する遺族年金の支給を受けることがで

きるときは、その間、その支給を停止する。

ただし、当該共済組合が支給する遺族年金を

停止は行わない。

第六十八条の二第一号中「第五十八条第二号」を「第五十八条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第五十八条第三号」を「第五十八条第一項第三号」に改め、同条第三号中「第五十八条第四号」を「第五十八条第一項第四号」に改める。

第三章第四節の次に次の二節を加える。

第四節の二 通算遺族年金

（受給権者）

第六十八条の三 通算遺族年金は、被保険者期

間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受け

るに必要な被保険者期間を満たしていない者

で、第四十六条の三第一項第一号イからニま

でのいずれかに該当するものが死亡した場合

に、その者の遺族に支給する。

（年金額）

第六十八条の四 通算遺族年金の額は、基本年

金額の百分の五十に相当する額とする。

2 第三十四条第二項及び第四項の規定は、前

項の基礎年金額については、適用しない。

（支給停止）

第六十八条の五 通算遺族年金は、その受給権

者が当該被保険者又は被保険者であつた者の

死亡について共済組合が支給する遺族年金で

第七条並びに第九条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条 遺族年金（第五十八条第一項第一号に該当することにより支給する遺族年金を除く。）は、その受給権者が当該被保険者又は

被保険者であつた者の死亡について共済組合

が支給する遺族年金の支給を受けることがで

きるときは、その間、その支給を停止する。

ただし、当該共済組合が支給する遺族年金を

停止は行わない。

第六十八条の二第一号中「第五十八条第二号」を「第五十八条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第五十八条第三号」を「第五十八条第一項第三号」に改め、同条第三号中「第五十八条第四号」を「第五十八条第一項第四号」に改める。

第三章第四節の次に次の二節を加える。

第四節の二 通算遺族年金

（受給権者）

第六十八条の三 通算遺族年金は、被保険者期

間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受け

るに必要な被保険者期間を満たしていない者

で、第四十六条の三第一項第一号イからニま

でのいずれかに該当するものが死亡した場合

に、その者の遺族に支給する。

（年金額）

第六十八条の四 通算遺族年金の額は、基本年

金額の百分の五十に相当する額とする。

2 第三十四条第二項及び第四項の規定は、前

項の基礎年金額については、適用しない。

（支給停止）

第六十八条の五 通算遺族年金は、その受給権

者が当該被保険者又は被保険者であつた者の

死亡について共済組合が支給する遺族年金で

政令で定めるもの又は船員保険法による遺族年金を受けているときは、その間、その支給を停止する。

(準用規定)

第六十八条の六 第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。第七十六条中「遺族年金」の下に「又は通算遺族年金」を加える。

附則第二十八条の二ただし書中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

附則第二十八条の三の次に次の一条を加え

(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

第十八条の四 被保険者期間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者で、前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当するものが死亡した場合において、その者の遺族が通算遺族年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

特例遺族年金の額は、通算遺族年金の額の計算の例により計算した額とする。

3 特例遺族年金は、この法律(第六十八条の三及び第六十八条の四を除く。)の規定及び通算年金通則法第四条第二項の規定の適用について、この法律による通算遺族年金とみなす。(船員保険法の一部改正)

第十二条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 遺族年金及葬祭料(第五十一条第五十条ノ十一)」を

「第九節 遺族年金(通算遺族年金)」

第一条 第五十条ノ九・第十条ノ八・第十一款

第二款

葬祭料(第五年)

遺族年金及葬祭料  
五十五条ノ一(第五十条ノ八)  
五十五条ノ二(第五十条ノ八ノ一)  
五十五条ノ三(第五十条ノ八ノ二)  
五十五条ノ四(第五十条ノ八ノ三)  
五十五条ノ五(第五十条ノ八ノ四)

第十九条ノ三(第五十条ノ八ノ五)  
第十九条ノ四(第五十条ノ八ノ六)  
第十九条ノ五(第五十条ノ八ノ七)

第二十条ノ三(第五十条ノ八ノ八)  
第二十条ノ四(第五十条ノ八ノ九)  
第二十条ノ五(第五十条ノ八ノ十)

第二十一条ノ三(第五十条ノ八ノ十一)  
第二十一条ノ四(第五十条ノ八ノ十二)

第二十二条ノ三(第五十条ノ八ノ十三)  
第二十二条ノ四(第五十条ノ八ノ十四)

第二十三条ノ三(第五十条ノ八ノ十五)  
第二十三条ノ四(第五十条ノ八ノ十六)

第二十四条ノ三(第五十条ノ八ノ十七)  
第二十四条ノ四(第五十条ノ八ノ十八)

第二十五条ノ三(第五十条ノ八ノ十九)  
第二十五条ノ四(第五十条ノ八ノ二十)

第二十六条ノ三(第五十条ノ八ノ二十一)  
第二十六条ノ四(第五十条ノ八ノ二十二)

第二十七条ノ三(第五十条ノ八ノ二十三)  
第二十七条ノ四(第五十条ノ八ノ二十四)

第二十八条ノ三(第五十条ノ八ノ二十五)  
第二十八条ノ四(第五十条ノ八ノ二十六)

第二十九条ノ三(第五十条ノ八ノ二十七)  
第二十九条ノ四(第五十条ノ八ノ二十八)

第三十条ノ三(第五十条ノ八ノ二十九)  
第三十条ノ四(第五十条ノ八ノ三十)

第三十一条ノ三(第五十条ノ八ノ三十一)  
第三十一条ノ四(第五十条ノ八ノ三十二)

第三十二条ノ三(第五十条ノ八ノ三十三)  
第三十二条ノ四(第五十条ノ八ノ三十四)

第三十三条ノ三(第五十条ノ八ノ三十五)  
第三十三条ノ四(第五十条ノ八ノ三十六)

第三十四条ノ三(第五十条ノ八ノ三十七)  
第三十四条ノ四(第五十条ノ八ノ三十八)

第三十五条ノ三(第五十条ノ八ノ三十九)  
第三十五条ノ四(第五十条ノ八ノ四十)

第三十六条ノ三(第五十条ノ八ノ四十一)  
第三十六条ノ四(第五十条ノ八ノ四十二)

第三十七条ノ三(第五十条ノ八ノ四十三)  
第三十七条ノ四(第五十条ノ八ノ四十四)

第三十八条ノ三(第五十条ノ八ノ四十五)  
第三十八条ノ四(第五十条ノ八ノ四十六)

第三十九条ノ三(第五十条ノ八ノ四十七)  
第三十九条ノ四(第五十条ノ八ノ四十八)

第四十条ノ三(第五十条ノ八ノ四十九)  
第四十条ノ四(第五十条ノ八ノ五十)

職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ廃疾ト為リタル者ガ障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受クルニハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日ノ属スル月前ニ於ケル其ノ者ノ通算年金通則法第四条第一項各号ニ掲グル期間ヲ合算シタル期間ガ六月以上ナルコトヲ要ス

第四十条に次の二項を加える。

第二十条ノ三(第五十条ノ八ノ五)  
第二十条ノ四(第五十条ノ八ノ六)

第二十一条ノ三(第五十条ノ八ノ七)  
第二十一条ノ四(第五十条ノ八ノ八)

第二十二条ノ三(第五十条ノ八ノ九)  
第二十二条ノ四(第五十条ノ八ノ十)

第二十三条ノ三(第五十条ノ八ノ十一)  
第二十三条ノ四(第五十条ノ八ノ十二)

第二十四条ノ三(第五十条ノ八ノ十三)  
第二十四条ノ四(第五十条ノ八ノ十四)

第二十五条ノ三(第五十条ノ八ノ十五)  
第二十五条ノ四(第五十条ノ八ノ十六)

第二十六条ノ三(第五十条ノ八ノ十七)  
第二十六条ノ四(第五十条ノ八ノ十八)

第二十七条ノ三(第五十条ノ八ノ十九)  
第二十七条ノ四(第五十条ノ八ノ二十)

第二十八条ノ三(第五十条ノ八ノ二十一)  
第二十八条ノ四(第五十条ノ八ノ二十二)

第二十九条ノ三(第五十条ノ八ノ二十三)  
第二十九条ノ四(第五十条ノ八ノ二十四)

第三十条ノ三(第五十条ノ八ノ二十五)  
第三十条ノ四(第五十条ノ八ノ二十六)

第三十一条ノ三(第五十条ノ八ノ二十七)  
第三十一条ノ四(第五十条ノ八ノ二十八)

第三十二条ノ三(第五十条ノ八ノ二十九)  
第三十二条ノ四(第五十条ノ八ノ三十)

第三十三条ノ三(第五十条ノ八ノ三十一)  
第三十三条ノ四(第五十条ノ八ノ三十二)

第三十四条ノ三(第五十条ノ八ノ三十三)  
第三十四条ノ四(第五十条ノ八ノ三十四)

第三十五条ノ三(第五十条ノ八ノ三十五)  
第三十五条ノ四(第五十条ノ八ノ三十六)

第三十六条ノ三(第五十条ノ八ノ三十七)  
第三十六条ノ四(第五十条ノ八ノ三十八)

に改め、同条第二号中「第五十条第六号」を「第五十条第一項第六号」に改める。

第五十条第一項第六号











条第一項第二号の規定にかかわらず、次に掲げ

る額を合算した額をその者の厚生年金保険の被  
保険者期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日（同日前に厚生年金  
保険法による年金たる保険給付を受ける権利  
を取得した者であつて厚生省令で定めるもの  
にあつては、同日前の厚生省令で定める日と  
し、以下この条において「基準日」という。）前  
の厚生年金保険の被保険者であつた期間（法  
律第七十八号附則第四条第一項又は第二項の  
規定により平均標準報酬月額の計算の基礎と  
されない期間を除く。）の被保険者期間の計算  
の基礎となる各月の標準報酬月額（その月が  
法律第九十二号附則第五条第一項の表の上欄  
に掲げる期間に属するときは、その月の標準  
報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を  
乗じて得た額とする。次号において同じ。）を  
各月の標準報酬月額を平均した額に基準日以  
後の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗  
じて得た額

（船員保険法による平均標準報酬月額の計算の  
特例）

第三十六条 法律第七十八号附則第十九条第一項  
又は第二項に規定する者のうち、第二号に規定  
する被保険者であつた期間がある者の船員保険  
法による平均標準報酬月額（同法第四十七条に  
規定する平均標準報酬月額を除く。）は、同法第  
二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、次に

掲げる額を合算した額をその者の船員保険の被  
保険者であつた全期間の月数で除して得た額と  
する。

一 昭和五十一年八月一日（同前に船員保険  
法による年金たる保険給付を受ける権利を取  
得した者であつて厚生省令で定めるものにあ  
つては、同日前の厚生省令で定める日とし、  
以下この条において「基準日」という。）前の被  
保険者であつた期間（法律第七十八号附則第  
十九条第一項又は第二項の規定により平均標  
準報酬月額の計算の基礎とされない期間を除  
く。）の各月の標準報酬月額（その月が法律第  
九十二号附則第十条第一項の表の上欄に掲げ  
る期間に属するときは、その月の標準報酬月  
額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて  
得た額とする。次号において同じ。）を平均し  
た額に基準日前の船員保険の被保険者であつ  
た期間の各月の標準報酬月額を平均した額に當  
該被保険者であつた期間の月数を乗じて得た  
額

（小字及び――は衆議院修正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

（健康保険法の一部改正）

第三条第一項の表を次のように改める。

等級	月額	日額	報酬	月額
第一級	三〇,〇〇〇円	一,〇〇〇円	三一,五〇〇円未満	
第二級	三三,〇〇〇円	一,一〇〇円	三一,五〇〇円以上	三四,五〇〇円未満
第三級	三六,〇〇〇円	一,二〇〇円	三四,五〇〇円以上	三七,五〇〇円未満
第四級	三九,〇〇〇円	一,三〇〇円	三七,五〇〇円以上	四〇,五〇〇円未満
第五級	四二,〇〇〇円	一,四〇〇円	四〇,五〇〇円以上	四三,五〇〇円未満
第六級	四五,〇〇〇円	一,五〇〇円	四三,五〇〇円以上	四六,五〇〇円未満
第七級	四八,〇〇〇円	一,六〇〇円	四六,五〇〇円以上	五〇,〇〇〇円未満
第八級	五二,〇〇〇円	一,七三〇円	五〇,〇〇〇円以上	五四,〇〇〇円未満
第九級	五六,〇〇〇円	一,八七〇円	五四,〇〇〇円以上	五八,〇〇〇円未満
第一〇級	六〇,〇〇〇円	一,九〇〇円	五八,〇〇〇円以上	六一,〇〇〇円未満
第一一級	六四,〇〇〇円	一,一三〇円	六一,〇〇〇円以上	六六,〇〇〇円未満
第一二級	六八,〇〇〇円	一,二七〇円	六六,〇〇〇円以上	七〇,〇〇〇円未満
第一三級	七二,〇〇〇円	一,四〇〇円	七〇,〇〇〇円以上	七四,〇〇〇円未満
第一四級	七六,〇〇〇円	一,五三〇円	七四,〇〇〇円以上	七八,〇〇〇円未満
第一五級	八〇,〇〇〇円	一,六七〇円	七八,〇〇〇円以上	八三,〇〇〇円未満
第一六級	八六,〇〇〇円	二,八七〇円	八三,〇〇〇円以上	八九,〇〇〇円未満
第一七級	九二,〇〇〇円	三,〇七〇円	八九,〇〇〇円以上	九五,〇〇〇円未満
第一八級	九八,〇〇〇円	三,二七〇円	九五,〇〇〇円以上	一〇一,〇〇〇円未満
第一九級	一〇四,〇〇〇円	三,四七〇円	一〇一,〇〇〇円以上	一〇七,〇〇〇円未満
第二〇級	一一〇,〇〇〇円	三,六七〇円	一〇七,〇〇〇円以上	一一四,〇〇〇円未満

（審査報告書は都合により追録に掲載）

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決  
した。

昭和五十一年五月十八日

参議院議長 河野 謙三殿



第一二級	七六、〇〇〇円	一、五三〇円	以上七四、〇〇〇円
第一三級	八〇、〇〇〇円	一一、六七〇円	以上七八、〇〇〇円
第一四級	八六、〇〇〇円	一二、八七〇円	以上八三、〇〇〇円
第一五級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	以上八九、〇〇〇円
第一六級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	以上九五、〇〇〇円
第一七級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	以上一〇一、〇〇〇円
第一八級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	以上一〇七、〇〇〇円
第一九級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	以上一一四、〇〇〇円
第二〇級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	以上一二一、〇〇〇円
第二一級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	以上一三〇、〇〇〇円
第二二級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	以上一三八、〇〇〇円
第二三級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	以上一四六、〇〇〇円
第二五級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	以上一五六、〇〇〇円
第二六級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	以上一七五、〇〇〇円
第二七級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	以上一八五、〇〇〇円
第二八級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	以上一九五、〇〇〇円
第二九級	二一〇、〇〇〇円	七、三三〇円	以上二〇〇、〇〇〇円
第二〇級	二三〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	以上二三〇、〇〇〇円
第二一級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	以上二五〇、〇〇〇円
第二二級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	以上二七〇、〇〇〇円
第二三級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	以上二九〇、〇〇〇円
第二四級	三一〇、〇〇〇円	一一、六七〇円	以上三一〇、〇〇〇円
第二五級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	以上三三〇、〇〇〇円

昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号  
クーリング業法の一部を改正する法律案外四件  
第一条第六項中「従前ノ」を「第十九条ノ規定ニ依り被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際ノ」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ前年ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額看做シタルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス

第十九条ノ二の次に次の二条を加える。  
第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モ行政庁ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ闕シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第二節及第三節並ニ第五十条ノ九及第五十条ノ十二ノ規定スル保険給付ニ限りリ之ヲ為スモノトス

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一 被保険者ト為リタル日ヨリ起算シ二年ヲ経過シタルトキ

二 死亡シタルトキ

三 保険料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為リタルトキ

ル者ハ其ノ規定ニ依ル被保険者タラザルニ至リタルトキニ改め、同条第五項中「老齢、廃疾、脱退又

三十一日迄ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年ノ十月三十一日ニ於ケル全被保険者ノ同月ノ標準報酬月額ヲ平均シタル額ヲ超ユル場合ニ於テハ当該平均シタル額ヲ標準報酬ノ基礎トナル報酬月額看做シタルトキノ標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ標準報酬トス

第十九条ノ二の次に次の二条を加える。

第二十二条第一項中「被保険者ノ資格」の下に「第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)前ニ於ケル第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト」に改める。

第二十八条第二項中「費失シタル日前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト」に改める。

第二十九条ノ三第二項中「前項を第一項に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ闕シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八条ノ三若ハ第三十九条ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル

リシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八条ノ三若ハ第三十九条ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

第三十二条第一項及び第三十三条第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第三十三条第一項中「通算シテ六月以上

被保険者タリシコト」を「其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ六月以上ナルコト」に改める。



第十二条「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のよう改める。

二 船員保険の被保険者。ただし、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。

第十二条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえ」を超えて改め、同条第五号及び第六号中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超えて」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改定する。

第七条第二項第一号中「被保険者」の下に「(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改定する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正するた。右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十八日 参議院議長 河野謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を改正する。

二 船員保険の被保険者。ただし、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。

第十二条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえ」を超えて改め、同条第五号及び第六号中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超えて」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改定する。

第七条第二項第一号中「被保険者」の下に「(船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改定する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正するた。右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十八日 参議院議長 河野謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を改正する。

二 船員保険の被保険者。ただし、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。

第十二条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえ」を超えて改め、同条第五号及び第六号中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超えて」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第八条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改定する。

第七条第二項第一号を同項第十号とし、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行ふ必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第二章 予防接種の実施

第三条及び第四条を削る。

第五条「この法律の定めるところにより」を「当該市町村の区域内に居住する者に対し、前条第二項第一号から第六号までに掲げる疾病的うち政令で定める疾病について、政令で定める定期において」「に基く」を「基づく」に改め、「以下第八条において同じ。」を削り、「指示を受け」の下に「期日を指定して」を加え、同条に次に加える。

ただし、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生省令で定める者に対するは、この限りでない。

第五条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を改正する法律

第五条 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、第三条に規定する定期内に、市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、前条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第十二条 この章の規定により予防接種を受けるべき者が十六歳未満の者又は禁治産者であるときは、その保護者において、その者に予防接種を受けさせたため必要な措置を講じなければならない。

第六条 第二項を削る。

第七条 前条の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第八条 前条の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前月以内に、都道府県知事及び市町村長以外の者についてこれに相当する予防接種を受けたときは、同条の規定により予防接種を受けたものとみなす。

第九条 都道府県知事は、痘そ、コレラその他厚生大臣が定める疾病的まん延予防上緊急の必要があると認めるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

二 厚生大臣は、前項に規定する疾病的まん延の必要があると認めるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

第三章を次のよう改める。

第三章 削除

第十六条から第十九条まで 削除

第二十条中「予防接種を行うため必要な経費」を「予防接種を行うために要する費用」に改め、「第六条」の下に「及び第九条第一項」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条 前条第一項の規定により予防接種を受けるべき者として指定された者は、その指定された期日に、都道府県知事又は市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第二十二条 前条第一項の規定により予防接種を受けるべき者が、その予防接種を受けるべき期日前月以内に、都道府県知事及び市町村長の行う予防接種を受けなければならない。

第二十三条 市町村長は、第五条を「第三条又は第六条に、行つたとき」を「行つた者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十四条 第二十六条及び第二十七条を次のよう改め。

第二十五条 第二十六条及び第二十七条を次のよう改め。

第二十六条 第十条の規定に違反した者(十六)

歳未満の者及び禁治産者を除く。)又は第九条  
第一項の規定による予防接種について第十二  
条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金  
に処する。

### 第二十七条 削除

第三十二条の二中「急性灰白髄炎以外の疾病  
の定期的予防接種」を「第三条及び第六条の規定  
による予防接種(政令で定めるものを除く。)」  
に、「丁 第二十二条及び第二十四条第一項(国庫  
の負担に関する部分に限る。)」を「及び第二十二  
条」に改める。

第二条 予防接種法の一部を次のように改正す  
る。

### 第三章を次のように改める。

#### 第三章 雜則

第十六条 市町村長は、当該市町村の区域内に

居住する間に第四条、第七条又は第十条の規  
定により予防接種を受けた者(第五条、第八  
条又は第十一条の規定により当該予防接種を  
受けたものとみなされる者を含む。)が、疾病  
にかかり、廃疾となり、又は死亡した場合に  
おいて、当該疾病、廃疾又は死亡が当該予防  
接種を受けたことによるものであると厚生大臣  
が認定したときは、次条及び十八条第一項  
に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生大臣は、前項の認定を行つて当たつて  
は、伝染病予防調査会の意見を聴かなければ  
ならない。

第十七条 前条第一項の規定による給付(以下  
単に「給付」という。)は、次の各号に掲げると  
おりとし、それぞれ当該各号に定める者に対  
して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けた  
ことによる疾病について医療を受けた者  
二 障害児養育年金 予防接種を受けたこと  
により政令で定める程度の廃疾の状態にあ  
る十八歳未満の者を養育する者

三 残害年金 予防接種を受けたことにより  
る十八歳未満の者を養育する者

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とす  
る。

政令で定める程度の廃疾の状態にある十八  
歳以上の者

死亡一時金 予防接種を受けたことによ  
り死亡した者の政令で定める遺族

葬祭料 予防接種を受けたことにより死  
亡した者の葬祭を行う者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことによ  
り死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死  
亡した者の葬祭を行う者

第十八条 前条に定めるもののほか、給付の  
額、支給方法その他の給付に関して必要な事項  
とするときは、伝染病予防調査会の意見を聴  
かなければならない。

第十九条 市町村長は、給付を受けたべき者が  
同一の事由について損害賠償を受けたときは、  
は、その価額の限度において、給付を行わな  
いことができる。

2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由  
について損害賠償を受けたときは、その価額  
の限度において、その受けた給付の額に相当  
する金額を返還させることができる。

第十九条の二 市町村長は、偽りその他不正の  
手段により給付を受けた者があるときは、國  
税の例により、その者から、その受けた  
給付の額に相当する金額の全部又は一部を徵  
収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取権の順位  
は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第十九条の三 給付を受ける権利は、譲り渡  
し、担保に供し、又は差し押さえることがで  
きない。

第十九条の四 稟税その他の公課は、給付とし  
て支給を受けた金額を標準として、課するこ  
とができる。

2 前項の規定による徴収金の先取権の順位  
は、國税の例により、その者から、その受けた  
給付の額に相当する金額の全部又は一部を徵  
収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取権の順位  
は、國税及び地方税に次ぐものとする。

第十九条の四 稟税その他の公課は、給付とし  
て支給を受けた金額を標準として、課するこ  
とができる。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とす  
る。

第二十一条中「前条」を「前条第一項」に、「負  
担しなければならない」を「負担する」に改め、同条に  
同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、  
前条第二項の規定により市町村の支弁する額  
の四分の三を負担する。

第二十二条中「第二十条」を「第二十条第一項」  
に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

2 前条第二項の規定により市町村の支弁する額  
の四分の三を負担する。

第二十三条中「第二十一条及び第二十二  
条」を「第二十一条第一項及び第二十二条第一  
項」に改める。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第二十四条中「第二十二条の二中「第二十  
一条及び第二十二条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第二十五条中「第二十二条の二中「第二十  
一条及び第二十二条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第二十六条中「第二十二条の二中「第二十  
一条及び第二十二条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第二十七条中「第二十二条の二中「第二十  
一条及び第二十二条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第二十八条中「第二十二条の二中「第二十  
一条及び第二十二条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第二十九条中「第二十二条の二中「第二十  
一条及び第二十二条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第二十条中「第二十二条の二中「第二十  
一条及び第二十二条第一項」に改め、同条に次の  
一項を加える。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県  
の負担する額の三分の二を負担する。

第五十二条中「左に」を「次に」に改め、同条に  
次の一号を加える。

五 第二十一条の二第二項の規定による給付  
に要する費用

2 第五十五条の次に次の二条を加える。

(都道府県の負担)

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第五  
号の費用に對して、政令で定めるところによ  
り、その四分の三を負担する。

2 第五十五条の次に次の二条を加える。

(都道府県の負担)

## (従前の予防接種による健康被害の救済に関する) 問題

### 第三条 附則第一条第一項ただし書の政令で定め

る日前に予防接種法若しくは核子防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準するものとして厚生大臣が定める予防接種を受けたま

た。をも 委 わる な どと

ととするものであります。なお、本案は衆議院のものであります。委員会におきまして原案どおりをもつて原案どおり

院社会労働委員長提出にかかる  
まます。  
しては、採決の結果、全会一致  
可決すべきものと決しました。

し、慎重な質疑が行わされました。  
質疑終了後、まず原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について語りましたところ、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

三案に賛成の諸君の起立を求めて、  
〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

立  
君) 総員起立と認めます。よ  
致をもって可決されました。

これらにより、予防接種法第十六条第一項の規定による給付に準る給付を行う。

予防接種法第十六条第二項 第十九条から  
十九条の四まで、第二十条第二項、第二十一各

規定による給付について準用する。  
**(地方財政法の一部改正)**

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

防接種を受けたことによる疾病、廃疾及び死亡について行う給付」を加える。

**第五条** 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の表伝染病予防調査会の項中「染病の予防」の下に「並びに予防接種を受けた」

付」を加える。とによる疾患 腫瘍及び死亡について行う。

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕  
○戸田菊雄君　ただいま議題となりました五法案について申し上げます。

クリーニング業法の一部を改正する法律案は、クリーニング業務従事者の資質を高めるためにはすべき措置に關し、都道府県が条例を定め得る

昭和五十一年五月二十一日 參議院会議録第一

ととするものであります。  
なお、本案は衆議院社会労働委員長提出にかかるものであります。  
委員会におきましては、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げることを内容とするものであります。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と人口構造の老齢化傾向にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び漁業年金の各制度について、給付額を引き上げるとともに、在職老齢年金の支給制限の緩和、障害年金及び遺族年金の通算制度の創設等の措置を講ずることとし、福社年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び保健手当の額を引き上げること等を内容とするものであります。

なお、本案は衆議院において修正が行われてあります。

健康保険法等の一部を改正する法律案は、保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の上下限の引き上げ、分娩費及び埋葬料の引き上げ、任意整健保険制度の統一、社会保険診療報酬支払基金の業務の範囲を定める等を内容とするものであります。

なお、本案は衆議院において修正が行われてあります。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案は、最近における伝染病の発生状況、医学の進歩、生活環境の改善等にかんがみ、予防接種による健康被害について救済の措置を講ずる等を内容とするものであります。

委員会におきましては、以上四案を一括議題

し、慎重な質疑が行わされました。  
質疑終了後、まず原子弹爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について語りましたところ、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。  
次に、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について語りましたところ、日本共産党を代表し、杏脱委員より修正案が提出されました。採決の結果、杏脱委員提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。  
次に、健康保険法等の一部を改正する法律案、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案の両案は、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。  
なお、原子弹爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、各種手当の一層の改善充実、原爆病院の整備改善などを内容とする附帯決議を、  
健康保険法等の一部を改正する法律案については、公的年金制度の抜本的な改善、遺族年金の一層の改善などを内容とする附帯決議を、  
は、医療供給体制の整備、保険外負担の軽減などを内容とする附帯決議を、  
また、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案については、ワクチンの改良開発、サーベイランス体制の充実、健康被害救済制度の充実と運用の強化などを内容とする附帯決議をいざれも全会一致をもつて付することに決しました。  
以上報告を終わります。(拍手)  
○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。  
まず、クリーニング業法の一部を改正する法律案、健康保険法等の一部を改正する法律案並びに予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よ<sup>り</sup>て、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よ<sup>り</sup>て、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(河野謙三君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よ<sup>り</sup>て、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、厚生年金保険法等一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(河野謙三君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よ<sup>り</sup>て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 口程第一 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議長といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長代富士男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

民法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よ<sup>り</sup>て国会法第八十三条により送付する。

○議長(河野謙三君) 日程第一 民法等の二  
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議  
いたします。

「審査報告書は都合により追録に掲載

民法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院に付し、これを可  
た。



百二十二条の次にそれぞれ一条を加える各改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
 (民法の一部改正に伴う経過措置)  
 2 この法律の施行前三月以内に離婚し、又は婚姻が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第七百六十七第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第号)の施行の日から三箇月以内」とする。

## (人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、第二条の規定による改正後の人事訴訟手続法の規定にかかわらず、なお從前の例による。

## (戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日前十三日以内に出生した子について、同項の規定の改正により新たに届出義務者となつた母の届出に関する戸籍法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「届出事件発生の日」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第号)第三条中戸籍法第五十二条第一項の改正規定の施行の日」とする。

## 5 附則第一項ただし書に掲げる各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 ただいま議題となりました民法等の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。本法案は、妻の地位の実質的向上を図るために、離婚による復氏の原則を維持しながら、離婚後も

引き続き婚姻中の氏を称しようとする者については、離婚後三ヶ月以内に戸籍法による届け出することにより、婚姻中の氏を称することができる。こととし、婚姻事件に関する裁判管轄及び管轄の請求をするには、一定の場合を除き、その事由を明らかにすべきものとし、請求が不当の目的によることが明らかなときは、市町村長はその請求を拒否することができる等、戸籍公開の制度等を改善するため、民法、人事訴訟手続法及び戸籍法について所要の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、法律案提出の経緯、夫婦別姓の問題、離婚後の氏と戸籍上の問題、婚姻事件に関する訴えの裁判管轄及び戸籍の公開と制限の調整等について熱心な質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

○議長(河野謙三君) これまで議論により御承知願いましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「きて」を「聴いて」に、「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第号)による改正前

の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(昭和五十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十一年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理院送付)を議題といたします。

○議長(河野謙三君) 日程第一一 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

○議長(河野謙三君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

○議長(河野謙三君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長上田稔君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

消防法の一部を改正する法律案

事三木忠雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日 参議院議長 河野 謙三郎 衆議院議長 前尾繁三郎

本法律案は、港湾の整備を強力かつ計画的に実施するため、昭和五十一年度を初年度とする新港湾整備五カ年計画を策定することとしようとするものであります。

委員会におきましては、総合交通体系に即応した港湾整備の推進、港湾と鉄道との連携輸送の強化、離島港湾の整備充実及び港湾管理者の財政負担の軽減化等の諸問題について質疑が行われました。が、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の意見が述べられ、次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。

○議長(河野謙三君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一三 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長上田稔君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

消防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十一年五月二十一日 參議院會議錄第十三号

よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長 河野謙三殿

## 消防法の一部を改正する法律案

消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三章の二  
危険物保安技術協会」に改める。

第十一條の三を第十一條の五とする。  
第十一條の二第二項中「前条第七項」を「第十一  
條第七項」に改め、同条を第十一條の四とする。

第十一條の次に次の二条を加える。

設備の変更について前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で

定めるものについては、同条第五項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程二二三、当該受託者、受託者又は取扱所に係る

構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十六条の四において

「特定事項」といふのが第十条第四項の「技術」の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならぬ。

前項に規定する者は、同項の検査において特定期項が第十一条第四項の技術上の基準に適合し

項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事

について、前条第五項の完成検査を受けることができない。

第一項に規定する者は、同項の検査において第十条第四項の技術上の基準に適合していると

認められた特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備の変更の工事につき、前条第五項の完成検査を受けるときは、当該特定事項については、同項の完成検査を受けることを要しない。

第十一條の三 市町村長等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる事項を「協会」に委託することができる。

一 第十一條第二項の場合において、同条第一項の規定による許可の申請に係る貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所（屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。以下同じ。）であるとき。当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査

二 前条第一項の場合において、同項の貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所であると

き。

当該屋外タンク貯蔵所に係る特定事項のうち政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査

第十二条第二項中「権原を有する者に対し、」の前に「同項の」を加える。

第十二条の二中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十二条の三」を「第十二条の五」に改め、同条第六号中「第十四条の三」を「第十四条の三第三項又は第二項」に改める。

第十二条の四第二項中「第十二条の三」を「第十二条の五」に改める。

いて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

第一項（屋外タンク貯蔵所に係る部分に限る。）又は前項の場合には、市町村長等はこれらの規定に規定する屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十一条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかの審査を協会に委託することができる。

第十六条の四中「危険物取扱者試験」を「製造所、貯蔵所若しくは取扱所に係る特定事項の検査、危険物取扱者試験」に、「書換を「書換え」とし、「移送取扱所」を「屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所」に改める。

第十六条の七中「廃止」の下に「又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたこと」を加え、「市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合における」を削り、「から第十二条の三まで」を「第十二条の二、第十二条の四、第十二条の五」に改め、「第十二条の六」の下に「第十二条の七第二項」を、「第十四条の三」の下に「第十六条の三第三項」を加え、「においては、変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出は、変更後の行政庁がした許可その他の処分又は受理しした届出とみなす」を「における変更前の行政庁がした許可その他の処分又は受理した届出の效力がその他のこの章の規定の適用に係る特例については、政令で定める」に改める。

第十六条の九中「及び」を「又は」に、「運搬、詰替その他の取扱」を「取扱い又は運搬」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 危険物保安技術協会

第一節 総則

第十六条の十 危険物保安技術協会は、第十二条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物の貯蔵、取扱い又は運搬（航空機、船舶、鉄道又は軌道によるもの）を除く。以下この章において同じ。の安全に関する試験、調査及び技術援助等を行い、もつて危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ることを目的とする。

第十六条の十一 危険物保安技術協会（以下この章において「協会」という。）は、法人とする。

第十六条の十二 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第十六条の十三 協会は、その名称中に危険物保安技術協会という文字を用いてはならない。

第十六条の十四 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対する抗することができない。

第十六条の十五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

第十六条の十六 協会を設立するには、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長及び危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第十六条の十七 発起人は、定款及び事業計画書



(以下「審査事務規程」という。)を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

自治大臣は、前項の認可をした審査事務規程が、審査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、協会に対し、その審査事務規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

審査事務規程で定めるべき事項は、自治省令で定める。

第十六条の三十八 協会は、審査事務を行うときは、政令で定める資格を有する者に実施させなければならぬ。審査事務を実施する者(以下「検査員」といふ)は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

自治大臣は、検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは審査事務規程に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが審査事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、協会に対し、検査員の解任を命ずることができる。

第十六条の三十九 国及び地方公共団体は、協会の業務の円滑な運営が図られるように、適當と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

#### 第五節 財務及び会計

第十六条の四十 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終わる。

第十六条の四十一 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十六条の四十二 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に自治大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

認を受けなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を自治大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第十六条の四十三 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときればならない。

協会は、毎事業年度、損益計算において損失額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第十六条の四十四 協会は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

第十六条の四十五 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。これに變更しようとするときは、同様とする。

第十六条の四十六 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、自治省令で定める。

第十五条の四十七 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令を下すことができる。

第十五条の四十八 自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会の身分を示す証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

第十五条の四十九に次の一項を加える。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の五十 第二項中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第十五条の五十一 第二項中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二十万円」に改め、同項第一号の二を次の二に改める。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の五十二 第二項中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第十五条の五十三 第二項中「左の」を「十万円」に改め、同項第一号の二を次の二に改める。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の五十四 第二項中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改める。

第十五条の五十五 第二項中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号の二を次の二に改める。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の五十六 第二項中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改める。

第十五条の五十七 第二項中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号の二を次の二に改める。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の五十八 第二項中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改める。

第十五条の五十九 第二項中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号の二を次の二に改める。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条の六十 第二項中「左の」を「次の」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号の二を次の二に改める。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

十萬円」を「三十万円」に改める。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第一号の二を次の二に改める。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。



村波男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

參議院議長 河野謙三殿 衆議院議長 前屋繁二郎

(小字及び一は衆議院修正)

## 部を改正する法律案

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

る。

第十七條第一項中「左之二」を「第一号に」に改め

「供した」とのなるもの」の下に「(以)てこの項において「所産生産」、「う。」、「メト同」、「○」の下

「業務を」の下に「第三号及び第四号に掲げる者」と対し、住宅の建設に必要な資金の貸付けの業務を「を」を加え、同項第四号中「附隨する」を「付隨する」に改め、同条第一項中「それぞれ当該住宅の建

設」の下に「又は当該既存住宅の購入」を加え、「あわせて」を「併せて」に、「附隨して」を「付隨して」に改め、同項第一号中「建設」の下に「又は既存住宅の購入」を加え、同条第四項中「行なう」を「行なう」に改め、「地方公共団体」の下に「並びに大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特별措置法(昭和五十年法律第六十七号)以下「大都市地域住宅地供給促進法」という。による特定土地地区整理事業又は住宅街区整備事業を行う者」を加え、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第八項中「土地について」の下に「建築基準法第十条第一項」を加え、「行なおう」を「行おう」に改め、同条第十項中「次項において「施設建築物」という。」及び「以下「特定中高層耐火建築物」という。」を削り、「行なう」を「行う」に、「附隨して」を「付隨して」に改め、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第一項中「相当の住宅部分を有する施設建築物又は建築物を除く。」若しくは特定中高層耐火建築物で、「」を「中高層耐火建築物等(前項の規定によりその建設について資金の貸付けを受けることができる建設物をいう。以下同じ。)で政令で定めるもののうち」に、「附隨して」を「付隨して」に改め、同条第十二項中「業務の外を「業務のほか」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「第十項の規定によりその建設について資金の貸付けを受けること」とは別に「」に、「附隨して」を「付隨して」に改め、同条第十二項中「業務の外を「業務のほか」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「第十項の規定によりその建設について資金の貸付けを受けること」とは別に

ができる建築物をいう。以下同じ。」を削り、「附隨する」を「付隨する」に改める。

いて準用する場合を含む。)」を加え、「考える」を「超える」に改める。

第二十条第一項中「同条第一項第四号」を「既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金、次条第一項の表一の項に規定する政令で定める貸付金並びに第十七条第一項第四号」に改め、同項の表中「附隨する」を「付隨する」と「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「(第二十一条の三第一項において)」

第二十一条第一項の表中「附隨する」を「付隨する」に改め、同表一の項区分の欄中「同条第一項第四号」を「既存住宅の購入及びこれに付隨する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金、同条第一項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める貸付金並びに同項第四号」に改め、同表三の項を次のように改める。

## 第二十一条第三項中「地方公共団体等以外の者

一〇〇

第二十一条第三項中「地方公共団体等以外の者で第十七条第一項第四号に掲げるものの行なう住宅の建設又は」を「住宅の建設、既存住宅の購入、に、「若しくは中高層耐火建築物等」を「又は中高層耐火建築物等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え

2 前項の表一の項区分の欄に規定する政令においては、自ら居住するため住宅を取得しようとする国民の所得、所得に対する住居費の割合、国民の居住の実情、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の標準規模その他必要な事項を斟酌して、所得が比較的多い者に対する貸付金、

規模が比較的大きい住宅に係る貸付金その他これらに類する貸付金を、貸付けを受ける者の所得、貸付金に係る住宅の規模等をもつて定めるものとする。この場合においては、貸付けを受ける者の特別の事情並びに土地の合理的な高度利用及び災害の防止に寄与する住宅の建設並びに公共の用に供する施設を特に整備した一団地の住宅の計画的な建設の促進に配慮して特別の定めをすることができる。

改め、同項第九号中「外」を「ほか」に改め、同条を  
第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の  
一条を加える。

(施設住宅を購入する権利者に対する貸付けの  
特例)

第二十一条の三 大都市地域住宅地供給促進法第  
七十四条第一項に規定する一般宅地について所  
有権又は借地権を有していた者（以下この条に  
おいて「権利者」という。）が、大都市地域住宅地  
供給促進法第二十八条第四号に規定する施設住

宅(以下この条において「施設住宅」という。)で中高層耐火建築物であるものの購入(当該購入に付随する土地又は借地権の取得について次項の規定の適用を受けている場合に限る。)について第十七条第一項の規定による貸付けを受ける場合におけるその貸付金の一戸当たりの金額の限度については、第二十条第二項の規定を準用する。

2 権利者が、施設住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権を取得する場合には、当該土地は借地権の取得を當該権利者が大都市地域住宅地供給促進法第八十三条において準用する土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百四条第六項又は大都市地域住宅地供給促進法第九十条第二項の規定により取得した施設住宅の全部又は一部で権利者の指定するもの(以下この項において「権利床」という。)の建設とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、当該権利床を貸付金に係る施設住宅と、当該権利者を当該権利床の建設に必要な資金について貸付けを受けた者とみなす。

3 前項の規定による貸付金の金額の限度が、施設住宅の購入に付隨して権利者が取得する土地又は借地権の価額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その価額をもつて貸付金の金額の限度とする。この場合において、その貸付金に利率又は償還期間の異なるものがあるときは、権利者の指定する順序に従つて貸し付けるものとする。

第二十三条第一項中「地方公共団体」の下に「その他政令で定める法人」を、「中高層耐火建築物等の工事の審査」の下に「既存住宅の審査」を加え、同条第六項中「金融機関」の下に「又は第一項に規定する政令で定める法人(以下「金融機関等」といふ。」を加え、同条第八項中「金融機関」を「金融機関等」に改める。

第三十三条第一項中「受託者たる金融機関等」に、「委託を受けた金融機関等」を「受託者たる金融機関等」に、「委託を受けた金融機関等」に、「融通法」を「若しくは融通法」に、「貸付」を「貸付け」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十五条の二第一項中「受けた者」の下に「特定土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業又は」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、「土地を除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に後段として次のように加える。

特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に關し第十七条第四項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る土地を譲渡するときも同様とする。

第三十五条の二第三項中「同条第四項の規定による貸付けを受けた地方公共団体等」の下に「(新)特定土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業に關し同項の規定による貸付けを受けた地方公共団体等を除く。」を加え、随して「を付隨して」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第三十五条の三第一項中「附隨する」を「付隨する」に改め、「受けた者」の下に「特定土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業又は」を、「土地区画整理事業又は」に「(新)特定土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業又は」を、「造成に必要な資金を含む。」又は「関連公共施設の整備に必要な資金等」という。」を加え、「関連便利施設建設資金等」という。」を加え、「

で第十七条第四項第二号に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる政令で定める事業であるものに関し関連利便施設建設資金等について同項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る関連利便施設若しくは関連公共施設又は土地を質貸し、又は譲渡するときも同様とする。  
第三十九条中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に改める。  
第四十条から第四十四条までを次のように改める。  
第四十条から第四十三条まで 削除  
(経過措置)  
第四十四条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。  
第四十六条第一項中「十万円」を「一十万円」に、「二三〇万円」を「超えて」に改める。  
第四十七条中「金融機関」を「金融機関等」に、「三万円」を「十万円」に改める。  
第四十八条中「受託記者たる金融機関」を「受託記者たる金融機関等」に、「金融機関を含む」を「金融機関等を含む」に、「又は金融機関」を「又は金融機関等」に、「三万円」を「十万円」に改める。  
第四十八条の二中「貸付」を「貸付け」に、「二三〇万円」を「十万円」に改める。

万  
国  
公  
司  
印  
章

第四十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「第三項まで」の下に「(第一)十一条の三第一項において準用する第二十条第一項を含む。」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

#### 附 則

1 (施行期日) 公布の日 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの」を「既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金並びに同項第一号に掲げる者に対する貸付金のうち政令で定める貸付金を除く。」を加え、同表備考中四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の十七条第一項に規定する既存住宅をいう。

第八条第七項中「第二十一条第三項」を「第二十二条第一項に規定する場合を含む。」を加え、「その住宅の建設」の下に「若しくは購入」を加え、「附隨する」を「付隨する」に改める。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)

3 産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第二十一条第三項」を「第二十二条第一項に規定する場合を含む。」を加え、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 公庫法第二十一条第二項の規定は、第二項の表一の項目区分の欄に規定する政令について適用する。

4 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

5 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(一部改正)

第六条中「又は譲渡する」を「若しくは譲渡する」に改め、「政令で定めるもの」の下に「又は住

宅街区整備事業(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)以下この条において「大都市地域住宅地供給促進法」という。)による住宅街整備事業をいう。)により特定市街化区域農地を転用して建設された施設住宅(大都市地域住宅地供給促進法第二十八条第四号に規定する施設住宅をいう。以下この条において同じ。)を購入して賃貸若しくは譲渡しようとする権利者(大都市地域住宅地供給促進法第七十四条第一項に規定する一般宅地である特定市街化区域農地の所有者その他の者で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、「第二十条第二項」の下に「同法第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。」を加え、「又は第二項」を「又は第二項」に改め、同条に後段として次のように加える。

8 住宅金融公庫は、当分の間、毎事業年度、この法律による改正後の住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項の規定による貸付金に係る住宅の総戸数に對し既存住宅(同法同項に規定する既存住宅をいう)の購入を目的とする貸付金及び同法第二十二条第一項の表一の項目に規定する政令で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項目に規定する政令で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項目に規定する政令で定める割合については、一割を超えることとならないようにしなければならない。

9 「中村波男君登壇、拍手」

○中村波男君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

本案は、住宅金融公庫が行う個人住宅貸し付けについて、既存住宅の購入を対象とする貸付制度

(経過措置) 6 住宅金融公庫の貸付金の利率、償還期間及び据置期間については、この法律による改正後の規定は、住宅金融公庫が昭和五十一年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(既存住宅の購入を目的とする貸付金等に係る住宅の総戸数に對する割合)

8 住宅金融公庫は、当分の間、毎事業年度、この法律による改正後の住宅金融公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者に対する同項の規定による貸付金に係る住宅の総戸数に對し既存住宅(同法同項に規定する既存住宅をいう)の購入を目的とする貸付金及び同法第二十二条第一項の表一の項目に規定する政令で定める貸付金並びにこの法律による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項目に規定する政令で定める割合については、一割を超えることとならないようにならなければならない。

9 「中村波男君登壇、拍手」

○中村波男君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

本案は、住宅金融公庫が行う個人住宅貸し付けについて、既存住宅の購入を対象とする貸付制度

及び所得の比較的多い者、規模が比較的大きい住宅等を対象とする政令で定める貸付制度を新たに設けるとともに、宅地造成等に関する貸付業務の拡充、関連公共・利便施設に対する貸付条件の改善、施設住宅に対する貸し付けの特例に関する規定の整備等を行い、住宅金融公庫の業務の拡充を図らうとするものであります。

委員会におきましては、第二期住宅建設五カ年計画の実績と第三期計画の目標、公的賃貸住宅の建設促進、公庫の貸付業務の簡素化、政令で定める貸付制度を新設した理由、貸付限度額の引き上げ、既存住宅の流通促進、関連公共・利便施設の整備に対する貸付条件の改善、民間住宅金融の拡充強化等について熱心なる質疑が行われました

が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了いたしましたところ、二宮委員より、政令で定める所得が比較的多い者、規模が比較的大きい住宅等を対象とする貸し付けに関する規定を削除し、また、政令で定めることになつております既存住宅購入資金の貸付利率を年五・五%以内で政令で定める率と法定すること等を内容とする日本社会党、公明党、日本共産党共同提案に係る修正案が提出されました。

次いで、原案並びに修正案についての討論に入り、日本社会党を代表して松本委員から修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して増田委員から修正案に反対、原案に賛成、公明党を代表して矢原委員、日本共産党を代表して春日委員か

らそれぞれ修正案に賛成、原案に反対の発言がありました。

討論を終了し、採決に入り、まず、修正案は賛成少数をもって否決、次いで、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、坂野委員より、法定金利による貸付戸数の増加、貸付限度額の引き上げ、既存住宅購入資金の貸付率の拡大、関連公共・利便施設の建設資本の貸付条件の改善を内容とする自由民主党、日本社会党、公明党及び日本共産党の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]  
河野謙三君 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一五 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

日程第一六 訪問販売等に関する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長柳田桃太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野謙三殿

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法

(趣旨)  
第三条 一般電気事業会社又は一般ガス事業会社

第一条 この法律は、電気及びガスの安定供給の確保の重要性にかんがみ、今後当分の間ににおける一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の設備の設置のための資金需要の増加に対処するため、これらの会社についての社債発行限度に関する特例を定めるものとする。

(社債発行限度の特例)

第二条 一般電気事業会社(電気事業法(昭和三十一年法律第百七十号)第二条第一項に規定する一般電気事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)又は一般ガス事業会社(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)は、電気事業法第三十九条ただし書又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、

社債の総額は、基準社債発行限度額(一般電気事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいづれか少ない額の二倍の額、一般ガス事業会社にあつては資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般ガス事業会社に現存する純資産額のいづれか少ない額をいう。以下同じ。)の二倍を超えてはならない。

第三条 一般電気事業会社又は一般ガス事業会社は、前条の規定により電気事業法第三十九条ただし書又は商法第二百九十七条の規定による制限を超えて社債の募集をしようとするときは、その募集をしようとする年度ごとに、通商産業省令で定めるところにより、当該年度の社債の募集に関する計画を通商産業大臣に提出して、





(通信販売における承諾等の通知)

官 報 (号) 外

第九条 販売業者は、指定商品につき売買契約の申込みをした者から当該商品の引渡しに先づてその代金の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品につき売買契約の申込みを受け、かつ、その代金の全部又は一部を受領したときは、連帯なく、通商産業省令で定めることにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨(その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知してある場合には、その旨)その他通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、その代金の全部又は一部を受領した後連帯なく当該商品を送付したときは、この限りでない。

(適用除外)

第十一条 第三条から前条までの規定は、次の販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。

一 売買契約でその申込みをした者又は購入者のために商行為となるものに係る販売

二 輸出取引たる販売

三 国又は地方公共団体が行う販売

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売を含

む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第一百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売

2 第四条から前条までの規定は、割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)第一条第一項

に規定する割賦販売又は同条第二項に規定するローン提携販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。

3 第四条から第七条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。

一 その住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した者に対する行う訪問販売

二 販売業者がその営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(連鎖販売取引についての勧誘)

第十二条 統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての広告を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その連鎖販売業に係る商品を店舗その他これに類似

品の販売の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章において「商品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買い受けて販売することをいう。以下同じ。)をする者を特定利益(その商品の再販売をする他の者が提供する取引料その他の通商産業省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。)を收受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)をすることを条件とするその商品の販売に係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。

2 この章において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自らの商標を付し、連鎖販売業に関する広告を自己の名において行い、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。

(連鎖販売取引についての広告)

第十三条 主務大臣は、統括者又は勧誘者が当該

一連の連鎖販売業に係る商品を店舗等によらない形で販売する個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行った場合において、その連鎖販売取引について勧誘をするときは、その連鎖販売業に関する重要な事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

第十四条 統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品の種類

二 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令

- 一 商品の種類及びその性能又は品質に関する事項  
 二 商品の販売条件に関する事項  
 三 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項  
 四 当該契約の解除に関する事項

## で定める事項

## (連鎖販売取引における書面の交付)

第十五条 連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行なう者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引において条件とされる特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者）は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人であるときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

一 商品の種類及びその性能又は品質に関する事項

二 商品の販売条件に関する事項  
 三 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

## 五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

## (連鎖販売取引における契約の解除)

第十六条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。）は、前条第二項の書面を受領した日以後においてその連鎖販売業を行う者からその契約の解除を行うことができる旨及びその契約の解除を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日（その契約に係る特定負担が商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品について、その解除を行なう場合においても同様）から起算して十四日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行なう者（連鎖販売業を行う者）がその契約の解除を行なう場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人であるときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

一 商品の種類及びその性能又は品質に関する事項

二 商品の販売条件に関する事項  
 三 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

## 販売業を行う者の負担とする。

前三項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。

第十七条 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより統括者又は勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者たために商行為となる売買契約の申込みについてのみにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者たために商行為となる売買契約の申込みについてのみにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

## (割賦販売審議会への諮問)

第十九条 主務大臣は、第一條第三項、第六条第一項前段若しくは同項第二号又は第十条第三項第一号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十一條第一項又は第十三条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行なう旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。第一項の契約の解除があつた場合において、その契約を締結した場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者（以下この項において「申込者等」という。）以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等に對してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して六月を経過する日（その経過措置を含む。）を定めることができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行なう旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖

の日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に對してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一月を経過する日後であるときは、その一月を経過する日までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

3 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖

販売業を行なう者の負担とする。

## (主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十三条の規定による命令並びに第十七条

第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

に關する事項については、通商産業大臣及び

当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所

掌する大臣

二 第十九条第一項の規定による割賦販売審議

会への諮問に關する事項については、通商産

業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣

## 第五章 罰則

第二十二条 第十二条の規定又は第十三条の規定

による命令に違反した者は、一年以下の懲役又

は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、十万

円以下の罰金に処する。

一 第四条、第五条第一項、第二項若しくは第

三項又は第十五条第一項若しくは第二項の規

定に違反して書面を交付しなかつた者

二 第五条第一項又は第十五条第一項の規定による書面で虚偽の記載のあるものを交付した者

三 第九条の規定に違反して通知しなかつた者

四 第十四条の規定に違反して表示しなかつた者

五 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

七 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

八 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

九 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

十 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

十一 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

十二 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

十三 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二

号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 第四条及び第九条の規定は、この法律の

施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みに

ついては、適用しない。

二 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規

定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

三 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規

定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

四 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規

定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

五 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規

定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

六 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規

定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

## (割賦販売法の一部改正)

第一条 割賦販売法の一部を次のように改正す

る。

に規定する連鎖販売取引に相当する取引につい

ての契約については、適用しない。

二 第五条第一項中「その商品の送付があつた日」

送付についての第十八条の規定の適用について

は、同条第一項中「その商品の送付があつた日」

とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

三 第五条第一項中「割賦購入あつせん」の下

に「並びに訪問販売等に關する法律(昭和五十一

年法律第一号)第二条第一項に規定する訪

問販売、同条第二項に規定する通信販売及び第

二条第一項に規定する連鎖販売取引」を加え

る。

## (通商産業省設置法の一部改正)

第一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第

二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表割賦販売審議会の項中

「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引」を加える。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君　ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案は、電気事業及びガス事業に関して年々増加する需要に対応する設備資金が急増し、このまま推移すれば資金不足が生ずることにかんがみ、必要な設備資金の調達を円滑にするため、電力会社及び都市ガス会社の社債の発行限度枠をそれぞれ現行の二倍に拡大するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、電力需要の長期見通しと設備資金の調達、自己資本の充実、原子力発電の開発、電力の消化の見通し及び電気料金の値上げ等、各

般にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、竹田現照理事より、原

子力発電の安全対策、電気・ガス事業関係の各種

審議会及び公聴会のあり方等五点にわたって、自

由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党の

共同提案による附帯決議案が提出せられ、全会一

致をもって本委員会の決議としたすべきことに決

定いたしました。

次に、訪問販売等に関する法律案は、近年、商品取引方法が多様化し、訪問販売、通信販売及び

連鎖販売取引の増加に伴う弊害の発生が問題化し

てある現状にかんがみ、その取引の相手方である

一般消費者などが不当な損害をこうむることのな

いよう、取引の公正化を図り、もって商品の流通

の適正化、円滑化を図ろうとするものであります。

なお、衆議院において、連鎖販売取引における無条件解約期間を七日から十四日に延長すること、及び、販売業者が売買契約に基づかないで供給等四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君)　これより採決をいたします。

まず、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案の採決をいたします。

まず、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案の採決をいたします。

まず、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案の採決をいたします。

まず、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案の採決をいたします。

まず、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案の採決をいたします。

まず、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

なお、本案に対し竹田現照理事より、自由民主

党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の各派共同提案による訪問販売、通信販売及び連

鎖販売取引の実態把握及び法違反の摘発体制の整

備、消費者保護及び被害者発生防止の観点に立つ

法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕





通信委員	細川 譲熙君	理事 岡本 智君	訪問販売等に関する法律案
議院運営委員	小巻 敏雄君	理事 林田悠紀夫君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
災害対策特別委員	柄谷 道一君	理事 矢田部 理君	一部を改正する法律案
公害対策及び環境保全特別委員	中尾 辰義君	理事 黒柳 明君	農業者年金基金法の一部を改正する法律案
科学技術振興対策特別委員	三治 重信君	理事 木島 則夫君	昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。		同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公害対策及び環境保全特別委員会に付託した。	の間の協定の実施に伴う特別措置法案
災害対策特別委員	三治 重信君	クリーニング業法の一部を改正する法律案	同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
公害対策及び環境保全特別委員	柄谷 道一君	社会労働委員会に付託	同日衆議院から左の内閣提出案を衆議院に付託
科学技術振興対策特別委員	塩出 啓典君	法律案	法律案（公害対策並びに環境保全特別委員長提出）
同日委員会において選任した委員長は左の通りである。		瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案（公害対策並びに環境保全特別委員長提出）	瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案（公害対策並びに環境保全特別委員長提出）
ロッキード問題に関する調査特別委員会		同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。	野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案
委員長 劍木 亨弘君		北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求める件	下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案
同日委員会において選任した理事は左の通りである。		同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
商工委員会に付託した。		内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを付託した。	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
ロッキード問題に関する調査特別委員会		同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。	海洋汚染防止法の一部を改正する法律案
		同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
		内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを付託した。	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共		同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。	済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

## 官報(号外)

案 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案	「公益上の必要」等に関する再質問主意書（小野明君提出）
賃金の支払の確保等に関する法律案	原子力発電所建設計画についての公聴会に関する質問主意書（志古裕君提出）
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提案案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。	同日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員山崎五郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案	同日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員山崎五郎君逝去による同審議会委員の補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。
学校教育法の一部を改正する法律案（第七十五回国会提出、本院継続審査）	同日本院は、原予力委員会委員に向坊隆君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案	同日本院は、宇宙開発委員会委員に吉識雅夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日委員長から左の報告書が提出された。 瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書	同日本院は、土地鑑定委員会委員に師岡健四郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日左の質問主意書を内閣に転達した。 ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法第四十七条但し書きの	同日本院は、旧軍港市国有財産処理審議会委員に知した。
同日本院は、労働保険審査会委員に長谷川操君を	齋藤逸朗君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、労働保険審査会委員に長谷川操君を	同日本院は、労働保険審査会委員に長谷川操君を
任命することに同意した旨内閣に通知した。	任命することに同意した旨内閣に通知した。
海洋汚染防止法の一部を改正する法律 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 賃金の支払の確保等に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及 び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律 農業者年金基金法の一部を改正する法律 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律 づく昭和五十年度中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和五十年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和五十一年度において講じようとする中 小企業施策についての文書を受領した。 同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和五十一年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和五十一年度において講じようとする中 小企業施策についての文書を受領した。 同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく昭和五十一年度観光の状況に関する年次報告及び昭和五十一年度において講じようとする観光政策に	

ついての文書を受領した。

同日内閣から、国土利用計画法第三条の規定に基づく昭和五十年度国土の利用に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十五年の国際労働機関第六十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定に基づく昭和五十年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

橋本 敦君

外務委員

宮崎 正雄君

小川 半次君

法務委員

中村 利次君

上田 哲君

外務委員

須藤 五郎君

稻嶺 一郎君

災害対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

中村 登美君

社会労働委員

向井 長年君

外務委員

農林水産委員

須藤 五郎君

災害対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員

小川 半次君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員

佐多 宗二君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

運輸委員

初村滝一郎君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

岡本 智君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員

向井 長年君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

稻嶺 一郎君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

運輸委員

瀬谷 英行君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

建設委員

大森 久司君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

古賀雷四郎君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

中村 登美君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

田渕 哲也君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

上田 哲君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同

中村 利次君

公害対策及び環境保全特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

瀬谷 英行君

同

災害対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

三治 重信君

外務委員会に付託

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律案	アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	同日委員長から左の報告書が提出された。	の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案	法律の一部を改正する法律案	クリーニング業法の一部を改正する法律案可決報告書	一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案可決報告書
米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案	米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	民法等の一部を改正する法律案可決報告書	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
大蔵委員会に付託	日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件議決報告書	同日本國とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件議決報告書	同日イタリア共和国上院議長から謝意を表す電報
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。	揮発油販売業法案	訪問販売等に関する法律案可決報告書	わが国北東部を襲つた破壊的地震に際し、参議院を代表して崇高な心暖まる御見舞をいただき心から感謝いたします。ここにイタリア上院を
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。	核兵器禁止法案(金子満廣君外二名提出)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案可決報告書	代表して厚くお礼申し上げます。
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。	同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。	経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件議決報告書	同日イタリア共和国上院議長から謝意を表す電報
身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用	消防法の一部を改正する法律案可決報告書	米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件議決報告書	一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案可決報告書
昭和五十一年五月二十一日 参議院会議録第十三号 議長の報告事項	同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した	予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案可決報告書	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
		同日議員から左の質問主意書が提出された。	同日イタリア共和国上院議長から謝意を表す電報
		参議院地方区定数に関する質問主意書(秦豊君提出)	の促進に関する特別措置法及び中高年齢者等の雇用の通知書を受領した。
		円の国際化および日韓経済関係についての質問主意書(秦豊君提出)	身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の通知書を受領した。

昭和五十一年五月二十一日 參議院會議錄第十三号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可日

定価 一部 一一〇円

発行所

大藏省印刷局  
東京都港区赤坂一丁目二番地  
郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二四四二一(大代)

四九八